

令和 6 年第445回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 6 日 開 会

令和 6 年 12 月 16 日 閉 会

矢 吹 町 議 会

令和6年第445回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	5
議員派遣報告	8
町政報告	8
承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案の上程、説明（議案第42号～第51号）	14
散会の宣告	16

第 2 号 (12月9日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
梅 宮 美和子 君	21
関 根 貴 将 君	26
鈴 木 浩 一 君	34

富永創造君	48
散会の宣告	58

第 3 号 (12月10日)

議事日程	59
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
職務のため出席した者の職氏名	60
開議の宣告	61
一般質問	61
小島紀子君	61
三村正一君	74
青山英樹君	90
総括質疑	107
議案・陳情の付託	107
散会の宣告	107

第 4 号 (12月16日)

議事日程	109
本日の会議に付した事件	109
出席議員	109
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	110
職務のため出席した者の職氏名	110
開議の宣告	111
議事日程の報告	111
議案第42号、第43号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第44号、第45号、陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	112
議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	115
議案第47号、第48号、第49号、第50号、第51号の委員長報告、質疑、討論、採決	117
日程の追加	120
同意第6号の上程、説明、採決	120
同意第7号の上程、説明、採決	121

議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
閉会の宣告	1 4 0
署名議員	1 4 1

令和 6 年 1 2 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

令和6年第445回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和6年12月6日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算(第5号))

日程第 6 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第15号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算(第6号))

日程第 7 議案の上程

議案第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀	子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴	将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩	一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正	一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英	樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀	明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源	喜	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭 君 副 町 長 鈴 木 一 史 君

教 育 長 大 杉 和 規 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
総 務 課 長 正 木 孝 也 君	企画・デジタル推進課長 国 井 淳 一 君
まちづくり 推 進 課 長 神 山 義 久 君	会計管理者兼 総合窓口課長 佐 藤 浩 彦 君
税 務 課 長 小 磯 剛 君	保健福祉課長 山 野 辺 幸 徳 君
農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 鈴 木 辰 美 君	商工観光課長 柏 村 秀 一 君
都市整備課長 有 松 泰 史 君	上下水道課長 西 山 貴 夫 君
行政管理監兼 危機管理監兼 政 策 管 理 監 阿 部 正 人 君	教育次長兼 教育振興課長 佐 藤 豊 君
生涯学習課長 渡 辺 憲 二 君	子育て支援 課 長 小 椋 勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第445回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 富 永 創 造 議員

8番 三 村 正 一 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第445回矢吹町議会定例会が本日12月6日に招集になりましたので、それに先立ちまして、12月4日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画・デジタル推進課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について、議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日12月6日から12月16日までとし、会期日程についてはお手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日12月6日から12月16日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月6日から12月16日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査結果報告書、令和6年度定期監査結果報告書、陳情文書表並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（藤井源喜君） これより例月出納検査結果及び令和6年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

佐藤昇一代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び令和6年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果について報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、8月分を9月25日に、9月分を10月24日に、10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月28日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和6年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間であります、10月30日、31日、11月1日、5日、6日、7日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載誤りがあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行については、おおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります、まず初めに、経費削減についてであります。

令和6年10月の内閣府景気ウォッチャー調査によると、「景気は、緩やかに回復基調が続いている。先行き

について、価格上昇の影響を懸念しつつも、緩やかな回復が続くとみている。」とまとめられており、景気は回復基調にあるものの、円安等による物価上昇傾向がいましばらく続く見込みであり、依然として厳しい状況にあると言えます。

こうした背景から、町の財政状況においては、財政負担として増加する社会保障関連予算、老朽化する公共施設の大規模な改修や更新など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられます。今後も職員一人一人がこれらの状況を十分に認識し、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の節減に努められたく存じます。

次に、町税等の収納向上についてであります。

町税等の徴収については、担当各課においてそれぞれ努力されていることと認められます。しかしながら、厳しい財政状況の中、収入未済額の解消は、財源確保と公正公平を期するために極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の全庁的な進行管理に取り組まれたく存じます。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び令和6年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（藤井源喜君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（藤井源喜君） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） おはようございます。

それでは、閉会中の所管事務調査の結果報告をいたします。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第442回矢吹町議会臨時会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

総務教育常任委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、調査経過。

今回の視察研修は今後、当町でも課題となってくるであろう小中学校における部活動の地域移行について調査、研究をするため、山形県のモデル自治体となっている小国町の事業を参考とすることと決定し、研修前に委員会を開き、担当課から説明を受けながらの勉強会を開催し、研修に臨みました。

研修内容の核となるテーマとして、

- 1、地域運動部活動推進事業に取り組むことになった経緯、背景及び課題について。
- 2、地域運動部活動推進事業が開始されるまでのスケジュールについて。
- 3、地域運動部活動推進事業開始前の検討委員会等の設置及び当該委員会の検討内容について。
- 4、地域運動部活動推進事業開始後の成果及び課題についての4項目に関し、各委員の意見等を踏まえ、そ

の内容、感想、所感を報告いたします。

1つ目と2つ目の事業着手の経緯とスケジュールに関しましては、令和2年、山形県より部活動指導の地域移行のモデル事業の募集があり、小国町が手を挙げ、令和4年度より実践的に地域運動部活動推進事業に着手いたしました。令和6年度には、実証事業として地域スポーツクラブ活動体制整備事業を町が受託し、NPO法人おぐにスポーツクラブY u iに再委託されたといった経緯であります。

3つ目の検討委員会設置と検討内容についてであります。令和4年8月に検討委員会が設置され、9月に保護者、指導者向け説明会、部活動運営委員会の設置、各競技団体、スポーツ少年団への説明及び指導者の確保を行い、10月にはY u iクラブ会員加入申込受付を開始しました。検討内容としましては、対象となるスポーツ、指導体制、活動時間、部活動とクラブ活動の整理、スクールバス等移動手段の確保、受益者負担の徴収等の実証事業内容等について検討されました。

4つ目の成果及び課題についてであります。令和5年度のアンケートの中で、生徒からのクラブ活動の満足度は94%が肯定的であり、指導者も95%が肯定的、また教員の働き方改革にも関連するため、教員の評価としては、部活動地域移行への賛成100%、時間外勤務は86%が減ったと答えているように、十分な成果を得ていると感じました。また、課題についてであります。人材の確保と育成、移動手段等も含めた財源の懸念、事故などによる責任の所在などが上げられています。

今回の視察研修において、小国町と当町では人口密度や規模、地域の特性や環境、事業の実施規模や隣接する町村との連携など、多少の相違があり、当町と比較できないものもありますが、先駆者の取組は十分参考となり、指導者確保の課題を含む業務委託の経緯や、子供たちの移動手段など様々な課題に対し、矢吹町の地域性や人口、生徒数、特色などを熟慮し、子供たちのために第一に考えた事業に取り組んでいきたいと思っております。

今回の視察研修では、事前に勉強会を開催したこともあり、今後の矢吹町の取組方等について、実りある有意義な研修となったと思われます。

なお、今回の視察研修に参加した議員全員の感想、所感などにつきましては、報告書にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、多大なるご配慮をいただきました小国町議会、安部晴美議長、小国町議会事務局並びに教育委員会の職員の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告といたします。

○議長（藤井源喜君） 次に、議会広報編集委員会委員長、7番、富永創造議員。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の所管事務調査の結果報告をいたします。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第442回矢吹町議会臨時会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議会広報編集委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

6、調査経過。

高根沢町は、宇都宮市に隣接する人口2万8,757人が住む稲作を中心とした農業が盛んな町であり、自動車関連の企業も多く進出しています。

今回の議会広報編集委員会の研修先に高根沢町を選んだ理由は、令和5年度町村議会広報表彰、第38回広報コンクールで奨励賞（編集・デザイン部門）を受賞されていたので、大いに参考になるであろうと研修先として決めました。

事前に、高根沢町議会広報常任委員会に6つの質問をしていましたので、その回答を中心にご報告します。

1、議会広報の編集方針。

- ①各ページ、文字はできる限り少なく、写真や見出しを多く使う。
- ②余白を意図的に取り入れ、すっきりとした紙面にする。
- ③QRコードを利用し、ホームページ内にある記事や資料、映像に誘導する。
- ④請願、陳情、それに伴う議会から提出される意見書は記事にする。
- ⑤行政視察、所管事務調査、または研修等の記事は、目的、内容、感想、今後の展望を必ず載せる。
- ⑥肖像権に配慮する。
- ⑦イラストの使用には、著作権と使用許諾の要件を確認する。

質問の2であります。編集に当たって配慮、留意している事項について、特筆すべき点として、定例会後、発行までの期間が20日間で最終校正に入っているということでした。ちなみに、矢吹町議会だよりは、37日間ほどであります。

この効率の違いは、ビジネスチャットツールのLINE WORKSを導入することにより、編集関係者が記事内容を共有し、タイムリーにチェックできることでスケジュールが短縮され、さらに4回ある編集会議も3時間ほどで済ませているとのことでした。

質問3、広報常任委員への報酬の有無の点では、なしとのことでした。

4、議会議員改選後の編集において、初めて編集に参加する委員への対応については、タウン誌元編集長に2度指導を受けるなどの対応をしていることを知りました。

5、議会事務局と広報委員、契約業者の役割分担について、事務局は委員が作成した電子データの原稿チェック、印刷業者への原稿送付、さらに印刷業者は写真の加工、イラストや地図の作成もしてくれるとのことでした。

6、議会だより1部当たりの単価ですが、基本規格（A4、24ページ、表紙、裏表紙カラー、内部は2色）で、1部当たり38円98銭で、新聞折り込みや各公共施設が受け入れ、置いてもらえるとのことでした。

以上が、高根沢町議会広報常任委員からの回答でありました。

これらのことから、「議会だより たかねざわ」も、読者目線に立った記事の記載方法、読みやすさ、興味を誘う内容等に配慮された編集を行っていると思いました。

とりわけ、町民の声や議員の声を多く取り入れた記事編集をしている点に、町民が求めている広報づくりのヒントを得た研修であったと思います。

さらに、令和4年に特別委員会から広報常任委員会となり、構成委員の選出では2つの常任委員会より副委

員長とほか2名が選出され、神林議長も委員の一人と知り、驚きました。

以上、有意義な1日研修でした。

なお、今回の視察研修に参加した議員全員の感想、所感などにつきましては、報告書にまとめてありますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、多大なるご配慮をいただきました高根沢町議会、神林秀治議長、菅谷英夫議会広報常任委員会委員長並びに高根沢町議会事務局の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告といたします。

◎議員派遣報告

○議長（藤井源喜君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（藤井源喜君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは日程第4、町政報告を行います。ちょっと喉を痛めておりますので、ところどころちょっとお聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

第445回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ、議員の皆様には感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第445回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給事業についてであります。

令和6年度に新たに個人住民税が非課税、または均等割のみ課税となった世帯に対する給付金につきましては、7月22日に対象と思われる世帯に文書を発送し、10月末までに1世帯当たり10万円を267世帯に対して総額2,670万円を給付し、そのうち18歳未満の子供がいる29世帯、児童46名分については、児童1名当たり5万円、総額230万円を加算して給付を行い、事業が完了しております。

また、令和6年分の所得税及び令和6年度個人住民税で実施されております定額減税において、定額減税可能額が減税前の税額を上回り、減税し切れないと見込まれる方を対象とした調整給付金につきましては、9月2日に対象者の方に文書を発送し、10月末までに2,891名の方に総額1億2,763万円を給付しております。

なお、11月末までに3,273名の方に総額1億4,052万円を給付しております。

次に、公共交通事業についてであります。

移動手段を持たない方の交通手段を確保することを目的として、令和4年12月より実施している矢吹町コミュニティバス実証実験運行においては、継続的に一定の利用があったことや、職員の同乗による利用者への直接の聞き取り、電話で受けた意見要望、バス運転手に届いた意見のほか、令和5年3月に実施したアンケートによる「将来は利用したい」、「免許を返納したら利用したい」、「お年寄りにはとてもありがたい」などの意見から、多くの町民がコミュニティバスなど地域公共交通を望んでいることが確認できました。一方で、「停留所が遠い」、「好きな時間に利用できない」などの意見もあり、コミュニティバスの一層の利便性の向上が課題となっております。

矢吹町地域公共交通計画に掲げる基本理念「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる～だれもが移動しやすいまち“やぶき”～」の実現に向け、今後、さらなる地域公共交通の充実を図るため、コミュニティバスの実証実験を本年12月末で終了し、新たな事業として令和7年1月からA I活用型オンデマンドバスへ移行いたします。A I活用型オンデマンドバスは、時刻表などを気にせず、利用者の必要、需要に応じて電話やアプリ等で予約が可能となるほか、高齢者のご自宅、例えば庭先から目的地まで送迎するなど、地域公共交通の利便性を確保するために大変重要であると捉えておりまして、現在、運行開始に向けて準備を進めているところであります。

なお、令和7年1月15日には、役場正面玄関前において、A I活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の出発式を予定しております。

次に、三鷹市・矢吹町姉妹市町締結60周年記念交流会についてであります。

今年で姉妹市町締結60周年を迎えた三鷹市と矢吹町の交流会を、10月5日に、矢吹ヒルズゴルフクラブで開催いたしました。三鷹市から河村孝市長、そして伊藤俊明市議会議長、矢吹町からは矢吹町の名誉町民であられる中畑清さん、そして大木代吉本店代表社員社長の大木雄太氏をはじめ、両市町合わせて66名の皆様にご臨席をいただきました。

交流会では、三鷹市と矢吹町が協力して作成した三鷹市・矢吹町姉妹市町締結60周年記念映像によりまして、これまでの交流を振り返りながら歓談し、さらなる友好関係の構築へ向けて思いを深めました。

3ページをご覧ください。

次に、矢吹町オリジナル日本酒、開拓のうた新酒づくり事業についてであります。10月13日、三鷹市・矢吹町姉妹市町締結60周年記念事業として、三鷹市内の小学3年生、4年生と三鷹市アドベンチャーだっしゅ村実行委員会の皆さんの計70名、本町からは神田農事組合及び神田地区の親子計20名が参加したほか、多くの関係者の方々にご協力をいただき、総勢120名で酒米の稲刈りが行われました。

当日は、手刈りによる稲刈りを楽しんだほか、臼ときねを使つての餅つき体験イベントも行われ、参加者と地元の方々との交流が図られました。

次に、遊水地事業についてであります。

11月6日、役場大会議室において、望月福島河川国道事務所長に対し、三城目地区遊水地対策協議会の堀井会長から、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに伴う遊水地整備事業に関する要望書を提出いたしました。これまで提出してきた要望のうち、再度、遊水地貯留時の阿由里川の内水対策や、遊水地の整備計画及び進捗状

況等について住民への早期説明、また新たな要望として遊水地内の除草等の対応について要望を行いました。望月所長からは、引き続き進捗について地域の皆様に丁寧な説明を行い、治水事業と一体とした遊水地整備事業に努めていきますとの話がありました。

また、三城目地区遊水地対策協議会による遊水地の役割や効果について正しい認識が図られる取組の一環として、11月11日に、山形県村山市に所在する大久保遊水地への視察研修会を実施いたしました。研修には協議会役員、協議会員、遊水地対策室員等が参加し、当日は視察に加え、地元の農業者や市役所職員等と意見交換を行う等、今後の遊水地整備事業の参考となる知見を得ることができました。今後も継続的に研修を実施し、遊水地整備事業について理解を深める取組を推進するとともに、遊水地整備後も地元の住民が安全安心に生活できる流域治水の実現に向けて努めてまいります。

4ページをご覧ください。

次に、ゼロ・カーボン宣言についてであります。10月6日に開催されました、やぶきフロンティア祭り2024において、チームやぶき・まちづくり推進課展示ブース前にて、藤井議長、チームやぶき共同代表である株式会社大和三光製作所代表取締役社長大和輝明氏、株式会社未来制御取締役会長水戸勘十氏同席の下、2050年脱炭素社会実現を目指すゼロ・カーボン宣言を表明いたしました。

今後は、町、企業、町民が一体となり、脱酸素社会の実現を図るため、事業を進めてまいります。

次に、やぶきフロンティア祭り2024の開催についてであります。「やぶきの未来を担う、子どもたちのために。」をテーマに、10月6日、文化センター駐車場を第1会場、文化センターを第2会場として、県南地区最大級の規模で開催いたしました。主催は、町、JA東西しらかわ、JA夢みなみ、矢吹町商工会、やぶき経営懇話会で構成されたやぶきフロンティア祭り実行委員会であり、共催として手と手マルシェにご協力をいただくとともに、町内外の134社に上る企業、各種団体から協賛金を頂きながらイベントを盛り上げました。

今年は、いわきFCによるサッカー体験や、未来くるやぶきによる実際の遊具を使用したアクティビティー体験を充実させたほか、全国酪農業協同組合による子牛ふれあいコーナーや宇都宮動物園による移動動物園など、子供たちが実際に動物に触れることができるキッズゾーンを設けました。

第1会場のメインステージでは、光南高校応援団チアリーダー部によるチアダンスや吉本興業所属の芸人によるお笑いライブ、矢吹町名誉町民の中畑清氏によるトークショーなど、多彩なステージショーが披露されました。三鷹市・矢吹町姉妹市町締結60周年となる今年は、前夜の記念交流会から引き続き、三鷹市の馬男木、土屋両副市長にも出席いただきながら、これまでの交流の歴史的経緯やこれからの友好関係の展望をトークショー形式で披露いたしました。

会場内では、日本三大開拓地として交流のある川南町による出店をはじめ、町内外の特産品販売や各団体による展示、PRブースとおいしいグルメの販売ブース、キッチンカーを合わせて117の出店がありました。

第2会場では、やぶき経営懇話会による町内企業の紹介や製品等の展示、太鼓団体による和太鼓の競演、町内団体によるステージショーが披露され、大盛況のイベントとなりました。

次に、一般国道4号4車線化事業についてであります。

矢吹鏡石道路事業の実施に伴い、9月3日に、複合施設KOKOTTOにおいて、地域住民の方々からの意見を計画に反映することを目的として、県南都市計画道路の変更に係る公聴会が開催されました。

また、11月26日には、福島県都市計画審議会が開催され、都市計画変更案の承認により、現在、告示、決定への手続を進めているところであり、都市計画変更が決定された後は、用地買収のための調査に着手していくこととなるため、町といたしましても国、福島県と連携しながら事業の推進を図ってまいります。

引き続き、沿線住民や道路利用者の声に寄り添った道路整備となるよう、計画に関して本町が抱える現状や課題等についての意見交換や議論を行う等、国の主体的で責任を持った取組について、継続的かつ精力的に協議、要望を重ねてまいります。

次に、市町村対抗による各種大会についてであります。

第25回福島県市町村対抗ゴルフ大会につきましては、10月4日、県内から28市町村43チームの参加の下、伊達市のパーシモンカントリークラブで開催されました。町からは1チームが参加し、チーム戦で19位と健闘いたしました。

第18回市町村対抗福島県軟式野球大会につきましては、9月14日から10月6日まで、県内市町村59チームの参加の下、県営あづま球場をメイン会場に開催されました。矢吹町代表チームは、シードにより第2回戦から出場、9月28日の第2回戦で下郷町、9月29日の第3回戦で伊達市、10月5日の準々決勝で西郷村にそれぞれ勝ち、準決勝へと駒を進め、10月6日の準決勝では小野町に1対5で惜しくも敗れましたが、第3位に入賞し、3年連続で好成績を収めることができました。

第11回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、10月5日から10月19日まで、県内市町村54チームの参加の下、相馬光陽ソフトボール場で開催されました。矢吹町代表チームは、シードにより第2回戦から出場し、10月12日の第2回戦で磐梯町、10月13日の第3回戦で西郷村に勝利し、同日の準々決勝で福島市に1対8で惜しくも敗れましたが、ベスト8という成績を収めることができました。

6ページをご覧ください。

次に、BONDS CUP 3×3 BASKETBALL in YABUKI 2024についてであります。11月4日、昨年に引き続き福島県のプロバスケットボールチーム、福島ファイヤーボンズの協力の下、開催され、午前中はファイヤーボンズ選手の指導による小中学生を対象としたバスケットボール教室、午後はファイヤーボンズのチアリーダーチーム、レイグリッターズにも盛り上げていただきながら、町内外16チームの参加による3×3バスケットボール大会が開催されました。天候にも恵まれまして、町内外より多くの皆様が会場を訪れる中、白熱した試合が繰り広げられ、大盛況のうちに終了いたしました。

今後も引き続き、誰もがそれぞれの形でスポーツや運動を楽しめる町、多くの人が集まりにぎわう町として、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場の提供を目指した取組を進めてまいります。

次に、YABUKI ストリート陸上についてであります。11月10日、昨年に引き続きKOKOTTO特設会場において開催され、著名な陸上男子短距離選手の、2012年ロンドンオリンピックから4大会連続オリンピック出場し、2016年のリオオリンピックでは4×100メートルリレーで銀メダルを獲得された飯塚翔太選手、また本町出身で管理栄養士、スポーツ栄養士である荒井恵理子さんをゲストに迎え、陸上女子400メートルで16年もの間、今も破られていない日本記録保持者の千葉麻美さんとのトークセッション、子どもかけっこ教室、矢吹スピードスター決定戦と称した30メートル競走を行い、町内外から延べ200名の参加者とともに、多くの来場者により、まちなかのにぎわい創出を図りました。

次に、第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会についてであります。

11月17日、白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、ゴールの福島県庁までの16区間、96.3キロメートルを58市町村が参加して行われました。矢吹町チームは、選手とチームスタッフ全員の頑張りにより、昨年の成績を大幅に上回る総合11位、激戦の町の部の中で3位に入賞するという大変立派な大健闘の走りでありまして、町民の皆様に元気と勇気をお届けできたものというふうに思います。

ご活躍された選手の皆様の日頃の努力と奮闘をたたえとともに、チームスタッフ及び中継所運営等にご協力をいただいた皆様、そして沿道で応援いただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

次に、矢吹町こどもまんなか宣言についてであります。10月1日、中央幼稚園において、矢吹町こどもまんなか宣言を宣言し、町内12の企業や団体等がこどもまんなか応援サポーターに就任いたしました。

本宣言は、子供たちのために何が最もよいことを常に考え、健やかで幸せに成長できる社会を実現するという国の趣旨に共感、賛同したものであり、今後は矢吹の将来を担う子供や子育て世帯を真ん中に位置づけ、諸計画の策定やサポート等の事業の実施に取り組んでまいります。

以上、ここまで町政報告から13点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他10項目につきましては、お手元に配付いたしました第445回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

大変お聞き苦しい状況となりましたが、大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第5、これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、承認第12号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第14号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）につきまして、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,920万円を追加し、総額を87億8,687万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金300万円、繰入金250万円、町債1,370万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、農林水産業費を土地改良工事により1,100万円の増額、災害復旧費を災害復旧工事等により820万円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第6、これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第6、承認第13号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第15号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,224万4,000円を追加し、総額を87億9,912万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金222万円、県支出金974万5,000円、繰入金27万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を衆議院議員総選挙により974万5,000円の増額、民生費を保育所等改修費等支援事業補助金によりまして249万9,000円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第42号～第51号）

○議長（藤井源喜君） 日程第7、これより議案の上程を行います。

議案第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号及び第51号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、初めに議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員給与と民間給与水準との均衡を図るため、職員の給料月額及び期末手当並びに勤勉手当を引き上げるものであります。

本年10月の福島県人事委員会勧告において、県内の官民給与の調査結果を基に、給料については民間の水準を2.8%下回ったことから給料表について改定を行い、また期末手当及び勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう、年間0.15月分を引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられております。本案は、当該勧告を踏まえ、給料表は若年層に特に重点を置きつつ、全ての号給について平均3.21%の引上げを行い、令和6年4月1日に遡及して適用し、また一般職の期末手当について年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和6年度12月の支給月数を1.225月から1.275月に、一般職の勤勉手当についても年間支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年度12月の支給月数を1.0月から1.1月とするものであります。

なお、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当については、年間0.15月分の引上げに伴い、6月及び12月の支給月数を期末手当は1.25月、勤勉手当は1.05月とし、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第43号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育所等における職員配置の最低基準について見直しが行われたことから、改正府令に準じて条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第44号 矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例についてありますが、本案は土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、町民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的に、新たに条例を制定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行するものであります。

次に、議案第45号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてであります。

大正ロマンの館につきましては、矢吹町中心市街地活性化推進施設として位置づけ、平成28年度から指定管理者による管理運営がなされております。令和7年3月末をもって指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、応募があった2団体について、10月30日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定いたしました。今回、指定管理者候補者との協議が調いましたので、大正ロマンの館の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町八幡町251番地、矢吹町バンド連合会を指定するものであります。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）についてありますが、本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億2,749万8,000円を追加し、総額を92億2,661万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町税3,709万円、国庫支出金1,735万5,000円、県支出金2億2,401万9,000円、繰入金1億2,232万4,000円をそれぞれ増額し、町債を3,430万円減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をふるさと思いやり基金への積立金等により6,968万8,000円の増額、民生費を児童手当等により1億2,296万6,000円の増額、農林水産業費を産地パワーアップ事業補助金等により2億1,455万3,000円の増額、教育費を小中学校の光熱水費等により5,372万1,000円の増額、土木費を町道整備工事費等により3,723万8,000円減額するものであります。

次に、議案第47号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてありますが、本案は既定の歳入歳出予算からそれぞれ20万4,000円を減額し、総額を16億1,748万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金113万8,000円、繰入金3,749万3,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税3,883万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費20万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第48号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,542万1,000円を追加し、総額を17億352万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料1,769万5,000円、国庫支出金839万4,000円、支払基金交付金1,501万3,000円、県支出金1,038万円、繰入金1,393万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費542万7,000円、保険給付費4,991万2,000円、地域支援事業費219万5,000円、諸支出金1,343万8,000円をそれぞれ増額し、基金積立金を555万1,000円減額するものであります。

次に、議案第49号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ774万6,000円を追加し、総額を2億2,680万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料711万1,000円、繰入金48万2,000円、繰越金15万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費48万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金726万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第50号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入につきましては、既定の額に330万円を増額し、総額を4億3,552万3,000円とするものであり、内容は営業外収益を330万円増額するものであります。

収益的支出につきましては、既定の額に125万6,000円増額し、支出予算総額4億4,729万3,000円とするものであり、内容は営業費用を125万6,000円増額するものであります。

次に、議案第51号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額に455万4,000円を増額し、総額を4億3,734万7,000円とするものであり、内容は営業費用を455万4,000円増額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額に81万円を増額し、総額1億7,296万7,000円とするものであり、内容は営業費用を81万円増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業については、既定の額に250万円を増額し、総額2億1,033万2,000円とするものであり、内容は企業債を250万円増額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額に258万9,000円を増額し、総額3億2,854万4,000円とするものであり、内容は建設改良費を258万9,000円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、流域下水道事業債を250万円増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

大変聞き苦しいところがありまして、恐縮でした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。
本日は大変ご苦勞さまでした。

(午前11時01分)

令和 6 年 1 2 月 9 日（月曜日）

（第 2 号）

令和6年第445回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和6年12月9日(月曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	梅 宮 美和子 君	2番	小 島 紀 子 君
3番	芳 賀 慎 也 君	4番	関 根 貴 将 君
5番	高 久 美 秋 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	富 永 創 造 君	8番	三 村 正 一 君
9番	鈴 木 隆 司 君	10番	青 山 英 樹 君
12番	角 田 秀 明 君	13番	堀 井 成 人 君
14番	藤 井 源 喜 君		

欠席議員(1名)

11番 熊 田 宏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭 君	副 町 長	鈴 木 一 史 君
教 育 長	大 杉 和 規 君	総 務 課 長	正 木 孝 也 君
企画・デジタル推進課長	国 井 淳 一 君	まちづくり推進課長	神 山 義 久 君
会計管理者兼総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保健福祉課長	山 野 辺 幸 徳 君	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	鈴 木 辰 美 君
商工観光課長	柏 村 秀 一 君	都市整備課長	有 松 泰 史 君

上下水道課長	西 山 貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊 君	生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君
子育て支援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、10番、青山英樹議員、11番、熊田宏議員より、遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることであります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 梅 宮 美和子 君

○議長（藤井源喜君） 通告1番、1番、梅宮美和子議員の一般質問を許します。

1番。

〔1番 梅宮美和子君登壇〕

○1番（梅宮美和子君） 皆様、おはようございます。傍聴にお越しの皆様、本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

議員になり、初めての一般質問になります。とても緊張しております。私なりに質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私ごとで恐縮ではありますが、これまで大きな病気もなく、自分ではいつも健康な体と思っておりましたが、今年の夏に軽い脳梗塞を起こし、入院いたしました。多くの方々にご心配をおかけしましたこと、申し訳ございませんでした。おかげさまで早期であったため、大事には至らず、よかったと思っております。多くの皆様からの温かいご厚情を賜り、感謝申し上げます。

健康なときこそ予防医療、病気予防の大切さを経験いたしました。皆様方も、家族のため、自分のため、日頃から健康管理に注意をされ、気配りをしていただくことを切に願うところであります。このような経験を踏まえ、一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、町民の病気予防と病気の早期発見、早期治療についてであります。

質問の目的であります、今年私が経験し、病気予防の大切さを痛感いたしました。町民の皆様が健康で生き生きとして生活を送るため、町民検診の受診率を上げ、病気の早期発見、早期治療につなげていただきたく、質問をいたします。

日本人の平均寿命は、厚生労働省の令和5年簡易生命表によると、男性81.09歳、女性87.14歳であります。それと同時に健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命も重要であると考えております。

近年、食生活の変化や運動不足などにより、高血圧、糖尿病や大腸がんなどの生活習慣病が問題になっております。

生活習慣病の発症は、その名前からも示唆されるように日々の生活習慣が深く関係しています。具体的には食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などです。例えば、カロリーの過剰摂取は糖尿病につながります。また、睡眠が十分に取れていない状況では高血圧につながる可能性があると言われております。

このような病気にならないようにするには、予防が重要であります。生活習慣病予防として、運動施策の推進、栄養、食育対策、たばこ対策、アルコール対策、睡眠対策があります。町民一人一人が日々、これらのことに注意しながら生活することが第一であると考えております。

また、自分の健康をチェックすることも大事であります。そのために町民検診を受診していただき、健康状態を確認することもまた重要であります。

町民検診では、基本的な健康診断に加え、対象者を分け、胃がんや乳がん検診等のがん検診や人間ドックなども行っております。生活習慣病などをチェックできるよい機会です。自分では分からなかった病気が早期発見できれば、早期治療につながり、病気の進行を抑え、また治療によっては完治することも可能であります。

現在の世の中では、生涯のうちに男性の2人に1人、女性の3人に1人はがんにかかると推測されております。死因の第1位となっており、年間30万人以上の国民がんで亡くなっている状況です。もし、がんにかかってしまったときは、手術しなくても陽子線治療で治っている方もおられるようです。患者さんの身体的負担や副作用のリスクが少ない、体に優しいがん治療方法があるようです。

そこで、病気にかからないための町民への施策、町の検診概要や検診により精密検査が必要になった方への対応などについて伺います。

1点目ですが、町では生活習慣病にかからないようにするために町民に対し行っている施策は、どのようなものがあるか伺います。

2点目ですが、町で実施している町民検診の事業概要（内容）を伺います。

3点目ですが、町民検診（特定健診、がん検診、人間ドックなど）によって病気等の疑い（要精検）があった場合、その町民に対し町はどのような対応をしているか伺います。

次に、今後の健康センター施設改修等及び運営についてであります。

質問の目的であります、町の健康増進施設である健康センターあゆり温泉と温水プールの今後の施設改修や施設運営、そして町内外からの利用者増に向けた施策等についてのお考えをお聞きしたいためであります。

あゆり温泉は、すばらしい泉質で源泉かけ流しの温泉です。飲泉場所もあり、温泉スタンドや広々とした湯

舟もあり、天井も高く、とても快適です。近くには温水プールもあります。福島県及び全国の市町村を見ても、これだけそろっている温泉施設はないと思います。日本一健康なまちづくりに最適であると考えております。

このようにすばらしい施設ではありますが、課題もあると思います。現在のあゆり温泉は、旧消防署側から駐車場に止めて入り口まで到着するのには、まず階段9段上がり、坂道を歩き、また7段、階段を上がってやっと入り口に着きます。県道側から入り駐車場に止めますと、急な階段19段を上がり、さらに7段上がって入り口に着きます。町民の方利用が4割、町外の方利用が6割とのことです。高齢者の方々や足の痛い方は、温泉に行くのを諦めてしまうという話もお聞きします。また、階段があるので隣村の温泉に行っているとの話も聞きます。

さきの議会全員協議会で、あゆり温泉擁壁改修が令和9年度より始まるとの説明がありました。改修には2億円以上の経費がかかるとのことであります。

建物も古く、さらに多額の改修費を考えると、新築ということも考えられないかと思います。

また、現在の子供たちはスマホやゲームに夢中で、外遊びや体を動かす機会が少ないように思われます。楽しみながら体力づくりに励むことができる流れるプールやウオータースライダーがあれば、子供から大人まで楽しむことができ、体力増進にもつながります。また、三鷹市との子供たちの交流にも喜ばれると思います。自然の恵みにより1年中楽しめることができます。これは矢吹町にしかできないと思います。

さらに、あゆり温泉の食堂の利活用についてですが、指定管理者との協議が必要かと思いますが、利用者増を図るため、温泉利用者へ軽食などを提供し、ゆっくりとくつろいでいただくことや、子育て世代の支援策として、残業で遅くなる時などへの対応として、事前予約の夕食等提供などできないかと考えております。

そこで、今後の健康センターの施設改修等や施設運営について伺います。

1点目ですが、あゆり温泉新築のお考えはあるか否かを伺います。

2点目ですが、流れるプールやウオータースライダーを設置する考えがあるか伺います。

3点目ですが、あゆり温泉の食堂を利活用し、軽食や事前予約の夕食提供の考えはあるかどうか伺います。

以上であります。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴に来られた皆さん、お忙しい中ありがとうございます。今日は多数おいでいらっしゃいます。我々も大変励みになります。

私も梅宮議員同様、体力にはちょっと自信があつて、大きな病気もなくおりましたが、最近風邪から喉を痛めておりまして、改めて健康の大事さを痛感しているところであります。お聞き苦しい点あるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

それでは、1番、梅宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、生活習慣病の予防のための施策についてのおただしであります。

本町におきましては、町民検診として、例年8月下旬から9月上旬にかけ、保健福祉センターで実施する集団検診と、指定医療機関で行う個別検診を実施しております。

町民検診では、40歳から74歳の国民健康保険に加入している方を対象に、生活習慣病予防を目的とし、メタボリックシンドロームに着目した、いわゆるメタボに着目した特定健診、75歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防や重症化を防ぐこと及び加齢に伴う心身の衰え、いわゆるフレイルをチェックし、医療や介護予防につなげることを目的とする高齢者健診、胃がん、肺がん、大腸がん及び女性がんなどを発見することを目的とするがん検診の大きく3種類に分類し、実施しております。

本町の町民検診の特徴といたしましては、腎障害の早期発見につながる尿中微量アルブミン検査の実施並びにフレイルとなる低栄養状態を見つける血清総たんぱく及び血清アルブミン検査を追加するなど、生活習慣病の早期発見、重症化予防に力を入れ、重点的に取り組んでおります。

また、特定健診、高齢者健診受診後に、生活改善が必要と思われる方に対して、町民検診結果説明会を開催し、保健師、管理栄養士等による個別相談を行い、食事や運動などの生活習慣の見直しや、健康的な生活を維持できるよう働きかけを行っております。

その他の取組といたしましては、若い世代からの生活習慣病予防を目的として、18歳以上の方を対象とし、自ら設定した健康づくりの目標の達成状況により、保存食品やタオル、電動歯ブラシなどの様々な生活日用品が受け取れるやぶき健康づくりポイント事業や、20歳以上の方を対象とした体力向上及び生活習慣病予防のための運動を行うヘルスアップ教室を開催し、若い世代からの生活習慣病予防への動機づけに取り組んでいるところであります。

今後は、このような事業を継続して実施していくとともに、より一層関係機関と連携し、若い世代への食育やがん教育、幅広い年代の方を対象としたがん、糖尿病、高脂血症及び高血圧などの生活習慣病の予防のための健康講演会を行うなど、生活習慣病の予防に関する様々な取組を進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民検診の事業概要についてのおたけであります。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、町民検診では特定健診、高齢者健診、がん検診の3種類を実施しており、集団検診では国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方、加入する保険にかかわらず、がん検診を希望する40歳以上の方や、高齢者健診を希望する75歳以上の方に対し、例年6月上旬に申込みの案内通知及び受診録を送付し、コールセンターまたはインターネットにより申し込んでいただいております。

集団検診は、例年8月下旬から9月上旬の15日間、町保健福祉センター及び検診バスにおいて、身体測定等や胸部、胃部のレントゲン検査を実施しております。

また、女性がん検診のうち、子宮がん検診については、例年10月に20歳以上の偶数年齢の女性を対象に子宮頸がん検診を実施しておりまして、乳がん検診については、例年12月に40歳以上の偶数年齢の女性を対象に視触診検査及びマンモグラフィー検査を実施しております。

なお、集団検診の日程では受診できなかった方のために、追加集団検診を例年11月に実施しているほか、集団検診以外で自分の都合のよい日に受診できるよう、白河市及び西白河郡管内の指定医療機関による個別検診の実施や、国民健康保険に加入している方を対象とした人間ドックなどを実施しており、町民の様々なニーズに対応した受診環境を整えております。

さらに、今年度、新たな取組といたしまして、コールセンターによる申込受付及びウェブ問診を導入いたし

ました。コールセンターは、従来のはがきで受診希望日を記載する申込みと異なり、申込みと同時に受診日が決定するというメリットがありまして、ウェブ問診は自宅等であらかじめ問診を回答することで、検診当日の検査がスムーズに受けられる等のメリットがあります。

今後も、町民検診の受診により、様々な生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるため、検診に対するニーズを把握し、近隣市町村の動向も注視しながら、受診しやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民検診受診後に要精密検査となった方への対応についてのおたかしであります。

特定健診及び高齢者健診で、要精密検査の判定を受けた方には、結果通知書のほかに、要精密検査の項目が一目で分かるよう色づけした定期健康診断結果一覧と、検診結果の見方について記載した通知書を同封し、送付しております。

特に、医療機関への受診や生活改善が必要と思われる方については、直接、検診結果の説明、生活状況の確認を行い、医療機関への受診勧奨を行うため、結果通知書は郵送せず、検診結果説明会の開催通知を送付しております。

また、がん検診では、要精密検査の判定を受けた方には、例年1月から2月にかけて、検診委託機関から直接、精密検査受診勧奨通知が送付される仕組みとなっております。その後も、受診が確認できない方については、例年3月に町から受診勧奨の通知を別途送付し、受診の動機づけを行っております。

今後も、精密検査受診までを検診と捉え、精密検査の受診率向上を図るとともに、全ての人が心身ともに健康で、健康寿命を延ばし、生活の質の維持、向上を図ることができるよう、健康づくりに関する情報提供及び健康づくりに取り組みやすい環境づくりを積極的に進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。

失礼しました。

次に、あゆり温泉の新築についてのおたかしですが、あゆり温泉を高く評価していただいております。関係者、そして関係職員等、励みになることだと思います。

あゆり温泉は、浴室、露天風呂のある温泉施設と、受付、大広間等の老人福祉センターを総称し、あゆり温泉として営業しております。

老人福祉センターは昭和58年4月、温泉施設は平成3年6月に供用を開始し、これまで延べ390万人を超える大変多くの方に利用されておりますが、耐用年数の半分を経過しまして、老朽化対策が必要となっております。

議員おたかしの新築につきましては、将来の温泉施設の需要予測や町の財政状況、そして、あゆり温泉がもたらす効果等を鑑みまして、民間活用の可能性調査について、令和7年度中に検討し、新築を含む今後の在り方について判断してまいりたいと考えております。

今後も、町民の健康増進に加え、町の観光資源の一翼を担えるような魅力ある施設となるような調査、検討を進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターへの流れるプールやウオータースライダーの設置についてのおたかしであります。

温水プールをはじめとする健康センターは、町民の健康増進、教養の向上及び老人の福祉向上を図ることを

目的に設置しており、現在の建物に流れるプールやウォータースライダーの設備を設置するためには大規模な改修工事が必要となり、工事に伴うあゆり温泉、あるいは施設の長期にわたる休館による料金収入の減少や改修費用の負担増、町の財政への影響、そしてやはりあゆり温泉のファンも議員おただしのように、お考えのように、大変、温泉そのもののファンも多くいらっしゃっておりますので、楽しみたい方々の声が長期休業ということについてどうかということも考えますと、設置は当面、難しい状況ではないかというふうに考えます。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あゆり温泉の食堂の利活用についてのおただしであります。

現在の食堂は、平成27年度当時の指定管理者が、東日本大震災以降の利用者減少への対策として、食をコンセプトに、安全安心な食と魅力ある癒やしを提供することを目的に、厨房と食堂を改修し、設置したものであります。

現在の指定管理者においては、コロナ禍を経て、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置づけされた後も、入浴後休憩せず帰宅する方が多い状況に変化がなく、収益化がなかなか見込めないと考えているということから、食堂の営業を行わない判断をしているところであります。

あゆり温泉については、民間の知識や技術を工夫することで、公共サービスの提供方法の創意工夫を図り、その品質と効率を向上させることを目指し、指定管理者制度を導入しているため、施設の利活用については、利用者アンケート等での要望等に基づきまして、バレルサウナや、それから温泉のタイルを畳敷きにする等の工夫を指定管理者、あるいは関係者が主体的に工夫しながら取り組んでおります。

町といたしましても、指定管理者と情報を共有しつつ、施設の利活用について今後もしっかりと様々な方面から検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、梅宮議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

1番。

○1番（梅宮美和子君） 再質問はありませんが、町民の皆様が健康で生き生きと過ごせる今後の取組に期待いたします。ご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、1番、梅宮美和子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時45分です。

（午前10時31分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午前10時46分）

◇ 関 根 貴 将 君

○議長（藤井源喜君） 通告2番、4番、関根貴将議員の一般質問を許します。

4番。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴にお越しくされました方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年の元旦に発生した能登半島地震から早いもので1年がたとうとしておりますが、倒壊した住居、建物など、いまだ手つかずのものもあり、復興の難しさを思い知らされます。被災された方々には一日でも早く日常を取り戻し、多くの方が穏やかに新年を迎えられるよう願うばかりであります。

また、自然災害がいつ、どこで起きてもおかしくないこの日本、当町においても防災への意識を高めていかなければと思う次第であります。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

大きな項目で1、障害者福祉への町の対応について。

質問の目的。

グループホーム、障害者支援施設において、地域連携推進会議が来年度から義務化されると法改正がなされたことにより、地域住民の代表者や市町村の担当者などにより構成される協議会を設置しなければならず、また事業所の見学や要望や助言などを聞く機会を設けるなど、事業の運営に携わっていくことになることに對し、町の担当課や民生委員などの協力が必要となるので、早期の検討を進めなければならないと考えている。また、障害者への役場窓口での対応について、懸念されることについてお伺いいたします。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

今年8月頃に共同生活事業所やぶきからの相談及び要請を受け、保健福祉課の課長及び民生委員の方々と共に、8つのグループホームに対して人材の確保について対応していただいている状況であります。令和6年10月20日に来年度に向けた第1回目の会議を実施したが、その他の事業所からも要請があるものと思われます。人材の確保等、今後の対応をお伺いいたします。

また、障害者支援について、役場窓口では順番に呼出し番号を受け取るシステムが最近導入されましたが、聾啞者の方からご意見をいただきましたので質問させていただきます。

質問事項①、当町において地域連携推進会議の設置が必要となる事業者数やグループホームの数などは把握しているか、お伺いいたします。

②地域連携推進会議の設置が法改正され義務化されることにより、今後、推進会議参加メンバーなど町への人材の要請などがあると思うが、どのように対応していくか、お伺いいたします。

③役場窓口で混雑している場合に受け取る順番案内サービスであるが、掲示板もなく、耳が聞こえない聾啞者にとっては、いつ呼び出されているかも分からず、不安になりながら待機しているとのこと。振動で伝えるような補助的なサービスを検討してはどうか、お伺いいたします。

大きな項目2、都市公園について。

質問の目的。

現在、当町内に都市公園と呼ばれる公園は、大林公園、中町ポケットパーク、大池公園、小池公園、ひまわり公園、新町公園、小松公園、三城目学校山公園、田内公園、神田公園の10か所、それに昨年の供用が開始された中畑公園が加わるものと思われるが、現在、世帯数も大幅に増加し、子育て世代が圧倒的に多い町内の中

心部でもある曙町や八幡町内に、都市公園はおろか、子供が遊べる小さな公園すらない状況であります。災害時などに一時避難する場所も確保できない現状を鑑み、今後の検討及び対応等についてお伺いいたします。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

都市公園における都市計画決定及び変更について、昨年度から今年度にかけて審議及び決定されていると思うが、曙町や八幡町にお住まいの、特に子育て世帯の方々から子供たちが安全に遊べる公園が近くにはない、世帯数や人口密度も多い地区にもかかわらず、災害時に避難場所さえないという意見が多くあり、公園設置の必要性の要望が多数ある。今年度、来年度というわけにはいかないが、今後の矢吹町都市整備計画に新たに都市公園の設置を加えていくべきであると考えます。

質問事項①、都市公園における都市計画決定及び変更について、現在までの経過と進捗状況、今後のスケジュール、課題等をお伺いいたします。

②子育て世代を中心に宅地分譲等で住宅の新築が増加している曙町や八幡町内に都市公園がない現状であるが、地区の住民からの要望も多く、災害時の緊急避難場所としても必要性を感じている。住みやすい、暮らしやすい町をうたう矢吹町としてこれらのニーズに応えるべきではないかと思うが、その考えを伺う。

③町の中心部に都市公園の設置は今後検討していく課題であると思う。用地の選定や予算など課題は多くあり、今すぐ取り組むことは困難であると思うが、曙町や八幡町地内に町所有の候補となり得る用地はあるか、お伺いいたします。

以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域連携推進会議の設置が必要となる事業者数及びグループホームの数についてのおただしであります。

地域連携推進会議とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に基づく障害福祉サービス等の運営に関する基準等が令和6年度に改定され、障害者支援施設等に対して、地域との連携等を図るため、地域連携推進会議の開催及び推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務づけられました。

推進会議につきましては、障害者支援施設及び共同生活援助事業所、いわゆるグループホームとして認定を受けた事業所単位に設置する必要がある、町内に設置すべき推進会議は3事業者が運営する3事業所が該当いたします。

その内訳といたしましては、障害者支援施設が1事業所、グループホームが2事業所あり、グループホームの数は12か所となっております。

なお、町内には、このほかにグループホームが1か所ありますが、その事業所は町外となるため、地域連携推進会議の設置は事業所の所在地市町村で行うこととなります。

町といたしましては、推進会議が円滑に設置され、障害者支援施設等と地域の連携が図られるよう支援して

まいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域連携推進会議への人材要請についてのおたかしであります、厚生労働省で作成した地域連携推進会議の手引きに記載されている推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある者、経営に知見のある者及び施設等所在地の市町村担当者とされ、有意義な意見交換ができる人数として5名程度が望ましいとされております。

また、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することとされており、事業者から町へ推進会議の構成委員について要請があった際には、町として施設や利用者の状況把握も重要であることから、積極的に参加を検討してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、耳が聞こえない方への窓口対応についてのおたかしであります。

本町では、日頃より来庁者に寄り添った窓口サービスを行ってきたところであり、ご指摘のありました受付番号発券機につきましては、窓口の混雑時において、受付をした方としていない方の判別ができないことがあったことから、その対策として今年5月より導入したものであります。

この発券機の導入以降、来庁者を受付順に漏れなく呼び出すことができるようになったほか、来庁者も呼出しされるタイミングをおおよそ予想でき、これまで大きな問題もなく運用してきたところであります。

今回の質問を受けまして、聴覚に障害のある方や補聴器をご利用の方の利便性向上を図るため、新たに受付番号の表示が可能な発券機を窓口を導入し、運用を始めたところであります。議員ご指摘の振動で伝えるタイプの機器につきましては、新たなこれらの対応、発券機の運用状況を踏まえ、皆様の声を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

今後も、窓口サービスとして、来庁者に対し、細かな声がけや担当部署への速やかな案内を併せ行うなど、丁寧な対応を心がけてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、都市公園における都市計画決定及び変更に関する現在までの経過と進捗状況、今後のスケジュールや課題等についてのおたかしであります。

本町は現在、大池公園、大林公園、小松公園、ひまわり公園、新町公園、小池公園、中町ポケットパーク、田内公園、神田公園及び三城目学校山公園など、10の都市公園があります。そのうち、中町ポケットパーク、田内公園、神田公園及び三城目学校山公園につきましては、令和5年度に都市計画決定を受けた都市公園であり、これらの都市計画決定を行うために、令和3年度から令和5年度にかけて、各公園の測量や図面作成等の業務を実施するとともに、住民説明会及び公聴会の開催や、本町の都市計画審議会への諮問及び都市計画法に基づく一連の必要な手続を行い、令和6年3月29日に都市計画決定に至っております。

また、今年度、トイレ設置工事の完成を予定している中畑公園につきましては、今後都市計画決定を行い、都市公園に位置づけたいと考えておりますが、測量や図面作成、都市計画法に基づく一連の手続などを実施する必要があることから、実施には費用や時間を要するものと考えております。

今後、町の財政状況等を十分に考慮しながら、都市計画決定の実施時期や対象となる公園について検討し、計画的に進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。

失礼しました。続けます。

次に、曙町や八幡町地内への都市公園整備の要望についてのおたかしであります。

近年、町内では宅地分譲等により住宅地が増加しており、特に八幡町地内において新築住宅の増加が見られます。町にもホームページを通じ、公園整備の要望をいただいております。議員おたかしのとおり、公園整備の要望は多いと認識しております。

公園は、子供たちにとっては遊び場として、高齢者にとっては身近な憩いの場として、さらには地域における多世代の交流の場として重要な役割を担うとともに、災害時には緊急避難場所や救援活動の拠点にもなることから、町としても新築住宅の増加に伴う公園整備の必要性、重要性については十分認識してきているところであります。

その他の地域につきましても、同様に公園整備や遊具設置の要望をいただいていることから、今後、町全体のバランスを考慮しながら、調査、検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、曙町や八幡町地内における公園設置候補地となり得る町有地の有無についてのおたかしであります。

曙町や八幡町地内において、現時点で公園用地として活用できる町有地は存在しない状況であります。公園を設置する場合には、議員おたかしのとおり、用地の確保等を含め、多くの費用と時間を要するものと考えております。

しかしながら、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、公園は子供たちの遊び場、災害時における緊急避難場所等にもなることから、公園の設置につきましても重要性が高いと認識しております。今後、町の財政状況を踏まえ、補助金等の活用による財政負担を軽減した効果的な整備手法を検討するとともに、候補地について調査をしてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

1番目の大きな質問、1番目になりますが、対象となる事業所の数が3事業所と答弁の中にありましたが、現在、共同生活事業所やぶきさんは対応していただいているのですが、ほかの2つの事業所から現時点で連絡などは来ているかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

現時点におきまして、ほかの施設からの委員の要請はございません。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

来年度から義務化されるとのことですので、必ず何かしらの相談、連絡などはあると思うんですが、先ほどの答弁にも、人材の確保に積極的に参加を検討してまいりますというところではありますが、この地域連携推

進会議の義務化は、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることで、事業運営の透明性を高め、質の向上及び確保につながるものと考えられております。

現在、共同生活事業所やぶきのグループホーム8軒に対して、地域連携推進会議の構成員は17名であり、その中に保健福祉課長、民生委員2名、私も名前を連ねておりますが、今後その他2つの事業所から人材の要請があった場合、利用者やその家族に対しての守秘義務がありますので、誰でも携わるわけにはいかない人選となってくると思います。職員や民生委員のお力を借りるだけではなく、情報を外部に漏らさない人材の登用というのも必要になってくると思うのですが、そういった場合、町や町民に対する思いの強い議会議員への参加要請があってもよろしいのではないかなと私は思うのですが、その辺の人材の要請などはどのように考えているか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

地域連携推進会議の委員構成メンバーについては事業所が決定をいたしますが、施設のほうから相談された場合は、人選の一つとしてアドバイスしてまいりたいなというふうに思いますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

議員の皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

今回、共同生活事業所やぶきのスタッフの方から、矢吹町は身体的な障害や精神的な障害を持たれている方への医療施設の充実度、さらに高齢者介護施設や老人福祉施設の数、社会福祉協議会などの取組や就労支援など、県内の他市町村を見てもこれだけ充実している町はないとお褒めの言葉をいただきました。このような面においても、矢吹町のアピールポイントになるのではないかと思いますので、さらなる福祉の充実に注力していただきたいと思います。

それでは次に、役場窓口に設置された受付番号発券機の導入についてであります。この導入に当たり、広報や町ホームページなどで町民の方々へ周知するなどを行ってからの導入であったかどうか、伺わせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤総合窓口課長。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） それでは、4番、関根議員の再質問にお答えさせていただきます。

発券機導入に関しましては、特に広報等は行っておりません。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

4番。

○4 番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

現在は役場窓口に番号表示される機械が設置されており、迅速な対応に感謝いたします。ありがとうございます。

しかしながら、聾啞者の方から相談を受けた際には、いまだ番号表示されるものは設置されておらず、サービスを導入する際に、耳の聞こえない方や目の不自由な方への配慮について事前に協議などは行われていたのか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤総合窓口課長。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、窓口の混雑時の受付をスムーズに行うため、また受付をしていない方が出ないように、当初、発券機を導入いたしました。耳の不自由な方への対応につきましては、ご相談あつてから我々の課の中でも話をしておったところでしたが、今回の議員の質問を受けまして、役場内で確認しましたところ、番号表示付きの発券機が使えることが確認できましたので、早速導入させていただいたところでございます。

今後も、窓口の利用者の皆様にとって利便性の向上を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

4 番。

○4 番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

今では銀行や飲食店などでは当たり前のようにある受付発券機ではありますが、我々にとっては当たり前のことでありましても、それが当たり前ではない方々への配慮等について、常に念頭に置いた業務運営であつてほしいと願います。令和5年1月より施行された矢吹町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例もございますので、障害をお持ちの方に優しい町であると、今後も心配りをお願いいたします。

また、あと補足となりますが、2年前の私の一般質問の中で、手話サークルをつくっていただきたいという要望もありましたので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは次に、大きな項目2番目の都市公園についての再質問に移らせていただきます。

答弁にありましたように、曙町と八幡町の世帯数の人口の増加は認識しているものと思いますが、現在の子育て世代、そして子供の数のデータがありますので、申し上げさせていただきます。

令和6年6月のデータではありますが、小学校1年生から6年生までの分布データであります。三神小学校区108名、中畑小学校区146名、矢吹小学校区184名、善郷小学校区419名、そのうち曙町地区が43名、八幡町地区だけで108名となっております。また、今度は1歳から6歳までの児童数といたしましては、三神小学校区62名、中畑小学校区91名、矢吹小学校区146名、善郷小学校区372名、そのうち曙町地区31名、八幡町地区131名となっており、善郷小学校の曙町、八幡町、この2つの地区だけで三神、中畑、矢吹小学校区のそれぞれの

人数を上回っている状況であります。

これだけ多くの世帯、人口が密集している地区ですので、災害など発生した場合の緊急避難場所としても活用できることから、早期に都市公園を都市整備計画に加えてほしいと願いますが、いかがお考えか、重複すると思いますが、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 4 番、関根議員の再質問にお答えいたします。

改めて、人口増加が見られる八幡町、曙町地区への公園整備についての考え方でありますが、町長答弁にもありましたとおり、非常に公園整備の要望をいただいている必要な地域であるというふうに認識しております。

整備計画というおたかしでしたが、町の都市計画マスタープランの中では、町内全域に学校やグラウンド等のオープンスペースと連携を図りつつ、街区公園等の整備について効率的に、250メートルの徒歩圏に身近な公園のない公園整備地域への解消を目指すということで計画しておりますので、引き続き必要な地域について、八幡町、曙町地区だけではなく、町全域も含めて公園整備の在り方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

4 番。

○4 番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

そうですね、今、やはり曙町、八幡町地区に大きな都市公園を整備する用地がないという状況でありますので、かなり難しい問題ではあるなと思うんですが、できるようになった暁には、現在、矢吹小学校や文化センター駐車場内につくられております耐震性飲料水兼用貯水槽の設置やドクターヘリの発着できるような、そのぐらいの都市公園をつくっていただければなというふうに私は考えております。

次になりますが、今回の質問に際し、都市公園の整備となると、予算も時間もかかることは誰もが想像できると思います。ですが、地域住民の切な願いとして、ミニ公園、矢吹町には都市公園のほかにもミニ公園と呼ばれるものが数か所あると思うんですが、ミニ公園の設置は早急にしていきたいという思いがあります。

今回、担当課の方へ、八幡町を通っている矢吹大橋、この矢吹大橋の高架下の利用については可能かどうか、お尋ねさせていただきました。高架下の空間活用として、現在、公園など全国で多く造られております。高架下は暗い、危ないなどのイメージをお持ちの方もいるかもしれませんが、しかし、雨が降っても遊べる、夏は日陰になって安心など、利点もあります。県との協議も必要があると思いますが、これについての答弁をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 4 番、関根議員の再質問にお答えいたします。

公園整備に係る整備費用を軽減させる手法として、議員おただしのミニ公園についても、そういう考え方も一つであると考えております。

先ほど再質問にありました設置の候補地として、県道棚倉・矢吹線、矢吹大橋の下の土地につきましては、県の県道の敷地内にありますので、福島県の許可が必要になってまいります。道路法に基づく占用となりますので、公園となる規模や遊具設置等の種類、数量などの基準を含めて、設置の可能性について、こちら福島県のほうと調査してまいりたいというふうに考えております。

そういった可能性も含めまして、町内全域におけるバランスを考慮しながら、公園の整備の在り方について考えてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

4 番。

○4 番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

そうですね、高架下の活用については県の許可が必要となり、時間もかかるかなとは思いますが、ほかの自治体でも例がありますので、矢吹町だけできないということはないと思いますので、いち早く取り組んでいただければと思います。

あそこの高架下の敷地も狭いようで結構広さがありまして、道路を挟んで東側と西側とありますが、東側のほうには住宅地もかなり多いですので、滑り台や鉄棒などの遊具、幼児や小学生向けの子供たちが遊べる公園としても活用できるかなと思います。また、西側の高架下のほうはもっと広くて、光南高校生の通学路ともなっておりますので、バスケットボールやスケートボードなど、そのようなできる設備にしてもよろしいのかなんていうふうに思っております。そのように、やはり利活用を考えた都市整備であってほしいと願いますので、今後もよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、4 番、関根貴将議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

再開は午後 1 時です。

（午前 11 時 21 分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

先ほど、11 番、熊田宏議員より、体調が回復しないため、本日は欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

（午後 1 時 00 分）

◇ 鈴木 浩 一 君

○議長（藤井源喜君） それでは、一般質問を続けます。

通告 3 番、6 番、鈴木浩一議員の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、こんにちは。また、お寒い中、傍聴へおいでいただきまして、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

初めに、農業に係る償却資産についてということで、質問の目的、農家が所有するのに係る償却資産について確認するためということで質問させていただきます。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございますが、高齢化が進み、担い手不足が進む中で、農地の維持管理、圃場の整備を本町ではどのように捉えているのか。国の方針により、町で地域ごとに地域計画の作成準備が始まり、圃場確認が始まりました。これからの農業を考えると、まさに今、町でやっていることが、10年後の農業の経営状態がどのようにさま変わりしていくか、また事業をやるにも資金が足りない、手間が足りない、今まで汗水を流してやっと今の経営にまで伸ばしてきました。これらに関してはどの農家も同じだと思います。

このような中、今年の10月初め頃、農家の家に、それも数人の経営者に、償却資産の有無に関する書類が送られてきました。なぜ、今まで出さなかったものを今回数名に出したのか。公正、公平に税金を取るのであれば、農業者全戸に出すべきではないのかと思います。ただ法律だからという言い訳も理由にならないと思いますが、担当課ももう少し農家の人たちに分かりやすく説明していただいてから通知を出すべきではなかったのか。町民に寄り添った仕事をするのが行政ではないかと思うが、町の考えを伺います。

質問の1番としまして、農業に係る償却資産について、農家の方々へその課税内容、課税の義務、周知及び理解していただくために町はどのようなことをやっているのか伺います。

2番目に、今回、数人にだけ償却資産の書類を求めたのでありますが、それらについてもお伺いいたします。

続きまして、項目2番目、森林環境税についてということで、今年度より森林環境税が1人1,000円ずつ課税されることとなりました。町ではこれらの税収をどのような利活用に使うのか、森林環境という目的があつてやるのであれば、数年前に山林整備伐採をやった記憶がございます。このときはよい木だけ伐採して、枝は山積みにそのまま放置した状態でありました。小さい木々とかササはそのまま、今は山を歩くこともできないような状況になっております。

また、光南高校西側の山林でありますけれども、ここも個人の所有地かとは思いますが、南へ下る坂道のU字溝、この辺は町の所有地であると思います。ここは近隣町村から学校の送迎で、毎日通り道になっております。現在も草や木が生えておりまして、通学に大変危険に感じますので、これらの整備についてお願いしたいと思います。これら、ほかにも道路にはみ出している場所があるので、これら目に見えるところに税金を使ってほしいと思います。

このはみ出した木々については、今回、小学生の児童の子ども議会の中でも出たんですが、道路にはみ出している木々が大変あつて、通るのに迷惑であるということで、その辺も自然環境整備の中でやってほしいと思います。

もちろん、公園の木々等においても、環境整備のために使ってほしい税金だと思っておりますので、森林環

境税という目的をうたっているのであれば、地方税としての税収であっても目的のために使ってほしい税金と考えております。

そこで質問ですが、町では今回の1人1,000円ずつの課税に対して、どのくらいの税収を見込んでいるのか、お伺いします。

また、2つ目には、税収を今後どのように活用していくのか、具体的な計画等があるか伺います。

以上です。ご答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴に来られている皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、6番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

私、ちょっと喉を痛めているものですから、ちょっと若干お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。よろしくお願いします。

初めに、農業に係る固定資産税の償却資産についてのおただしであります。

令和5年度におきまして、町税の決算額は約25億4,500万円となっております、そのうち固定資産税が13億9,800万円、全体の約55%を占める重要な財源であります。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産に区分されており、その財産を所有されている方に合算した額を課税する仕組みとなっております。

令和5年度の固定資産税決算額の内訳につきましては、土地が約3億5,700万円、家屋が約5億4,200万円、償却資産が約4億9,900万円となっており、償却資産が占める割合は約36%であります。

固定資産税の償却資産につきましては、会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸付けしている方のほか、農業を営まれている方も対象となり、令和6年度の固定資産税償却資産の申告書は法人654件、個人131件から提出されております。

農業所得に係る償却資産の申告対象とは、事業のために用いる所得税等の所得の計算上、必要経費に算入されるものでありまして、ビニールハウスなどの構築物、乾燥機などの機械や装置、草刈り機などの工具、器具及び備品などが上げられます。

償却資産の申告につきましては、町のホームページにおいて通年で掲載しておりますとともに、広報やぶきでも毎年1月号に掲載し、周知を図っております。

なお、今年度は農業所得に係る償却資産の申告の必要性を周知するため、10月号に農業を営まれている方に向けた記事掲載を行うとともに、11月号に併せてチラシの回覧を行っております。

また、来年2月からの所得税及び住民税申告相談会におきましても、チラシを配布するなど、引き続き償却資産の申告制度について周知を行いまして、納税者の方々の理解醸成を図ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、償却資産の書類を数人だけに求めたのかについてのおただしであります。

例年、償却資産の確認調査は、会社や個人で工場や商店を営んでいる方の事業所得や、駐車場やアパートを貸付けしている方の不動産所得について、免税点150万円、これを超える償却資産を所有していると思われる方を対象に順次実施しております。

今年度につきましては、事業所得、不動産所得に加え、農業所得の確定申告状況も調査し、事業用償却資産を所有している方を対象に、不動産収入のある個人及び法人7件、農業収入のある個人及び法人41件に対して、償却資産申告書の提出についての通知を送らせていただいたところであります。

償却資産の申告につきましては、地方税法第383条に規定されておまして、所得税の確定申告と同様に申告することが義務づけられております。

これまで町では、固定資産税の適正課税を図ることを目的に、町内全域の現地調査を行った一筆一棟調査を平成27年度から平成30年度まで実施いたしました。また、税務署へ出向き、確定申告書などの国税申告資料の調査や太陽光パネルの設置の有無についての現地調査等を随時実施しております。

償却資産の課税につきましては、土地や家屋と違い、申告によって課税する仕組みであるということから、引き続き申告書類及び現地等の調査を実施し、申告をした方と申告をしない方との間に不公平が生じないように、公正、公平な課税に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、森林環境税の収入見込額についてのおたしであります。

令和元年度の税制改正におきまして、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところであります。

まず、森林環境税は、国税ではありますが、令和6年度から個人住民税均等割の課税対象者に対して、1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされておまして、その税収は森林環境譲与税として国から都道府県及び市町村へ譲与される仕組みとなっております。

令和6年11月現在、賦課をしている森林環境税額は882万円となっております。

また、森林環境譲与税は、市町村の私有林の面積、林業就業者数、人口の各割合により算定されまして、令和6年度は485万円が森林の整備や保全活動の財源として町へ譲与される予定になっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。

失礼しました。続けます。

最後に、森林環境税を今後どのように活用していくかについてのおたしであります。

森林環境譲与税は、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成及び担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に活用することとされております。

本町における活用方法につきましては、平成25年度から令和4年度までの間において、町内全域の山林を対象として、森林整備と放射性物質の低減化対策、だんだん減らしていくということですね、対策を一体的に実施するふくしま森林再生事業を優先的に実施したことから、譲与が開始された令和元年以降、森林環境譲与税基金を創設しまして、後年度における事業に要する費用として積立てを行いまして、令和6年11月末時点の基金の残高は1,456万5,000円となっております。

今後の方針につきましては、これまで実施してきたふくしま森林再生事業が一定以上の空間放射線量の確認が必要となるなど事業要件の見直しが必要となり、事業継続が困難となる中、引き続き下刈りや間伐等の森林整備を促進するため、その後継事業として、未実施地区の森林所有者に対して、今後の森林経営や管理についての意向調査を令和4年度から実施しておりまして、今年度につきましても当初予算において調査費用等を計上し、調査を進めているところであります。

本町といたしましては、森林環境譲与税を活用しながら、森林の有する多面的機能を最大限に発揮させるため、森林整備による健全な森林資源の維持と造成を推進するとともに、森林所有者への保安全管理等の意識醸成に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） ご答弁ありがとうございました。

1番目の農業償却資産に関する通知の仕方なんですが、今回、町長答弁の3ページのほうにあります今年度は農業所得に関わる償却資産の申告の必要性を周知するため、10月号に農業経営されている方にチラシ等を回覧しておりますとありますが、今年度、償却資産について通知が来たのが9月下旬から10月初めで、農業者に対する通知の前に書類が届いていました。

そういうことで、農業をやっている方については、減価償却は皆さん申告のときやっているんですが、償却資産という言葉そのものを知らない人が多くて、今回通知来て初めて、何だ、こういうのに税金取られるのかということで、今回質問させてもらったわけですが、償却資産の提出用紙が届いてからの説明では皆さん納得できないということで、今回質問させていただきました。

もっと周知を図った上で通知が来れば、皆さんも税金ですから払わないということではなくて、ちゃんとした手順を踏んでやれば、皆さんも承知して払ってくれると思うんです。そういったことに対して、もっと周知してからでよかったのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 6番、鈴木議員の再質問にお答えします。

さらなる周知をしての文書の発送ということでの質問であります。償却資産の申告につきましては町のホームページでも通年掲載しておりまして、償却資産の申告期限が毎年例年1月31日となっております。広報やぶきの1月号では毎年周知を図っておりますが、引き続き、税の公平性もありますし、周知については納税者の理解を図っていくこともありますので、さらなる周知を図っていくよう努力してまいりたいと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） ありがとうございます。

農家の方々って、なかなか町のホームページを見たり、広報を見て、1月号ですか、出した月、1月号というのはあまりせわしくて、ホームページは当然見ない人が多いんですけども、広報等も確認して見ている人が少ないんですよ。

そういった中で、やっぱり一番の周知というのは、皆さん税の申告をするわけですよ。そのときに、ここにも2月の申告時期ですか、そういったものに対して周知していくとなっていますが、やっぱりそういうところが大事で、出したからもう税金集められるんじゃないくて、やっぱり出してもらう側、結局納税者、そういった方々の気持ちになって周知を図れば、もう少し納税者としても快く税金を払ってくれるのではないかと思います。その辺について、今回通知が来た、それに対して町のほうにこういう償却資産、その申告が分からない人がほとんどだったと思うんです。

それで、そういった中で今回、先ほど町長答弁でありました地方税法第383条でしたか、それらについても、私もいろいろホームページとかで調べまして、確かに申告義務があるということで納得はしましたけれども、この383条のほかにも義務に関したものがいっぱいあります。そういった中で、周知をしてから納税ということになってほしいんですが、今回私が来て税務課に聞いたときには、20名ぐらいの人に通知を出したということと聞いたんですが、実際のところ農業収入で払っている人は何人くらい、農業所得、これを払っている人というのは農業者でどのくらいいるか把握していますか、伺います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 6番、鈴木議員の再質問にお答えします。

農業所得がある方ということでの質問ですが、町民税で約150人、令和5年度で150人の納税義務者となっております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 5年度で150名ということですが、6年度はこれから申告時期だと思いますので、まだ分からないと思いますが、その150名に対して、私が聞いたのには20名程度の農家に送ったということですが、それでは公平性が保たれてはいないのではないかと思います。いかがですか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 6番、鈴木議員の再質問にお答えします。

償却資産については、答弁書でもありましたとおり、地方税法で申告することが義務づけられております。町長の答弁書のとおり、町では例年各種の調査を行い、償却資産を所有していると思われる方を対象に順次文書を発送しております。適正な課税のため、順次送付しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6 番。

○6 番（鈴木浩一君） 今、私が聞きたかったのは、20名に出したほかの方々との比較で、公平性、また公正性があるのかということで聞いたわけなんです。出すのであれば、やっぱり所得あった方々全員に出して、そこからふるい分けて徴収する人、しない人、そういうふうにしないと、通知来た人ばかり気をもんで、自分のところは払わなくちゃならないとか、そういうのありますので、そういったものをやっぱり徴収する側としては全員平等に出していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

対象者につきましては、調査を行って免税点150万円を超えと思われる方を対象に順次送っておりますので、ご理解とご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6 番。

○6 番（鈴木浩一君） どうもありがとうございました。

納税義務者にとってはみんな公平、公正に税金を払うということが大前提でありますので、ありがとうございました。

しかし、納税に対して、今回5年遡っての徴収ということがありました。これは今回、先ほどの今年度は農業所得に係る償却資産の申告の必要性を周知するためという町長答弁でありましたけれども、やっと周知が始まったところで、何で5年遡っての徴収になるか、その辺伺います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

ただいま遡求課税の質問でございましたが、修正申告や資産の申告漏れによる賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで取得するというふうな決まりになっております。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定によりまして、期限が設けられておりまして、通常は5年までとなっております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6 番。

○6 番（鈴木浩一君） 今の意味がちょっと分からなかったんですけども、今回初めて農業所得に対しての課税、償却資産に課税するという事で通知が出されました。5年遡るというのは、私は5年遡るって普通、税金の収納に関しては滞納義務を怠ったりとか悪質だったり、そういったものに対して5年間遡ってというのは

聞いたことありますけれども、初めて徴収するやつに対して5年遡ってというのは聞いたことがないんですけれども、その辺は税務課のほうでどう考えていますか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 6番、鈴木議員の再質問にお答えします。

先ほどの再質問の答弁でも回答しましたが、資産の申告漏れによる賦課決定については5年遡るということが地方税法で規定されております。あと、多くの申告して納税されている方もいますので、資産を取得された翌年度までで、上限は5年まで遡求するというふうな地方税法の規定に従って遡求課税するということになっております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○税務課長（小磯 剛君） すみません、追加で説明をさせていただきます。

まずは、こちら、答弁書でもあったとおり、まずは申告の義務があるということと、答弁書の中にあったとおり、多くの方が申告をして納税をされているということとあります。そういった中で、地方税法の17条の5の5項の規定においては5年の上限が定まっておりますので、そこまでは遡求をして課税をするといったことになっておりますので、ご理解とご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 私は申告漏れとか賦課決定の通知を受けたことはありませんが、通知が……何と聞けばいいんだ、これ。

〔発言する者あり〕

○6番（鈴木浩一君） だから、ちゃんと申告してからこそ納税しているわけであって、それに対して申告漏れとか賦課決定がありましたから通知を出したというのも、またちょっと通知を受け取った側からすれば、ちょっと意味が分からない。まして、何で5年遡るのかというのがちょっと……

○議長（藤井源喜君） 鈴木浩一議員、今の再質問は、内容、ちょっと最後のところが聞き取れなかったのですが、もう一度お願いできますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 申告漏れや賦課決定もないのに課税義務があると、それは重々知っています。分かりました。

課税義務、今年度から徴収するのであれば、6年度分からは払います。ただ、それを遡って、何で、遡る5年の期間が、税務課課長が言っているやつをちょっと理解できないんですが。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、繰り返しになりますが、償却資産の申告は自主申告が大前提になっておりまして、今回は未申告の方を対象に通知を出しました。なので、今回申告をされた方で、過年度、前年度以前に償却資産を取得された方は申告漏れに該当しますので、それについては5年間まで遡るという規定になっておりますので、それに準じて遡求課税を行っております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、6番、鈴木浩一議員の追加質問にお答えします。

ちょっとやり取りが同じことの繰り返しになっているけれども、要は鈴木浩一議員のおっしゃることは、これまでちゃんと申告していましたよと、それが何で今頃、5年前に遡ってという話になるんだろうと。

それは鈴木浩一議員がおっしゃったように、農家の方々は、うちも農家だからよく分かるんだけど、償却資産ってなかなか難しいですね。なかなか、償却資産は土地や家屋と違って申告で課税する仕組みだということで、申告しないと、ほかのものは申告してあっても、償却資産を申告していない場合があるんですね、ずっと。だから、我々把握する側は、申告してもらわないと分からないんです。だから最近、償却資産ということはどういうものかというのは分かってきたけれども、じゃこれまで申告していない、だから課税もされていない、だから今度5年間遡って課税しますよという話になっていると、恐らくそうだと思うんです、きっとね。

そのところは、やっぱり課税するサイドもちょっと工夫しないといかん、特に農家の方々にはどういうふうな償却資産の説明をもっとよくしなくちゃいけないなとも、私も思います、少し。だけれども、これまで課税されていなかったけれども、ほかの業態の方々はみんな払っているし、ここであるように公正、公平に課税しなくちゃいけないんで、今まで課税されていなかったのは、申告していないから課税されていなかったんであれば、申告していただいた時点で、やっぱり前のものも遡って課税しなくちゃいけないということになりますね。

いや、そこを分かっていたかかないと難しい。でも、だから、そこはただ、この場であまり話すると、だから要するに誰と誰は課税、申告していなかったですねみたいな話になるので、私もちょっと説明しにくくてね。このあたりで、だから要は申告して、さっきまさに説明であったように、農家の方々は償却資産を理解するのはなかなか難しいみたいな、いや農家の方々、うちも農家だからよく分かる。これ結構難しいんで、これまでやっていなかったのを、だから申告しなかったから課税されていなかったと。今回、そうすると全体からすると一部の人にだけ書類が届いたというのも、そういう意味だと理解していただきたいと思います。

○6番（鈴木浩一君） そこは分かります。

○町長（蛭田泰昭君） そこは分かりますか。

○6番（鈴木浩一君）そこは分かりますけれども、今回出てきて……すみません。

○町長（蛭田泰昭君）1回、じゃ議長のほうで。

○議長（藤井源喜君）再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君）何回も本当に繰り返しになって申し訳ないです。

先ほども町長答弁にあったように、今年度は農業所得に関わる償却資産の申告の必要性を周知するためとなっています。それを、今まで周知、分からないんですよ、農家の方々が。それを分からないにもかかわらず、5年遡ってあなたは申告しませんでしたねとなっちゃうと、やっぱり農家の反発は多いと思いますよ、これからそういうふうにして税を取れば。

だから今回は、町税って別に町で決めていい税じゃないですか、これ。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜君）まず、質問を確定させてください。

6番。

○6番（鈴木浩一君）これは地方税として町で徴収していい税金じゃないんですか、これ。それで、税金の扱いに対しては町で決めていいと思うんですが、これどうしてもやっぱり法律だから、国がこうだから、こうだからと、国に納める税金じゃないですよ、これ。町で決めていい税金なんですよ。

ついでに、すみません、町長……

○議長（藤井源喜君）質問をはっきりと、何が聞きたいということをお願いします。

○6番（鈴木浩一君）今言ったやつで、じゃ。

〔「じゃ、ここまでの話でちょっと、じゃ私」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木浩一君）だから、5年遡って取る、今年、6年度分からはみんな払いますと言っているの。ただ、遡って徴収するのはちょっとおかしいんでないか。周知も何もしてなくて、何で遡って取るんだというのが通知来た人たちの意見なんです。

○議長（藤井源喜君）答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君）それでは、6番、鈴木浩一議員の追加質問にお答えします。

繰り返しお話しになってしまうのは、要するに違うところは何が問題かという、いや、何度も言います、私も農家だから分かる部分があるんですが、これまで例えばホームページで何回も何回も毎年毎年言ってきましたとか、それから広報やぶきで言ってきましたといっても、周知されていない、分からなければ払いようがないというのも事実で、ただそれは分からなかったから払わなくていいのかというと、それもちよっとあります。

ですから、じゃこれまで例えば5年間払わなくちゃいけなかったけれども、それが周知が不足していた、あるいは例えば事業者がこの償却資産の課税について知らなかったと。だから、制度はあるんだけど、払わなくていいということにはならないと思います。だから、それをどうやって払ってもらうかというのはありま

すけれども、気持ちは分かります。でも、それについてもっと周知をしてからとか、もっとその前後関係が納得がいけないというのも心情的には理解できますけれども、恐らく課税の制度上、それは難しいんだということだと思います。言ってらっしゃることはそういうことだと思いますが、きっと。

だから、農家の方々からすれば、その農家の方々の声を背負っている鈴木浩一議員としては、まだ全然周知されていなかったと、そして知らなかったと。だから、過去5年間、申告しないと払わない、土地や家屋だと申告しなくても課税される、償却資産は申告しないと課税されないから、今まで払っていなかった。やっと分かったと思ったらいきなり5年分払えと、それは変なんじゃないかと、そういうことですね。

○6番（鈴木浩一君） はい。

○町長（蛭田泰昭君） だから、そういうことだと思いますんで、ただ、制度上は制度があったので、そこところは払わないというのは難しいというので、そこはちょっと、じゃ後からきちんと説明を課のほうから皆さんに説明するように、ちょっとやってもらえるかな、追加説明を。じゃ、説明のほうはそのように、ここでやる話ではないと思うんですね、きっと。

でも、鈴木浩一議員が農家の皆さんからの声を受けて今日質問された趣旨はよく分かりました。そのようなことで、ぜひ今後の対応を。払わないと言っているんじゃないよね。

○6番（鈴木浩一君） 今年からは、だから通知が来たので、6年度分からは払いますよと。何でそれを遡って令和2年とかからずっと遡って取られる、なぜ、そうだったら……これ、手挙げて。

○町長（蛭田泰昭君） そうですね。私、一旦、じゃ。

○議長（藤井源喜君） すみません、答弁は終わりですか。

○町長（蛭田泰昭君） 終わりです。

○議長（藤井源喜君） じゃ、まず説明いいですね。

じゃ、再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 町長の言ったこともごもっともであります。

この制度というのは町長、いつできたかご存じですか。この償却資産の制度。

○議長（藤井源喜君） 鈴木浩一議員……

○6番（鈴木浩一君） じゃ、いいです。こちらから言います。

○議長（藤井源喜君） じゃ、再質問ですか。

○6番（鈴木浩一君） はい。

この制度というのは、昭和25年に制定された制度です。昭和25年というのは私たちは生まれていなくて、まだ人力や馬、そういったのを使って農業始まったようなときにできたような制度であります。

そういった中で、そのとき、昭和25年にできたやつが、今まで徴収もなく、なぜ今になって5年間遡って、それも引っかかっているんですけれども、今まで徴収ないものが何で今になって徴収出てきて、そして何で、またなおかつ5年遡って申告の徴収しますよという通知を出したかというのが。

〔「今までなかったもの」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木浩一君） 昭和25年に制定された税制を、今まで徴収したことが町であるか聞きます、じゃ。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 6番、鈴木議員の再質問にお答えします。

答弁書にもありますが、議員ご指摘の昭和25年から制定された法律ということでございますが、令和6年度においては法人であつては654件、個人にあつては131人からの申告書の提出があり、課税をしている状況となっております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

〔「令和6年以前」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（小磯 剛君） 令和6年以前も申告があつた方に対しては課税をしております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 会社関係とかはみんな税理士さんとかが入っていて、税理士さんのほうからこういう償却資産に対して出しなさいという命令があると思うんです。先ほどから言っていますように、農家というのは申告しても、税務署でもそれは償却資産を出しなさいとは言いません。町のほうでもそれは言っていなかったと思います、償却資産を出せというのは。

ただ、ここに来て、数年前から償却資産、これは農家に対してですよ、一般の個人経営とかアパート経営、そういった方々には町のほうで出していたのかもしれませんが、農業に関しては今回初めての通知です、これは。そういった中で、なぜ初めて出す、何回もこれ同じ繰り返して申し訳ないです、本当に。それだけ農家の方々が逼迫しているんです。そうじゃないですか。

我々、農業をやるのに、ハウスを買いますよね……

○議長（藤井源喜君） ちょっとお待ちください。

今回初めてというところで、まず確認をさせてもらっていいですか。

○6番（鈴木浩一君） はい。

○議長（藤井源喜君） 今回初めてじゃないでしょう。

○税務課長（小磯 剛君） 通知は初めてにはなります。ただ、いろんな業種に対しては周知はしています。

○議長（藤井源喜君） 周知はしているの。

○税務課長（小磯 剛君） 周知はしています。ホームページと広報で毎年。

○議長（藤井源喜君） 答弁書の中で、農業経営されている方も対象となり、令和6年度の固定資産税償却資産の申告書は法人614件、個人131件から提出されております。農業の中でも、個人でも経営されている方から131件提出されているということで、答弁書の中にありますから、今回初めてというのは償却資産の対象になっている人で通知が必要な方ということで今回出ていると、それが初めてだということですよ。

○税務課長（小磯 剛君） そうです。

○議長（藤井源喜君） 分かりました。

再質問をもう一度お願いします。

○6番（鈴木浩一君） 何言うか忘れちゃったよ。堂々巡りになっちゃって。

○議長（藤井源喜君） 申告している人はまずいるんですよね。通知を出したのは、確かに今回が初めてであろうと、そういう方がいらっしやると。それを前提にして、5年に遡るのは法律でそのようになっているというところというふうに私は理解をしたんですが、それらを踏まえて再質問をお願いできますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 法律法律と言っていますけれども、それを言っちゃったならば、こっち、町民の方々は役場の職務怠慢じゃないかなとなっちゃいますよ。何で今まで……

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木浩一君） 確かに、我々が出しますと言っています、今回。出しますというか、その通知が来たものに対しては分かりましたと言ってあれですけども、今までの5年分、それは何でついてくるんだというのが納得してもらえない……。私、質問というか、相談受けた方々が納得できないということで今回質問させてもらったわけですけども、じゃこれはやっぱりあくまでも法律で決まっているから5年遡るということではないですか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

5年間の遡求ということで、地方税法で5年間まで遡求できるという規定がありまして、それは本来であれば取得した翌年度なので、例えばですけども、20年前とか30年前とかというふうな可能性もありますが、課税をできるのは5年までという上限が決まっておりますので、そこまでは地方税法の法律で決まっておりますので、今回課税をさせていただくといったことになります。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） これはあくまでも地方税なので、町でどういうふうにもできると思うんですが、町によってパーセントが違いますよね。近隣町村でもやっているんですか、この償却資産の取り方というのは。

○議長（藤井源喜君） 質問いいですか。

○6番（鈴木浩一君） はい。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小磯税務課長。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 6番、鈴木議員の再質問にお答えします。

近隣市町村の状況については把握しておりませんが、こちらは地方税法で申告の義務づけがありますので、申告の義務に基づいて申告されて課税されているものと考えております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6 番。

○6 番（鈴木浩一君） どうもありがとうございました。

一応、相談された方々にはそのようにお伝えしておきます。

それでは、次の森林環境税についてということで、今年度より1,000円ずつ徴収になった税金に対して、町でどのくらいの税収を見込んでいるかということだったんですが、答弁書のほうにありましたように、譲与税が480万ぐらいしか来ないということで、大変少ない予算の中で森林環境整備を行わなくちゃならないということですので、これらについては町のほうでも十分検討しながら予算を使っていたきたいと思います。

また前回、森林環境税ですか、ふくしま森林再生事業になって中止になったわけですが、現在その前の継続事業が中止になった面積とか地区等がありましたらお知らせください。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 6 番、鈴木議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

森林再生事業の未実施地区についての質問かと思いますが、こちらにつきましては鍋内地区、寺内地区、平鉢地区、堤地区、中野目地区から明新までの地区となっております。

面積につきましては約120ヘクタールと確認しているところでございます。

以上で、再質問の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6 番。

○6 番（鈴木浩一君） どうもありがとうございました。

少ない予算の中で行うわけですが、執行部のほうでいろいろ検討しながら、よりよい方向で整備のほうをお願いしたいと思います。

最後に1つだけ。

ここにも書きましたが、光南高校の南側に下る斜面ですか、あそこにU字溝が入っているんですが、そのU字溝が草等で全然見えなくなっています。そこで、あそこは年に何回ぐらいの手入れが入っているのか、ちょっと伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 通告外になるかと思いますが。

○6 番（鈴木浩一君） この質問の中には入っているんだよ。

○議長（藤井源喜君） 事務方、確認できますか。大丈夫。

答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 6 番、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

おただしのあった町道田町・大池線、須賀川・矢吹線とぶつかる交差点の森林脇の側溝ではありますが、年間大体3回から4回の草刈り及び側溝の清掃等を行っております。次年度以降も同数程度の維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 現在、草等で全然U字溝が見えない状態になっておりますので、危険ですので直ちに雪の降る前に1回整備のほう、お願いしたいと思います。

以上で、質問のほうを終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、6番、鈴木浩一議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時15分です。

（午後 2時02分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

◇ 富 永 創 造 君

○議長（藤井源喜君） 通告4番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席、1人になりましたけれども、最後まで本当にありがとうございます。

では、大きな質問項目1つになりましたけれども、1つなんですけれども、質問させていただきます。

三十三観音史跡公園の里山林整備についてであります。

私にとって三十三観音というのは、非常に子供の頃から遊んだり、そして洞窟に入りたいまづに火をつけたりとか、いろいろ楽しむ身近な場所であります。今回はカーボンオフセット事業ということで、三十三観音史跡公園周辺の里山林が適切な計画に基づいた施業による整備を進めているのかをただしたいと思います。

アゼルバイジャンで開かれました気候変動に関する国際的な会議COP29が11月24日に閉幕しました。1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議、地球サミットまで遡り、地球温暖化や生物多様性の喪失などの環境問題の深刻化を受け、持続可能な開発を実現するための会議として、今回のCOP29に受け継がれてきております。

我々や未来の子供たちが直面する地球温暖化による経済的な損失や、人命や健康、生物多様性といった非経済的な損失の対応が早急に求められております。

この地球規模と言える問題解決の取組の一つとして、今年度を含め5年間、カーボンオフセット事業が本町

で推進されることになっております。本町の森林整備によるCO₂吸収量を三鷹市でのカーボンオフセットに活用する取組であると理解しております。

この森林整備に当たり、三十三観音史跡周辺の里山林がその事業の対象となりました。このカーボンオフセット事業関連の今年度当初予算は議会で可決されております。温室効果ガスの排出削減によるCO₂の森林吸収量を確保するための事業で、植樹も含めた交流の場もあるとのことで、児童生徒の環境学習の場、都市との交流拠点として大いに期待が持てると思っております。

ところが、10月10日、空を舞うハクチョウの群れの鳴き声を、隈戸川のアジサイ広場で聞いた後に、すぐ近くの三十三観音史跡の付近の森林、里山森林の変化を目にして愕然としてしまいました。

10年から20年の幼齢林で生育中の山桜、クヌギ、栗など、ほとんどの樹木が伐採され、幅ある遊歩道が網の目のように造成され、緑が剥ぎ取られておりました。さらに、矢吹町町制施行100年、2002年、記念事業でこの地で植樹が開催されております。同様に、植樹されたクヌギ等も伐採されておりました。残された数本のクヌギと同じ太さの幹なので推測できました。

ただ、この里山林は2013年には皆伐に近い70%の伐採が施業され、同時に植樹もされております。県の事業とのことで、本町もこの施業を許可したと考えられます。

三十三観音史跡の里山林や周辺地域は矢吹町都市計画マスタープランで、また緑の基本計画において水と緑の拠点として位置づけられております。矢吹町森林整備計画でも、森林の整備に関して基本方針が示されております。

健康な里地、里山、河川などの役割が身近に感じられるからこそ、自然環境保全、再生の重要性を知ることができ、生物多様性の保全や地球温暖化対策への取組の理解を得ることができるのではと思います。現在進行、増幅している地球温暖化や生物多様性の喪失などの地球規模の問題を、子供たちと共に我々は真剣に取り組まなければならない。それは身近にあるあの三十三観音史跡公園、その付近の里山林であり、里山でもあったと考えられます。

質問ですが、1、三十三観音史跡公園の雑木林整備計画も示されず、なぜ整備作業が実施できたのか。

2、カーボンオフセット事業を通じて、三十三観音史跡の里山林をどうしたいのか、町長の見解をお伺いいたします。

3、里山林施業の主体者はどこが担うのか。

以上、3つの質問をさせていただきます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、三十三観音史跡公園の整備計画についてのおただしであります。

本町の森林整備につきましては、矢吹町森林整備計画に基づき、森林の多面的機能の維持を目的に整備を行ってまいりました。近年では、原発事故の影響により森林の荒廃や山村地域の衰退が懸念される中、ふくしま森林再生事業により森林整備と放射性物質対策を一体的に実施してまいりました。

また、本年7月10日には、三鷹市と森林環境譲与税の活用に係る連携に関する協定を締結し、森林の整備及び保全、そしてカーボンオフセット、林業作業、自然観察その他森林を活用した体験活動、産出される間伐材、その他の木材の活用についての事業に取り組んでいるところであります。

今年度は、三鷹市から森林環境譲与税を財源に、三鷹市内で排出される二酸化炭素排出量と矢吹町での森林整備等により吸収した二酸化炭素の量を相殺するカーボンオフセット事業として、本町の三十三観音史跡公園内の森林、約2ヘクタールの整備を実施いたしました。

整備内容としては、萌芽の成長による森林の再生促進、萌芽というのは、森林を間伐した際に切り株ができますが、その切り株から出てくる芽ですね。こちらの成長による、言わば森林の若返りのようなものも含めてということで、森林の再生促進、森林の病害虫対策や倒木リスクの軽減、生物多様性の保全、森林の防災機能向上、そして二酸化炭素の吸収能力の向上等を図るため、下刈りや更新伐を実施し、来年度は山桜やクヌギ、コナラ、栗等の植樹、今年度に伐採した枝を再利用した歩道のウッドチップ舗装等の事業を実施する予定となっております。

今後の整備計画につきましては、三鷹市と協議を進めてまいります。整備方針としては、両市町の子供たちが将来にわたり、森林教育を通じて地域間の交流を深められる場を整備することを目指しております。

整備に当たっては、矢吹町森林整備計画や福島県で定める阿武隈川地域森林計画等に基づき、令和4年度に本町で開催されたふくしま植樹祭で実施した恩賜林と同様に植樹や育樹活動等、森林の健全な整備及び維持管理等の内容を県や地域の皆様、専門家や関係者等と共有し、連携を図ることで適正な森林施業の実施や森林保全の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。

失礼しました。続けます。

次に、カーボンオフセット事業を通しての三十三観音史跡公園の里山林づくりについてのおたかしであります。本事業により整備した森林等につきましては、本町と三鷹市とともに森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解や関心を深める森林環境教育の醸成や、地域間交流の場としての活用を図ることで、未来に向けてさらなる姉妹市町の絆を深めていきたいと考えております。

具体的には、森林再生の重要性を体験的に学ぶための植樹活動、森林を歩きながら自然の魅力や課題を共有する交流ハイキング、生物多様性についての理解を深める自然観察学習など、自然との触れ合いを通じて、本町と三鷹市の子供から大人まで幅広い世代の方々に、多様な学びや交流の機会を提供する場としていきたいと考えており、そのために、引き続きカーボンオフセット事業を通じた森林環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした活動を通して、子供たちの自然環境への理解を深め、本町の美しい里山風景を次世代にも受け継いでいけるよう、地域の皆様及び三鷹市、関係団体と連携を図りながら、未来へつなぐ森づくりを積極的に実践してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、里山林施業の主体者についてのおたかしですが、本事業につきましては、50年先、100年先を見据えた整備と考えており、健全な森林の再生、環境保全、里山林を健康的に育てるためには、定期的な下刈りや森林の成長状況を観察する等、継続的な管理が重要であると認識しております。

来年度からは、本町及び三鷹市の子供たちにも植樹等に参加していただき、地域で一体となった森づくりを進め、様々な活動を通じて、次世代の森林保全意識を育み、子供たちが森林環境について理解を深めることができる事業を目指してまいります。

町は、三十三観音史跡公園において、里山林施業の主体者として、未来へつなぐ森づくりを推進するために、地域の皆様や三鷹市、関係団体等と協力しながら、住民協働により、地域の特色を生かした持続可能な森林整備、保全に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

まず、カーボンオフセット事業になぜ三十三観音史跡公園を選ばれたのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問へお答えしたいと思います。

なぜ、カーボンオフセット事業に三十三観音史跡公園が選ばれたのかというおただしかと思いますけれども、町で現在所有している山林で身近に皆様に感じていただきたい森林ということで、三十三観音史跡公園を選ばせていただきました。この際には三鷹市の皆さんにも現地などを確認していただきまして、三十三観音史跡公園の環境が素晴らしい環境であるということで、選定させていただいた経過となっております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

三十三観音が確かに親しめる身近な公園、そして町有、町の財産の一つになっていると、そういうことで、三鷹の都市の子たちとの交流も持てるであろうというふうな観点で、非常に私もそこら辺は評価したいと思っています。

ただ、これから未来の将来的な話でもあるわけですが、まず最初の質問で、伐採、間伐、やられております。平成25年、70%、確かに除染関係では30%から70%、30%を残す、あまり切らないで残すというのは杉とか針葉樹林、そして広葉樹は70%までカットと、そういうふうな方針で除染作業が進められたかと思えます。

確かに、放射能関係を考えれば、広葉樹の葉っぱ、それに多く含まれているわけですが、そのときに70%伐採されている。なおかつ今回、50%の伐採がされたと。これでは森づくりではないんじゃないかなという私の認識であります。担当課のほうはどのような認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

ふくしま森林再生事業で約70%の間伐を実施してございます。今回、約50%の間伐を実施しておりますが、こちらにつきましては、ふくしま森林再生事業実施した際から雑木等が相当生えてきております。それを含めて今回50%ということで、伐採をさせていただいております。

伐採に当たりましては、西白河の森林組合のほうに、こちら長い経験と専門的な知識をお持ちでございますので、残すべき木と伐採すべき木ということで選定をさせていただいております、町のほうでも確認をしながら、今回伐採をさせていただいたところでございます。

以上で、再質問の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） この伐採、間伐に関して、確かに切る側は森林組合、そういったところに委託して間伐が行われたと思いますけれども、その際にもあくまでこの木は残したいよねとか、この木は切ってもいいんじゃないかと、そういった詳しい計画も私はちょっと聞かされてはいません。それもないのに、どうやってすり合わせをして、そしてこの作業を進めることができたのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、一般的に広葉樹につきましては、20年サイクルで伐採することが望ましいということでございます。こちらは20年サイクルでの伐採であります、先ほど町長答弁にもございましたが、萌芽ということで切り株から芽が出てきてまして樹木が再生されるということで、20年が目安となっております。30年以上の老齢木になりますと、萌芽の出現する確率が低くなったりとか、あとは害虫にむしばまれたりする可能性が高くなるということでございます。

今回、実施の際には、当然うちの担当職員なども現地のほうに赴きまして、確認をしながら作業のほうは進めさせていただいたところでございます。

富永議員さんのほうもこの周辺で活動されているかと思いますが、そちらについては申し訳ございませんが協議はしてございませんけれども、地元行政区などとは協議をさせていただきながら、現場のほうは進めさせていただいたところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） そうということで、具体的な計画書なり、そういったものはなかったと。今の話の中から聞くことができなかったんですけれども。

それでも、今までに、去年あたりからちょっと委託から抜けたと思いますけれども、2区行政区が平成16年

あたりから、あの三十三観音付近、今の雑木林の手入れを本当に熱心にされてきております。植樹もしております。それから、ある程度の伐採もしていると。それから、遊歩道、また作業道も含めて、あの三十三観音の林の中にそういった道路も造りました。それからハナモモも植樹されて、ほかに幾つかの植物が植えられています。こういったある程度観賞的、または園芸的な植物も歓迎したいとは思いますが、どっちかというところ、または里山林というのを置きますと、ちょっと違和感を感じるなと思っております。

そういった中で、標準伐期齢、切る年齢、先ほど答弁の中に広葉樹は20年という話、そういう内容のことに触れております。クヌギは15年。一応、町で定めてある矢吹町森林整備計画、この中に出ております。でも、先ほどちょっと触れましたように、既に平成25年、70%、これは除染等の、葉っぱに含まれる除染も含めての話だと思いますけれども、そのときも若干植樹もされていると思うんです。

〔発言する者あり〕

○7番（富永創造君） それはしていない。そういった中で、減らされた中で、また50%、幾ら広葉樹が20年あれば切ってもいい目安なんだということで切られているわけなんですけれども、今回はカーボンオフセットということで、それを目的に間伐されたとは私は解釈しているんですけれども、実際クヌギとかそういった広葉樹、クヌギを取れば20年、それがピークなんです。CO₂、二酸化炭素吸収量のピークにあります。それからなだらかに落ちていきます。そのちょうどピークの時期の20年で伐採というのは、このカーボンオフセット事業にどうなのかなという、ちょっと疑問を感じてしまうわけなんですけれども、その点に関してどのように認識してもらえるか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 今回、間伐につきましての質問かと思っておりますけれども、カーボンオフセット事業ということで今回事業実施しておりますが、20年が適正なのかどうかというご質問かと思っておりますけれども、20年以上経過しているような木とか、あとは先端が枯れているような木を中心に今回は伐採をさせていただいています。

また、前回のふくしま森林再生事業実施の際には、約70%間伐実施しておりますけれども、それ以降に雑木等が出てきている部分についても含めて今回約50%ということで、トータルしましても70%台の伐採ということで確認してございますので、そこまで大きく伐採したというような認識は持ってございません。

先ほども答弁にありましたように、伐採後に萌芽で育樹とか、来年度以降は植樹なども検討しておりますので、これから三鷹市の子供、矢吹町の子供などと未来に向かった森づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） 三十三観音史跡公園において、今後未来において毎年植樹をしながら、そして交流の拠点、三鷹の子供たちも入ると思います。そういったのを目的に進めたいと。とてもいい計画であるなと思いま

す。ただ、あまりにもあそこが植樹、三鷹との交流という名目でばっさばっさ、すかすか状態、その進め方に対して、ちょっとあまりにも期待が強過ぎて、ああいうふうな間伐、一つの施業ですか、を行ったのかなというふうな認識をしております、その点において子供たちにどう説明できるのか。私、それを心配する。

樹木、CO₂吸収するんですよ、地球温暖化のために私たちはこういうふうに皆さんに用意してあります。では皆さん、植樹しましょう。その植樹された木は10年以上はかかります。しっかりと吸収して活発に吸収する時期までに時間があります、必要です。その際、交流の時点で切っちゃった。あの木はまだ20年くらいなんだけれども、植樹するために切っちゃった。そうすると、今回の事業の目的と、ちょっと方向性が違うんじゃないのかなというふうに、私には今の時点では受けるわけですね。そういったものも考えられる中で、どのようにあの三十三観音の状況、カーボンオフセットに関して評価できる、そういう状態にできるんだと、そういう状態にしておりますと言えるのか。そこら辺の考えを聞かせていただければと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回の伐採について、子供たちにどのように伝えていくんだというようなご質問かと思いますが、当然、間伐の重要性なども含めまして、子供たちには伝えていきたいと考えております。間伐した後に、当然育樹ですとか植樹についての重要性ということを子供たちに伝えまして、森林の再生するサイクルについて子供たちにも勉強していただいて、森林はなおかつ若返ってCO₂の吸収量が増えていくんですよというような学習を、三十三観音史跡公園をフィールドとして使わせていただきながら、学習に結びつけていければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） 本当に今回、一つの他山の石として、しっかりと環境学習に向かって、あの地で、三十三観音史跡公園のところで都会の子供たちが楽しめる、学べる、そういう場になっていくであろうと期待しております。

質問なんですけれども、里山林とはどういう林なのか、そこをちゃんとしておかないと、一部の木だけがば一つとあるとか、杉だけがうわ一つとある、あのクヌギと杉、針葉樹を見ると吸収量が倍違うんです。針葉樹林のほうが吸収率が高いです、倍以上。だから、カーボンオフセットだったら針葉樹林、杉とか、そういった針葉樹林を植樹するのが普通だろうとは考えるわけなんですけれども、恐らく複層、広葉樹林のクヌギといっても幾つもの、20種類以上も日本はあるという、そういう森林の国ですけれども。そういった中で、里山林、どのように定義といたらいいのかな、矢吹町の里山林をこうしたい、そういう考えをお聞かせください。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町長答弁にも少し触れておりますが、今回三鷹市とのカーボンオフセット事業ということで、三鷹市とのCO₂削減、二酸化炭素の削減を目的とした事業となっております。こちらにつきましては、三鷹市のほうと協議をさせていただいておりますけれども、三鷹市のほうではまず二酸化炭素の削減量よりも、子供たちの交流とかそういった部分を優先していただきたいというようなお話もいただいております。今回、三十三観音史跡公園を間伐させていただきまして、そちらをフィールドとして次年度以降、三鷹市と矢吹町の子供が交流できる場ということで提供していきたいと考えております。

また、先ほどの里山林ということでございますけれども、こちらにつきましては、昔から住民の方が親しく触れてきた林かな、森林かなと思っております。以前はまきや炭、あとはキノコの原木などということで有効に活用されておりましたが、そちらがなかなか活用ができなくなってきたということで、荒廃林が増えてきているのかなと思っております。基本的には、里山林については広葉樹が、基本的に矢吹町の里山林のほとんどは広葉樹かと思っておりますので、そういったもとの植生などを考慮しながら、今後、植樹活動なども実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） 地球で森林を捉えると、地球の面積が縦、横100メートルとすると、森林というのは、地球の森林は恐らく3センチぐらいの僅かな部分、そういった中で、ただ日本の森林率というのは、これは高い。世界で第3番目だと。ノルウェー、スウェーデン、そして日本。本当に豊かな森がこの国にある、おいしい水があると同じように。この水ももちろん森林からの恵みになっております。

そういった中で、今度は木のほうではなくて、今回施業した中で土のほうです。遊歩道がもう網目状に造られておりまして、実は森の土壌というのは炭素が含まれておりますので、二酸化炭素も吸収する、そういうことも行われていると聞いております。というように、あの遊歩道、恩賜林は1本の輪っかでぐるっと回れるような道になっております。そして、道幅が大人の足で3歩、三十三観音はやっぱりたくさんの人に歩いてもらいたいという気持ちがあるんでしょうか、1歩多くて4歩になっています。つまり、遊歩道の幅が4歩、恩賜林のほうは3歩。

何でこんなにこだわるのか。さっき言いましたように、やっぱり土壌、この豊かな森林の中でつくられた土壌、あしたとか短い期間でつくられているわけではありません。5年、10年、長い年月の中で培われております。そこには小さな虫たち、または菌、その菌も二酸化炭素を吸収するような働きを示す菌もいると聞いております。そういった豊かな土壌、これこそ健康な里山林の中でずっと築かれておる。

それが、今回の作業において、緑をえぐられるように、私はそういう印象を持っていました。つまり、カーボンオフセットとはまた離れた作業をしてしまっている。なぜこんなにたくさん、そういうのに至ったのはなぜか、それを質問したいんですけども、なぜそういった作業に至ったのか、質問させていただきます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回、作業用通路のご質問かと思いますが、こちらにつきましては、以前に実施させていただきましたふくしま森林再生事業と同等の作業路ということで、今回整備したものでございます。当然、重機なども入れての伐採作業となりますので、ある程度の作業用通路を確保させていただいておりますが、前回実施したふくしま森林再生事業と同等の内容となつてございますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） 森林再生事業に準じて作業を行ったということですから、そこに一つの方向性というか、あったのかなと思います。ただ、恩賜林の部分が、本当に単純に私から見れば、しっかりとした里山林を残している、雑木林を残しているなという、それを考えたその後の植樹祭であったなと評価しております。

そんなあれで、同じようなことの繰り返し、別にやったことをとがめるわけではありません、いさめるわけでもございません。もうやってしまったことはもうという、そういう気持ちがありますから。これからどのように、今が大切です。ですから、未来に対して、今後に対してどのような計画を持つのか、そこら辺の詳細というのを考える必要があるなと私は思うんですけれども、その計画性、矢吹町森林計画、それだけでいいのかどうか。いわゆるカーボンオフ事業に関した、我々にも説明できる、町民の皆さんにも説明できる、そういう計画書なり計画を考えているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、将来的にどのような整備計画を持っているのかというようなご質問かと思いますが、先ほど町長答弁にもございましたように、以前実施いたしましたふくしま植樹祭、こちらは恩賜林のほうで実施してございますけれども、そちらのほうの内容、植樹、育樹などを通して、森林の健全な整備、維持管理を図ってまいるということで、将来に、未来にわたって森づくりを進めていきますよというような内容の答弁だったかと思います。

当然、先ほども答弁にもございましたように、森林整備計画などに基づきまして、森林の保全、管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） 今後もどのような、具体的にこのような計画云々というのはどうも示されなくて、今まで恩賜林ではこういうことをやったから、これに従ってそれをたたき台としてやりますよと、除染があつて、このときにこういうふうにしてやったから、これに従ってやりますよと、そういうふうなものとして受け止め

られるなど今の答弁で感じたわけですがけれども、何か違っておりましたら、認識に違いがありましたら、その違う点、言っていただければと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回のカーボンオフセット事業の計画について説明をさせていただきたいと思います。

先ほど答弁しましたように、次年度以降につきましては、今、枝葉が山林の中にまだ積み上がっております。そちらをチップにしまして、遊歩道のほうに敷きならしをさせていただきたいと思います。次年度以降につきましては、植樹のほうを三鷹市の子供さんに参加していただきながら実施してまいりたいと考えております。

三鷹市とのカーボンオフセット協定期間5年間の中で、三十三観音史跡公園をブロック分けしながら、5年間で植樹を完了できるように計画をしてまいりたいと考えております。こちらにつきましては、地元の地域の皆様ですとか、いろんな方に関わっていただきながら実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、協定期間以降につきましては、今後三鷹市さんとの協議になってまいるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） 若干、喉が痛くなってきたんですがけれども、計画的に、若干聞かせていただきました。

そして、今後とも地域の方々にも参加していただいて、また関係する団体とも協力していただいてという話だったと思います。

今回は地域、あの付近の住民の皆さんへの説明はなかった。ただ、行政区では我々に説明があったのと同じ内容、いわゆる森林環境譲与税、それからそれを使って三鷹からお金が入ると、それで植樹とかも考えているんだと、場所は三十三観音だと。このくらいの内容では、2区行政区の役員会で話されたと。

しかし、付近に住む方から聞くと、一体何が始まるんだと、そういうふうな声が聞かれて、それを聞いて私も、あれ、やっぱり聞かされていないんだと、そういうのがありました。つまり、先ほど何度も計画に結びつくようなことで話を進めているわけですがけれども、質問を進めているわけですがけれども、やはり地域の皆さんに協力とか、関係する団体とのさらなる協力とか、そういうのを考えているのであれば、しっかりとした計画、そして書面として考えるべきではないのかなと私は思うんですがけれども、その点どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

周辺の住民の方への周知が十分ではなかったんでないかというお話もあったかと思いますが、施工する前に一応、立て看板などは何か所かに設置させていただきまして、何月何日から間伐とか下刈り作業を実施しますよというようなことでは周知はさせていただいておりますけれども、十分だったかどうかというところ、ちょっと疑問かという話かと思います。

今後も地域の皆様にはご協力いただく場面が多々あるかと思うので、地域住民の皆様などに十分説明をするようにして、計画が実現するように実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

質問は終わりにしますが、しっかりと計画書なるものをつくっていただいて、その基本は何か、里山林、それはどういうふうなものなのか、これをやっぱり周知できるように、この地域資源の重要性、これが大きく言えば地球に対して我々のここだ、小さく言えば本当に里地、里山をこの町でどうアピールできるか、しっかり評価してもらえるか、そういうものにつながっていくと思いますので、そういった計画書、そして町が主体者としてしっかり進めていっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 3時04分）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）

（第 3 号）

令和6年第445回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年12月10日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・陳情の付託

議案第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号

陳情第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源喜	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	蛭	田	泰	昭	君	副町長	鈴木	一	史	君	
教	育	長	大	杉	和	規	君	総務課長	正	木	孝也	君
企画・デジタル推進課長	国	井	淳	一	君	まちづくり推進課長	神	山	義	久	君	
会計管理者兼総合窓口課長	佐	藤	浩	彦	君	税務課長	小	磯		剛	君	

保健福祉課長	山 野 辺	幸 徳 君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木 辰 美 君
商工観光課長	柏 村	秀 一 君	都市整備課長	有 松 泰 史 君
上下水道課長	西 山	貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人 君
教育次長 兼 教育振興課長	佐 藤	豊 君	生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君
子育て支援 課 長	小 椋	勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家 康 孝	次 長 鈴 木 直 人
--------	---------	-------------

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 小 島 紀 子 君

○議長（藤井源喜君） 通告5番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子君登壇〕

○2番（小島紀子君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴の皆様、早くからご参集いただき、ありがとうございます。

今回、2つについて質問させていただきます。通告により一般質問させていただきます。

1番、不登校、ひきこもりなど、孤独、孤立への支援について。

質問の目的といたしまして、不登校、ひきこもり、高齢者の独り暮らしなど、孤独、孤立状態の住民が増えています。様々な支援を必要とされていますが、その対応、対策をお尋ねします。

背景といたしまして、今年、矢吹中学校を初めて訪問させていただきました。4月の入学式、7月の町議会議員有志による校内見学に参加した際、施設の立派さに驚きました。また、10月の文化祭、春蘭祭では、中学生のすばらしいパフォーマンスを拝見し感動しました。反面、様々な理由を抱えて学校に通えない、通えても教室に入れない生徒さんが、私の想像以上の数いることが分かりました。

県は、市町村、社会福祉協議会、各種NPO団体などの関係機関と連携し、孤独、孤立の対策と支援に一体的に当たる体制を整え、来年1月下旬にも発足させたい考えを示しています。情報共有体制が整えば、福祉、教育、心理などの分野を越えて、不登校児童生徒、ひきこもり、単身高齢者、障害者などの各種支援対象者に迅速に手を差し伸べることもできるようになり、また、ケアできる民間施設が少ない小規模な町村においても、連携により近隣自治体の民間支援組織を紹介してもらえることも可能となると伝えています。

質問事項1番、町内小中学校の不登校児童生徒数、学校内の学校教育支援センターに通う生徒数、その支援方法などをお知らせください。

2番、町内に不登校の子供たちが学校や家庭以外に社会と関わることのできる居場所や、居場所づくりをされている個人や団体はあるのか伺います。

3番、高齢者独り暮らしに対する支援の方法、現在抱えている課題などをお知らせください。

質問の2番としまして、今年度の多国籍交流イベントなどについてお尋ねいたします。

質問の目的は、矢吹町在住の外国人へのサービスについて9月議会で質問させていただきました。その折、今年度中に交流イベントを企画していると答弁をいただきましたが、まだ具体的計画は知らされていません。いつ、どのような計画をしているのかなどをお尋ねします。

その背景といたしまして、9月議会質問のおかげで、令和6年8月現在、矢吹町には18か国、300名弱、人口当たり1.7%の外国人登録者がいることが分かりました。その後、質問のきっかけとなったパキスタン人女性ばかりでなく、中国人の親御さん、ベトナム人の親御さんなどとも話す機会がありました。困り事はないですか、矢吹町への住民サービスは行き届いていますかなどを聞き取りさせていただいています。その中で、中学校で偶然お会いした外国人中学生に、困ったことがあったら相談してくださいというようなことを言いました。そのときの返答として、真顔で、困ったことがあったとき相談してと言うけれども、どこに相談すればいいのと問いかけられまして、こちらもどう答えてよいか分からず、困惑してしまいました。

彼らから、彼らというのはご家族、そのお子さんたちもありますが、日本人とお話がしたい、いろいろな国の人とおしゃべりがしたい、いろいろな国の料理を持ち寄ってお食事会を開きたいなど、様々なアイデアが出てきています。9月議会後、外国人の方々に、矢吹町は様々な国の人たちの交流イベントを計画しているらしいですよとお話ししてきましたが、まだそのことについての具体的計画は知らされていません。

10月に開催されましたフロンティア祭りについて、多国籍交流のためのブースをいただけないかと相談をしたこともありました。もう締め切っています、空きがありませんとお返事でした。ですが、実際は、荷ほどきがされていない荷物だけが置かれているテントもありました。臨機応変に対応していただければよかったと思います。

質問事項1番、今年度は、いつ頃、どのような交流イベントを計画されていますか。具体的にお教えください。

2番、日本語がよく分からない外国籍のお子さん、親御さんは、どこに困り事を相談すればよいか伺います。

3番、来年度はフロンティア祭りなどのイベント会場に、多国籍交流のためのブースを町として設けていただけるか伺います。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

今日も多くの方々に傍聴に来ていただいております。ありがとうございます、励みになります。

それでは、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、独り暮らし高齢者に対する支援及び課題についてのおただしであります。

現在、町が行っている事業といたしましては、70歳以上の独り暮らし高齢者等を対象に、週1回、栄養バランスのよいお弁当を配達し、併せて安否確認を行う配食サービス、ふれあい弁当事業。次に、急病や事故等の緊急事態に、通報装置を用いて高齢者等の救助、援助を行う緊急通報システム事業。そして、65歳以上の高齢

者等で自力でごみ集積所へごみ出しが困難な方に対し、戸別にごみ収集及び安否確認を行うさわやか訪問収集事業。そして、75歳以上の独り暮らし高齢者をあらかじめ把握し、関係機関と共有することで、災害時に避難支援及び安否確認を行う避難行動要支援者名簿の作成等に取り組んでおります。

これらの高齢者向け事業のほか、地域包括支援センターによる地域の見守り活動、また、介護保険サービスの利用者へのケアマネジャーによる定期的な訪問業務等による高齢者の現状把握、そして支援がされております。また、これも大きいことかと思いますが、民生児童委員の皆様による定期訪問活動や日常的な支援、相談も行っております。

なお、現在、抱えている課題といたしましては、独り暮らしの方の中には、友人や別居家族、親族等と疎遠となり孤立化してしまい、入院や施設への入所の際に必要な身元保証人がいない方や、死亡後の対応について親族等の協力が得られず、町が対応することとなる方も増えてきているということが挙げられます。

また、民生児童委員等による訪問の際、他者からの支援やサービスを拒む方や、自分の状況を知られたくないと思われる方もおられ、自ら孤独化、孤立化してしまい、外からの踏み込んだ支援が難しいケースもあります。このような状況は、福島県内の多くの市町村で見られることから、県において、今年度に、高齢者の独り暮らしのほか、不登校、ひきこもりなど、孤独、孤立状態の県民の情報共有体制、これを構築するとの報道がされたところでもあります。

町といたしましても、孤独、孤立状態とならないよう、町や地域包括支援センター、また、社会福祉協議会等と連携し、特に社会福祉協議会のほうでは最近かなり活発に活動しているというふうに思います。町でなかなか身軽にといいますか、動けないところを、かなり小回りの利くということもありまして、買物バスであるとか、子ども食堂であるとか、先頃もみんなのひろばという、特に独り暮らしのお年寄りに楽しんでもらうということで、様々な催しを文化センターで行いましたが、こういった様々な活動を活発に行っていただいております。町のほうとそれからこういった関係機関、そして先ほどの民生委員の方々、様々な方々とそれぞれ補い合いながら、できるだけ切れ目のない、そしてまた、そういった方々へ寄り添えるようにというふうに考えておりますが、先ほどのように、なかなかそれぞれの個別事情もございまして、十分にできないところはあるかと思えます。

皆様と一緒にしながら、誰一人取り残さない地域の実現に向けて、これについては、今言われているデジタルについて、なかなか人海戦術といいますか、人だけでは全ての皆さんの情報をしっかりと、いい意味で情報を把握して、そしてサービスを行っていくということが難しいこともありますので、そのようなことも含めて取り組んでまいりたいと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今年度の多国籍交流イベント等についてのおたかしであります。

去る11月10日の日曜日に、JR矢吹駅において開催されたハッピーサンデー、このハッピーサンデーもすっかりおなじみになりましたが、日曜日に各種のキッチンカーであったり、様々な方々に店を出していただいたりしながら、矢吹駅を、そして町をにぎわいをということでやっております。このハッピーサンデーにおいて、町内企業に従事しているベトナム人の技能実習生等による国際交流ブースを設置しまして、町民との交流や相互理解の醸成を目的に取り組んだところであります。

具体的には、いわゆるベトナム版サンドイッチであるバインミーや、現地の香辛料を使用した串焼きの試食、

ベトナム料理を紹介するチラシの配布などを行いました。当日は、技能実習生の皆様が、同国の民族衣装であるアオザイを着用し、大変華やかな雰囲気の中、多くの来場者がブースを訪れ、ベトナム料理を堪能するなど、大変好評を博しました。来場者数も毎回のハッピーサンデーよりも大変多かったというふうに、私もちょっとだけ見させてもらいましたけれども、そういうふうにもた聞いております。

今年度につきましては、同様のイベント開催は予定しておりませんが、次年度以降もこれは継続的に開催してまいりたいと考えております。今後はベトナムにとどまらず、様々な国の方との交流の場を、先ほどフロンティア祭りのこともありましたが、ぜひそういった場をできるだけ設けて、そして矢吹町の方々との交流をしっかりと行っていけるように、若干、付言いたしますと、実は私どもの商工観光課のほうでも、企業版ふるさと納税で納税していただいた資金を基にしまして、今、大変多くの国の方々が来ておられます。ある企業さんは、1つの企業さんで80名ほどの方が来ておられます。そういった方々が一番まず困るのは言葉、そしてまた、例えばごみ捨てだったり、様々なことでトラブルになるところが、やっぱり地元住民の方々との非常にいい円滑なコミュニケーション妨げることになりますので、そういったところを、来られている国の方々の様々な言語でそういったハンドブックを作って、そしてやるようなことも今やっております。

こういったことを含めて、様々な皆さん方とともに、外国人の方々をサポートしていくということと、小島議員のお話のように、様々な場をつくっていくということが大変大事だと思います。これは、もちろん町だけではできませんので、本当に皆さん方との協力をしながら、また、なかなか情報がうまく行き渡っていないところもございますので、情報共有、そしてまた様々な広報活動、そしてまた、各国から来られている方々の声を聞ける体制を整備しながらということかと思いますが、ぜひそのようなことを一緒にやっていただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、国際交流のためのブース出展についてのおたかしであります。

議員おたかしのやぶきフロンティア祭りのブース出展につきましては、今年度は7月下旬から出展者の募集を開始し、8月下旬を締切りとさせていただいております。会場設営の都合上、130以上ですか、非常に多くのブースなりが出ておりましたので、開催の1か月ほど前に出展者数を確定する必要がありましたので、ご理解をお願いいたします。また、今回のハッピーサンデーでの国際交流の企画が大変好評であったことを受けて、来年度のやぶきフロンティア祭りににつきましては、国際交流の視点を加えたイベント開催を現在検討しているところであります。先ほどの話と若干重複して恐縮です。

さらに、令和8年度には、J R東日本と福島県内の自治体が連携し、国内最大規模の観光キャンペーンとなります、ふくしまデスティネーションキャンペーンが開催されます。令和7年度のプレ・デスティネーションキャンペーン、そして令和9年度のアフター・デスティネーションキャンペーンと合わせまして、3年間をかけて、観光周遊の促進、インバウンドの誘致、新しい観光コンテンツの開発と定着、多国籍交流の促進などを目指してまいります。

今後も、町内の外国人と町民の交流による地域コミュニティの形成と、外国人の方々が住みやすいまちづくりを促進するため、先ほども申し上げました、重複して恐縮ですが、関係機関、団体、町内企業との連携を図りながら、イベント等における多国籍交流の機会の創出、国際交流ブースの出展等の取組を検討してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様、朝早くよりありがとうございます。

それでは、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、不登校の児童生徒数とその支援についてのおたかしであります。各小中学校から、年間30日以上欠席した児童について不登校として毎月報告を受けております。令和4年度は小学生が8名、中学生が18名で計26名、令和5年度は小学生が6名、中学生が20名で計26名、今年度は、11月末現在で小学生が6名、中学生が17名で、計23名となっております。

不登校の原因は1つではなく、様々な要素が複雑に絡み合っており、各小中学校では、児童生徒の欠席が二、三日続いた場合、不登校につながるおそれがあると捉え、家庭訪問を行い本人や保護者と面談するなど、初期対応に努めております。また、不登校が続いている児童生徒に対しては、担任に加え、家庭と関係機関をつなぐ役割を担う本町のスクールソーシャルワーカーも定期的に家庭訪問をし、必要に応じ保護者との面談等を行うなど、児童生徒と保護者の気持ちの整理をしながら、きめ細やかな対応に努めております。

次に、学校内の校内教育支援センターとして、矢吹中学校ではスペシャルサポートルームを設置し、担当教員が、不登校及び不登校傾向にある生徒、心理的要因等により学級に入ることが困難な生徒に対し、学習機会やコミュニケーションの場を提供しております。利用する生徒は、登校後、担当教員と相談をしながら、1日の過ごし方や学習計画を自分で立て、個別に学習を進めたり、時には教室で授業を受けたりと、自分の目標やペースに沿って、学校生活や学習を進めております。昨年度は21名の生徒が利用し、3年生は12名が進学、2年生は9名が学級生活への復帰をすることができたとの報告を受けております。令和6年11月末現在の利用者は1名おり、自分のペースで学習を進めております。

また、学校に来ることも難しい児童生徒については、大池公園内の施設を活用した矢吹町適応指導教室を随時開設し、それぞれの児童生徒の状況に合わせ、子供の心の状態を確認しつつ、家庭内での自立や登校に向けた支援をしております。

なお、不登校を生まない学校づくりとして、各小中学校の全児童生徒を対象に、学級内の人間関係や学級生活の満足度や意欲などの実態を捉えるhyper-Qテストという心理検査を年に2回実施し、児童生徒への理解に努めております。

不登校は様々な要因が重なって起きるため、一人一人の児童生徒の取り巻く状況を理解し、一つ一つ課題を解決し、経過を見ながら支援していくことが重要であります。全ての児童生徒が楽しい学校生活を送れるよう、小中学校、保護者、地域の皆様と協力しながら、一人一人の心に寄り添った対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、不登校の子供たちの居場所についてのおたかしであります。議員おたかしのとおり、不登校の子供たちとその家庭を孤立させないこと、社会と関わっていくことは重要であり、子供との接点を絶やさず、つな

がりを継続し続けることが必要であります。本町では、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、保護者や本人の意向を小中学校や福祉部局などにつなぎ、関わりを絶やさないように取り組んでおります。

町内に不登校の子供に限定した居場所は現在ありませんが、子供の居場所づくりとして、認定こども園ポプラの木、認定こども園野のはな、矢吹町社会福祉協議会及び矢吹厚生事業所が子ども食堂を開催し、子供や保護者の交流の場、居場所づくりに取り組んでおります。また、認定こども園ポプラの木では、小学生から大学生までを対象にポプラカフェを定期的に開催しており、卒園した児童生徒をはじめ、その友達などのつながりから、小中学生が放課後、園を訪れ、宿題やレクリエーションを行うなど、それぞれの時間を過ごす居場所として利用されております。加えて、一般社団法人ヒトトキトは、平日夕方に子供や大人の居場所として、しおりばを運営するとともに、随時、子供たちの居場所や遊び場として、やぶき放課後スペースや、やぶき冒険ひろばなどのイベントを開催し、子供たちや保護者が外に出て、様々な人と関わるきっかけや楽しみの場を提供しております。

また、中学校を卒業した生徒についても、様々な関係機関、地域の方々からの協力をいただいております。本町では、進学支援や社会的自立支援に取り組む組織として、矢吹町青少年サポート事業連絡協議会を設置しております。協議会の委員として、白河警察署生活安全課及び矢吹交番、特定非営利活動法人ビーンズふくしま、矢吹町スクールソーシャルワーカー、矢吹町民生児童委員、矢吹町主任児童委員、矢吹中学校に参画していただき、子供たちの現状把握やサポートの必要性、関係機関の連携など、ご意見を伺いながら、直接的、間接的なサポートに取り組んでおります。

子供たちを取り巻く環境を踏まえながら、これからも引き続き、子供の居場所づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、外国籍の児童生徒及び保護者の相談窓口についてのおたかしであります。12月1日現在、小中学校に通学している外国籍の児童生徒数は、矢吹小学校1名、善郷小学校4名、三神小学校2名、矢吹中学校4名の合計11名であります。各小学校に在籍する外国籍の児童は日本語の力を身につけており、特に問題なく学校生活を楽しく過ごしております。

その一方、中学校には、現在、日本語サポーターの派遣により、日本語指導を受けている生徒が1名おります。来日当初は、環境の変化で不安な気持ちも見られましたが、2学期からは仲のいい友達も複数でき、部活動や進学に向けた努力を続けており、学校からは、現在、本人が抱える不安や大きな課題はないとの報告を受けております。そのため、外国籍の児童生徒及び保護者からの相談は現在ありませんが、何か悩みを抱えている場合には、まずは各小中学校に相談していただき、学校で対応が難しい場合には、教育委員会に相談していただきたいと思います。

また、公益財団法人福島県国際交流協会では、外国人住民のための相談窓口を設置し、日本語の習得が不十分な方には、多言語対応ができる通訳を交えながら、日常生活や行政の問題等は無償で相談できる体制を整えていますので、外国籍の児童生徒が入学する際には、これらの相談体制について、児童生徒及び保護者に周知してまいります。

今後も、外国籍の児童生徒及び保護者が不安なく本町で学校生活、日常生活が過ごせるよう対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

矢吹町が、いかにいろんなことで努力されているかというのがよく分かりました。じゃ、それを踏まえた上の再質問とさせていただきます。

不登校、子供さんの人数というのは、ここ3年ほどで10万人増えましたと言われています。1クラス当たり、小学校では0.75人、1クラス35名としますと、不登校の生徒さんの人数は0.75人、平均しますと。中学校の不登校のお子さんの平均人数は2.35人と言われています。これは文科省で出された資料によります。それで、2023年度には34万6,482人が不登校になっていますという資料もございます。

それを踏まえての質問なんですけれども、矢吹町は矢吹中学校で26人とか23人というお話だったんですけれども、それは多いと考えますか、少ないと考えますか、ご答弁お願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、小島議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

矢吹町における不登校の児童生徒数が、多いと捉えるか少ないと捉えるかというお話でしたけれども、文部科学省のほうの統計によりますと、国としては1,000人当たりの数でいくと、小学校では21.4人、中学校では67.1人、小中合算では37.2人という数を出しております。これと同じように矢吹町で推計しますと、小学校では7人、中学校では37.5人、小中合わせて17.55人ということで、約半数という形にはなるんですけれども、この人数が多いか少ないかということではなく、やはり子供たち全員が学校に来られるということを、教育委員会としてはそういった状況を実現してまいりたいなというふうに思っていますので、たとえ1人であったとしても、それが少ないというふうには捉えられないものではないかというふうに考えております。

以上で、2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございました。

そこで、学校に行けない、でも学校までは来てもらっている、それでも教室には入れないお子さんのことについてなんですけれども、そのときに通用口、それは同じになりますか。そこで鉢合わせになったりするとか、そういうことは大丈夫でしょうか。

○議長（藤井源喜君） 再質問は1つをお願いします。

○2番（小島紀子君） すみません。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどお話しさせていただいたスペシャルサポートルームというふうに矢吹中学校は呼んでいますけれども、そちらのほうに通っている子供たちは、普通に学校のほうに登校できますので、昇降口のほうは同じという形になっています。時間帯がその子によって変わるというようなこともあるかとは思いますが、なかなか、学校には来られるんだけど教室にはちょっと難しいというような状況もある子供たちですし、教室に入っているんだけど、やっぱりいろんな時間を過ごす中でちょっとつらくなって、そちらのほうに向かうといった子供たちもいますので、同じ昇降口を使いながらという形の登下校をしているという状況にはなりますので。

以上で、2番、小島議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございます。

そのお子さんたちのことなんですが、中学生ですと進学ということがありますので、出席、内申等、心配なことはあると思うんですね。それで、その扱いについてお尋ねしたいと思います。教室に入れなくても大丈夫なのかということなんですけれども。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、今の扱いというのは。

○2番（小島紀子君） すみません、進学に向けての内申であったり、出席であったり、そういうことについての扱いと言ったらおかしいかもしれませんが。

○議長（藤井源喜君） 出席になるかどうかということでもいいんですかね。

○2番（小島紀子君） はい。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） では、2番、小島議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

なかなかやっぱり学校のほうに来られない子供たち、そういった子供たちの出席扱いのほうはどうしているのかというご質問かと思いますが、学校のほうにおいては、学校に登校すれば、もう出席扱いという形にしています。例えば、子供さんによっては夕方しか来られない、そういった子供たちもいますけれども、その子供たちにとっても、やはり学校に来て先生とお話をしたりとかというような状況もありますし、その中でいろいろ得ているものはあるだろうというようなこともありまして、そういったことも出席扱いにしておりますし、また、適応指導教室に来ている子供たちの扱いのほうも、そこに来た日については出席扱いという形にしているのが現状となります。

以上で、2番、小島議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございます。

学校に来られるお子さんは出席扱いということで、それはとてもいいことだと思いますが、実際に今度は学

校にも行けないお子さん、これも文科省の発表によりますと、不登校のお子さんの約4割が来られていない、学校にも足を運ばない、相談も受けていないということなんですけれども、その場合、そのお子さん、同じ質問で申し訳ないんですけれども、学校に行けないお子さんの場合は、出席、欠席、どうなりますか。やはり欠席、すみません、その辺をよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 確認でいいですか。

○2番（小島紀子君） はい、確認です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） では、2番、小島議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

学校に来られないで家だけにいる、そういうお子さんについての出席扱いはどうなるのかということですが、その場合は欠席という形にはなるんですけれども、町内の学校においては、タブレットを子供たち持っていますので、それを使って、インターネットを使った形での授業を見るというような、そういった参加の仕方もしています。そういった場合には、出席扱いにしているというふうなことであります。

以上で、2番、小島議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございました。

そうしますと、不登校のお子さんたちの学校以外の場所、家庭以外の場所、第3の場所が必要であると私は考えます。そこで、福島県内の様々な第3の場所ということで、そういうことをされているところに行ってみました。その例としましては、県立博物館、県立博物館でもやっていらっしゃるんですね。あとは、昨日ですが、白河のNPO法人わくわくさんでやっています、わくわく子どもランドというところにも行ってきました。これは11月1日にオープンしました。福島県には、わくわくさんと同じようなところが3つあるそうで、これから会津若松にももう一つ、あとは塙でも1年ほどやっていらっしゃるということです。

実際、見聞きしまして、やはりお子さんたちも触れ合ってきてまして、やっぱり生き生きしている。私もちょっと不登校になりかけのところがあつたところがありまして、お子さんの気持ちがよく分かると思っています。そのときに、友達とけんかしたわけでもないよ、先生とトラブルがあつたわけでもないよ、でもちょっと心休めたい、そういうお子さんが多いということも聞いています。それで、昨日の先生ともそういうお話をしてきました。そのときに、そういう居場所があつて、そういうことを忘れられる場所というのがとても大事だなと思って、昨日はお話を聞いてきました。

それで、その代わり休んでもいいんだよ、その場所に行けば、タブレットもそうなんですけれども、出席にも扱いにもなりますよ、休みのときは心休めてね、体を休めてね、でも見守っているよということが大事だと思うんですね。これは全てにおいて、外国人の方にとってもそうですし、独り暮らしのご老人の方にとってもそうだと思うんですけれども、そういう居場所づくりというのが、これから大事なことはないかなと私は思っています。

そこで、質問なんですけれども、埴町ではNPO法人でやっているところもあるんですが、埴町は窓口が教育委員会になっているんですね。そういうこともありますので、はなまるはうすというんですけれども、こちらは窓口が埴町教育委員会学校教育課こども支援室になっています。そういうこともありますので、NPO法人、個人さんに任せるばかりでなくて、町ぐるみでできるということもあり得ると思います。

この基金としましては、日本財団とB&G財団がやっていらっしゃるということで、昨日も聞いてきたんですけれども、手当てが大分厚いんですね。個人とか例えば町内会であるとか、そういうことにも基金を出してくださる団体であるらしいということもありますので、ぜひともNPO法人立ち上げてください、それを使って勝手にやって、勝手にとは、やってくださいというばかりでなくて、町ぐるみで子供さんの、子供中心というんですか、まんなか宣言をされましたので、そういうこともあって、子供に手厚い町ですよ、福祉に手厚い町ですよいいましたら、やはり幸福度ナンバーワンの、福島県ナンバーワンになれる矢吹町であるかと私は思っていますので、そういうこともやっていただきたいと思います。

そういうことで、矢吹町で居場所をつくってもらうことはできませんかというようなご質問をいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

町で居場所づくりに取り組んでいただけないのかとのおただしでございますけれども、教育長の答弁にもありましたとおり、子供を取り巻く環境というところはとても大事なことは考えておりますので、教育委員会として、子供の居場所づくりについては調査、検討させていただいて、ぜひ前に進めていきたいと考えております。お話があったはなまるはうすについては、今後できれば施設を見たいと思いますけれども、いろいろお話を、直接現地に行って伺いながら、どのような状況なのか確認させていただきたいと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 前向きなご答弁ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

そこで、高齢者の独り暮らしのことについて再質問させていただきます。

先ほど、高齢者の独り暮らしに対する支援の方法という、課題などお話しいただきました。実際、高齢者独り暮らしの人数は、どのくらい矢吹町にはいらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

高齢者、70歳以上の独り暮らしというところでは、396人というところでございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございます。

ついこの間、自分の親戚が63歳だったんですけれども、急にお亡くなりになるということが、独り暮らしの方なんですけれども、ありました。それ以前にも、自分の町内会というんですか、ところで独り暮らしのおばあちゃまがいらっしゃったんですけれども、うちの地区は意外と連携が密なので、見守りということでお総菜届けたりとかして、大丈夫とかと声がけはしてきました。その方も、でもやはり孤独なうちにお亡くなりになったんですね。そういうこともありまして、今度、私たちも自分が人ごとではないなということを考えています。

そういうことで、福島県では、孤独・孤立官民プラットフォームの整備を、令和6年度、来年の1月ぐらいまでに実施しますということを発表されています。それで、今まだそれは整備されていないかと思うんですけれども、現在のいいんですが、例えば課を飛び越えた連携、横の連携というのはどのような状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

連携を取っている団体というところでは、地域包括支援センター、あるいは社会福祉協議会、それと民生委員と連携を持ちながら対応しております。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございます。

これが福島県でこれからプラットフォームづくりを整備する、今年度中に実施しますということが、国の地図がありまして、どこどこがこれから整備します、令和6年度以内には整備しますよというのの中に福島県が入っているので、それが整備されれば、本当に横のつながり、あとは市町村間を飛び、自分のところではないけれども、この市町村にはありますよということで横のつながりができるかと思っております。そういうことで、先ほどの不登校さん、ひきこもりさんのこともそうなんですけれども、独り暮らしの方々、独り暮らしの方ばかりではなくて、ご老人同士でのおじいちゃん、おばあちゃんだけで暮らされている皆さん、そういう方たちが安心、安全に暮らせるようなまちづくりになってほしいと思います。

すみません、質問ということで、今の関連質問で、現在のいいんですけれども、市町村間の連携というのがありますか。矢吹町ではできないけれども、ここではできるからこちらをお手伝いしてもらえますよというような。現在で結構です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

市町村間の連携している孤独、孤立についての組織といいますか、ただいまのところございません。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございました。

再質問としまして、多国籍交流イベントのことについて再質問させていただきます。

矢吹町も大分、多国籍の方が多くなってきました、これからのイベントというのが大事になってくるかと思うんですけども、ハッピーサンデーについて伺いました。私は知らなくて参加できなかったんですけども、盛況であるということをお伺いしました。

そこで、参加人数等について、もう一度お知らせ願えますか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

11月に開催しましたハッピーサンデーの来場者についてのご質問ですが、約700名であります。これは、昨年度、同じ時期にハッピーサンデーを開催しておりまして、その際には350名程度でありましたので、約2倍の来場者数であります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 答弁ありがとうございました。

盛況であるということとはとてもいいことだと思います。その中で、外国人の方の人数もお知らせ願えますか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

ハッピーサンデーにおける外国人の数についてであります、私もその場に数時間ほどおりました。今回、ベトナム人の外国人技能実習生を中心に協力をいただいております。その方で大体10名程度、それから、恐らくお知り合いの方が何名かいらっしゃったような感じでありました。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございました。

先ほど、やはりごみ出しの問題であるとか、地域住民、仲よくしたいのは仲よくしたいんですけども、やはりルールが守れていないとか、いろんなことで問題が出てきていると思います。現に、私もそういうお話を聞いております。でも、実際に心を割って外国人の方々と話してみますと、やはり自分たちと同じだな、それ

が本当に周知されているのかどうかということのほうが大事ではないかと思うんですね。ですので、例えば言語の問題、タブレットでやればいいよだけではなくて、やっぱり面と向かって、人と人なんですから、そういうことで大事ではないかなと思うんですね。

そういうことで、ごみ出しの用紙を配っていますということなんですけれども、どのくらいというか、どなたに渡しているんでしょうか。外国人の方、全ての人たちに渡っているんでしょうかというようなこと。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

外国人の方へのごみ出し等のパンフレット等の周知方法についてであります。今年度、本町では、ごみの出し方、それからスーパー、金融機関、それから医療機関の表示をした施設マップを作成しております。これは、ベトナム語、インドネシア語、英語の表記となっております。これは冊子ではなくて、外国人の方、皆さんスマホをお持ちだということで、そちらのほうが便利だということでアドバイスを受けておりますので、そういった電子的な方法で周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） どうもありがとうございます。

私もいろいろな国のの人たちと知り合って、例えばインド人であるとか、ベトナム人もそうなんですけれども、ヒマラヤのほうの人たち、本当に私もフェイスブック、一番先に教えてもらったのはインド人からなんですね。そういうことで、電子機器をうまく使われているのは、向こうの人たちのほうがお得意だと思いますので、そういう手当てというのはすごくいいと思うんですね。私たちのほうが学ぶべきことがたくさんあると思います。

そこで、先ほど技能実習生の方たちが来られましたということで、ベトナムの方が来られました。そういうことで、やはり生徒さんもそうなんですけれども、会社にお勤めの方たちも、表面上と、本当はそうじゃないんだけど、表面上はこうなんだけれども、でも内面は違うよというようなことがあると思うんです。そういう場合、例えば先ほどの外国、さっきのお子さんたちのこともそうなんですけれども、そういった心を割って話せるということが大事かと思うんです。それはスマホでやればいいのかではなくて、そういうケアが行き届いた自治体と、そうじゃないケアの場合というのは、大分、居心地が違うと思うんですけれども。

そういうことで、そういう技能実習生の方も含めて、地域住民の外国人の方が心を割って話せるような場所づくり、例えばイベントとしてハッピーサンデーとか、これからはフロンティア祭りでブースをつくってくださるようなことをおっしゃっていましたが、それ以外に、例えば小さいグループの中で、この日に集まるからみんな集まってというような、そういう小さなイベント、そういうことをお考えかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

比較的小さなイベントでの交流を図ってはどうかというふうなご質問ですが、今回、ハッピーサンデーでは試行的に取組を行いました。非常によかったなと思うのは、試食会を通して、いろんな町民の方と外国人のやり取りが生まれました。スマホを使つての翻訳とかそういったこともやりましたし、これはこういった料理なんですかとか、そういったコミュニケーションもできたと思っています。

今回、試行的に行いましたので、来年度以降になります、ハッピーサンデーでの継続的な実施、あるいはやぶきフロンティア祭りの中では、先ほど町長答弁でもありましたが、外国人との方との交流の視点を加えたイベント開催というのを現在検討しておりますので、そういったことで引き続き交流を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 前向きな答弁をありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時20分です。

（午前11時05分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（藤井源喜君） 通告6番、8番、三村正一議員の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席においでの方皆さん、ありがとうございます。

張り切って質問したいと思います。よろしくお願いします。

今回、私は3つの質問をさせていただきます。

通告いたしましたのは、1つは、マイナンバーカードと健康保険証の対応についてということでございます。2つ目が道路行政について。3つ目が、子ども・子育て支援についての大きな3項目で質問をいたしたいと思います。

まず、1番目のマイナンバーカードと健康保険証の対応についてということで、質問の目的でございますが、

現在使用されている紙の保険証からマイナ保険証に切替えによる手続を周知、確認することにより、町民の利用の際の混乱やトラブルを防止する。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございますが、12月2日より保険証の交付がなくなり、マイナ保険証に移行するとなるが、マイナンバーカードの未取得者や資格確認証利用者等にどのように町は対応するのか、明らかにして対象者に周知をしたいということでございます。

質問事項でございますが、12月2日よりマイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行し、現行の保険証が新たに発行されなくなりますが、マイナンバーカードがない方等については、どのような対応となるのか、それと住民への周知状況についてお尋ねいたします。

2つ目に、マイナンバーカードの普及状況と未取得者への対応策をお尋ねいたします。

3番目に、デジタル庁が進める自治体窓口DXについての取組ですが、書かないワンストップ窓口として、石川町ではマイナンバーカード対応型の記帳台を設置しております。また、窓口BPRアドバイザー派遣事業等についての導入のお考えについてをお尋ねいたします。

道路行政については、町内の未舗装道路について、住民生活の利便性と通学路等の安全、安心確保について、早期整備を図ることをお願いする目的でございます。

矢吹町は、JR矢吹駅、東北自動車道矢吹インター、国道4号、県道棚倉・矢吹線や県道55号線等の基幹交通網に恵まれた地域であり、町道についても網羅されております。また、住民生活に密接に関係する町道等の未舗装道路の早急な整備に関する陳情等が提出されており、最重要課題と私は認識しております。

そこで、質問でございますが、町が管理する町道、生活道路の安全、安心な通行確保のため、幅員狭小な砂利道の改良や舗装工事について、本年度の各路線の町道整備の進捗状況、予算の執行状況、来年度以降の整備計画の考え方をお尋ねいたします。

2つ目でございますが、道路標識停止線、横断歩道の表示薄れによる交通安全についての不安の声があります。また、横断歩道の一時停止についての違反の規制が強化されております。交通安全対策上も再点検と整備等が必要と思うが、本年度の実施状況と整備の方針をお尋ねいたします。

3つ目が、通行路の確保や、安全上、町道脇の雑草の除去、それから民有地からの木枝の増殖による通行が不便な状況の対応について、町の対応状況をお尋ねいたします。

3つ目の子ども・子育て支援についてでございます。

少子化、人口減少対策として、子ども・子育て支援の充実を図り、居住人口の増加を図ることについて、子ども・子育て支援についての強化が必要とする考えに基づくものであります。

国は、こども家庭庁を設置して、令和5年4月にこども基本法を施行して、こども大綱の下、県、市町村にこども計画を作成するよう努力義務が課せられましたので、町の取組状況を確認いたします。

質問事項でございますが、子育て世代を支援して、子育て世代に選ばれる町になるため、負担軽減を図り、子供を産み育てやすい環境を整える計画であるが、今年度の待機児童の現況と対策についてお尋ねいたします。

2番目でございますが、保育園、認定こども園の業務運営事業と待機児童解消継続事業について、昨年度末に町内施設で多くの保育士が退職されましたが、町として、次年度以降の児童受入れ計画及び要保育士数の把

握と対策はどのようにしているのかをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、今年度より実施した、いつでもドクター、こども家庭センター、未来くるステーション等の運営、利用状況について、どのような状況かをお尋ねいたします。

以上、大項目で3つの質問をいたしますので、ご答弁よろしく願いをいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みについてのおたかしであります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、医療機関や薬局に設置してある顔認証付きカードリーダーをはじめ、セブン銀行ATM、役場総合窓口、マイナポータルアプリなどから登録することが必要であります。

議員おたかしのとおり、令和6年12月2日より、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行されたことに伴い、健康保険証の新規発行や、紛失等による再発行は行わないこととなりました。マイナ保険証利用者は、医療機関等で情報提供に同意することで、過去に受診した検診や処方された薬などの情報を医師や薬剤師に共有することができるため、よりよい医療が受けられるようになるほか、事前申請が必要だった限度額適用認定証を提示することなく、保険診療分の支払いが自己負担限度額までとなるなど、被保険者にとってメリットも多く、本町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者のマイナ保険証登録率及び利用率は増加傾向にあります。

議員おたかしのマイナンバーカードを持たない方への対応についてであります。

マイナンバーカードを取得していない方や、取得していても健康保険証としての利用登録をしていない方等には、保険証と同じように使用することができる資格確認書が交付されます。この資格確認書を医療機関等に提示することで、これまでどおり受診していただくことができます。

なお、経過措置により、令和6年12月1日までに交付された国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証は、記載内容に変更がない限り有効期限まで使用することができるため、資格確認書については、現行保険証の有効期限を迎える日前までに交付いたします。

また、住民への周知状況についてであります。令和6年8月の後期高齢者医療保険証更新時及び10月の国民健康保険証更新時に、12月2日以降、保険証の新規発行や再発行は行わないこと、手元の保険証は有効期限まで使用できること、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を交付すること等を記載したお知らせを保険証送付時に同封したほか、広報やぶき11月号にも同様の記事を記載し、周知を図っております。

今後も、引き続き国の動向を注視しながら情報収集に努め、周知が必要な事項については、広報やぶき等を通じて皆様に随時お知らせするとともに、マイナ保険証の利用登録のサポートや各種問合せや回答等、きめ細かな対応に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及状況と未取得者への対応策についてのおたかしであります。

本町のマイナンバーカードの普及状況につきましては、令和6年10月末時点で、人口に対する保有枚数率

77.3%、保有枚数1万3,097枚となっております。また、同じく令和6年10月末時点での全国及び福島県の普及状況であります。全国の保有枚数率は75.7%、福島県の保有枚数率は76.8%となっておりまして、本町の人口に対する保有枚数率が若干上回っているような状況でございます。

本町では、これまでマイナンバーカードの普及のため、啓発チラシの配布や広報やぶきへの掲載、会合でのPR、町内全域への新聞折り込みチラシ配布、防災無線による放送など、様々な手段を用いて普及活動に取り組んでまいりました。今年度につきましても、月2回の平日夜間開庁や、月1回の日曜日開庁の臨時窓口の開設、また、障害者支援施設等への出張申請サービスの実施などにより、保有枚数率向上に取り組んでおります。今後もマイナンバーカードの普及に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自治体窓口DXの取組についてのおたかしであります。

本町では、行政手続の効率化と住民の利便性向上のため、順次、行政手続のオンライン化を進めております。具体的には、国が運営するマイナポータルにおいて、子育てワンストップサービス、介護ワンストップサービスなどの各種オンラインサービスをご利用いただけます。住民がオンラインで各種行政手続を簡便かつ効率的に行うための仕組みとして全国的に導入が進められており、このサービスを通じて行政サービスのデジタル化を加速し、住民と行政の間で、より迅速かつ円滑な情報共有の実現を目指しております。

さて、議員おたの自治体窓口DXであります。マイナンバーカード対応記帳台については、マイナンバーカードに格納された情報を活用して、住民票や戸籍証明書の取得等の申請手続などで利用することができ、窓口業務の効率化により住民の利便性向上が見込まれるシステムであります。高齢者や機器の操作に不慣れた方へのサポートが課題でもあります。

また、窓口ビジネス・プロセス・リエンジニアリングアドバイザー派遣事業につきましては、いわゆる窓口の業務改革のために、自治体窓口DXに精通した地方自治体職員等が、これから自治体窓口DXを推進したいほかの地方自治体にノウハウを提供するなどのサポートをする事業で、オンライン及び現地派遣による支援を、1自治体当たり原則3回実施できる事業であります。このような自治体窓口DXの取組を進めることで、システムから自動で必要な情報が反映されるため、記入のミスや漏れの防止が図られ、手続の迅速化を図ることができます。

今後は、住民の皆様にとって、より便利でより快適な行政サービスを提供できるよう、町独自で取り組んでいる行政手続のオンライン化と、様々な自治体窓口DXのメニューなどを照らし合わせ、さらなるサービス拡充を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本年度の町道整備の進捗状況、予算の執行状況、来年度以降の整備計画についてのおたかしであります。

現在の町道整備につきましては、生活道路整備事業、一般町道整備事業及び主要町道整備事業の3つの事業により推進しております。

初めに、生活道路整備事業、いわゆる現道舗装工事の進捗状況につきましては、矢吹地区3路線、中畑地区2路線、三神地区2路線、合計7路線を発注し、うち6路線が完了、残り1路線につきましても、12月末の完了予定であります。契約額といたしましては、工事費合計で840万4,000円であります。

次に、一般町道整備事業の進捗状況につきましては、町道松倉・大池線の町営矢吹球場東側及び北側の交差

点の一部において歩道整備工事を発注しておりまして、契約額といたしましては、工事費合計が1,441万円です。

最後に、交付金を活用している主要町道整備事業の進捗状況につきましては、道路7路線、橋梁2橋の整備を行っておりまして、契約額といたしましては、工事費及び補償費合計1,554万8,611円です。

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 失礼しました、1億5,440万8,611円です。繰り返します、1億5,440万8,611円です。主要な路線の執行状況といたしましては、町道一本木29号線において、用地及び物件補償契約を締結し、合計5,908万1,720円を執行しております。また、矢吹駅東口、町道東郷・小松線につきましては、延長100メートルの改良舗装工事を2,029万5,000円で契約し、工事を進めております。

来年度以降の整備計画につきましては、現在、令和7年度当初予算と並行して進めておりますので、令和7年3月議会定例会において、改めて説明させていただきたいと考えておりますが、国の有利な財源である交付金を活用した主要町道整備事業においては、交付金の内示額に合わせた路線間の調整を行いまして、事業の推進を図りたいと考えております。また、その他の事業につきましても、優先順位をつけて効果的に事業を推進し、安全、安心な通行を確保できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路標識停止線、横断歩道等の施設点検及び整備についてのおたかしであります。

道路標識及び道路標本などの交通規制に係る施設の……

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 失礼しました。ちょっと、答弁最初からいきます。

次に、道路標識停止線、横断歩道等の施設点検及び整備等についてのおたかしですが、道路標識及び道路標示、先ほど道路標本と読んだようです、失礼しました。標示などの交通規制に係る施設の維持管理や新設は、基本的に白河警察署で行うこととなっており、町では、通学路の安全確保に係る点検や地域住民等からの報告をまとめるなどにより、白河警察署へ要望等を行うことが主な役割となっております。

具体的には、年4回の交通安全運動期間中、白河地区交通安全協会矢吹支部の協力を得ながら点検を実施し、横断歩道や停止線が見えなくなっているなど、異常等があった箇所について町に連絡をいただく体制を取るほか、行政区長や町民から、通学路のために横断歩道を設置してほしいなど交通安全施設の新設等の整備に関する要望があった際には、速やかに現場確認を行い、位置図や現場写真を作成し、白河警察署へ要望書を提出しております。

昨年度は、横断歩道や一時停止線などについて7件の要望を行い、そのうち光南高校生の通学路となっている小松地内の信号のない交差点への止まれ標識の新設と、矢吹中学校付近の文京町交差点において横断歩道の引き直しを行うなど、通学路等を中心に対応いただいております。

今年度は、田町地内の交差点において、横断歩道の新設を1件要望しているところでありまして、これまでの要望案件と合わせて、白河警察署にて検討いただいているところであります。また、町教育委員会では、各小学校及び中学校の通学路上における危険箇所についての安全対策等を協議する矢吹町通学路安全推進会議を夏季と冬季の年2回開催し、町をはじめ、国や福島県の道路管理者及び警察署などの関係機関が合同で、改善要望のあった危険箇所の内容の検討及び現場確認を行うなどの連携を図りながら、現在45件の課題について、

解決に向けた協議を重ねております。

次に、交通安全施設等に関する整備方針についてであります。町道整備の際には、白河警察署と協議を行い、交差点等の交通安全施設を設置するとともに、現場状況に応じて、町が独自に「速度注意」や「歩行者注意」等の注意喚起を促す補助看板を設置することとしております。

今後も、引き続き交通安全施設の整備につきましては、白河警察署をはじめ各関係機関や行政区、町民と連携して取り組むとともに、交通、防犯合同テント村の開催や、各小学校において交通安全教室を開催するなど、交通事故防止にも努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと喉を痛めておりまして、お聞き苦しいことありますが、ご容赦願います。

最後でありますね。最後に、道路の安全確保及び雑草除去の対応状況についてのおただしであります。町道脇の雑草繁茂による交通の支障等については、町が通学路周辺や交差点周りを中心に除草作業を実施しているところではありますが、交通量の多い箇所や作業内容によっては事業者へ委託しておりまして、今年度の事業者への委託状況といたしましては、11月末時点で16件、約620万円となっております。

また、民有地から道路へはみ出した枝木や雑草の対応につきましては、台風や大雪等での倒木により通行に著しく支障を来している場合は、緊急的に町で伐採等の対応を行うことはありますが、原則としては土地所有者が管理すべきものであるため、土地の管理について広報やぶき等により周知するとともに、土地所有者へ個別に訪問や文書等で協力依頼を行っております。

道路は住民の生活基盤の基本となるインフラであり、重要なライフラインでもあることから、今後も引き続き日常の道路パトロール等の徹底を図るとともに、町民の皆様から寄せられた要望についても可能な限り速やかに対応し、限られた予算を効率的、有効的に活用し、適切な維持管理に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

今年度の待機児童の現況と対策についてのおただしであります。初めに、こども計画について説明をさせていただきます。

こども計画とは、全ての子供、若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的に、国のこども大綱と、県が策定する都道府県こども計画を勘案し、市町村ごとに作成するものであり、本町におきましても、現状や課題を抽出することを目的としたアンケートを、小学校4年生から6年生、中学生及び高校生並びに就学前児童から高校生の保護者を対象に行ったほか、関係各課との協議、調整を進めており、今年度末の完成に向けて取り組んでいるところであります。

さて、議員おただしの待機児童についてであります。令和6年3月議会定例会でも答弁をさせていただきましたが、待機児童とは、こども家庭庁が定めた保育所等利用待機児童数調査要領に基づく定義によって、保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込みがされているが入園していない子供とされており、この調査

要領に基づく本年4月1日現在の待機児童数は1名、そのほか特定の園を希望している、求職活動を休止しているなどの事由により、待機児童とは認定されていない子供が14名、合わせて15名の入園が決まっております。その後、11月までに新たに23名の利用申込みがありましたので、合計38名について、毎月開催している保育園長会において、随時、入園調整を行った結果、22名が入園いたしました。これにより、12月1日現在、入園が決まっていない子供は16名であり、その内訳は、零歳児が11名、1歳児が2名、2歳児が3名となっております。

次に、待機児童解消に向けた対策といたしましては、保育園が人材紹介会社等を活用し、保育士の確保に取り組んだ場合、その経費の一部を補助する矢吹町保育士等確保支援事業補助金の補助上限額を、昨年度より20万円引き上げ、50万円といたしました。この補助金を活用し、令和6年度中に6名の採用がなされたことで、さきに述べました22名の入園につながっております。

教育委員会といたしましては、保育士確保のために必要な対策を講じながら、お子様の入園を希望する保護者のために、今後も最善を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、次年度以降の児童受入れ計画及び要保育士数の把握と対策についてのおたかしであります、初めに令和7年度の保育園への入園申込数につきましては、12月1日現在、73名であり、その内訳といたしましては、零歳児が21名、1歳児が34名、2歳児が7名、3歳児以上が11名であり、令和6年度と比較しますと、1名増となっております。この数に継続して園を利用する園児を含めると、令和7年4月の入園予定者数は295名となります。

次に、必要な保育士数についてであります、まず教育委員会として、保育士を確保するために取り組んでいる3つの事業について説明いたします。

1つ目といたしましては、昨年度に引き続き、福島県内外の保育士養成学校8校を訪問し、卒業後の勤務地として本町を選んでもらうため、町で実施する就職準備金貸付制度や宿舍借り上げ制度等のPRを行い、学生の皆様に広く認知してもらう活動を行っております。

2つ目といたしましては、就職準備金貸付制度を継続し、今年度と同様に就職時の負担軽減を目的に、新卒採用者に対しては50万円、新卒採用者以外には20万円の貸付けを行うこととしております。

3つ目といたしましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、保育園等が行う保育士の確保に関する取組に対し、矢吹町保育士等確保支援事業補助金により、1園当たり50万円を上限として、その経費の一部を補助したところであります。

これらの取組を行った結果、令和6年度の中途採用者6名、令和7年4月の新採用予定者8名、計14名の採用につながっておりますが、その一方で、都合により6名の方が退職を予定していると報告も受けております。この結果、令和7年4月1日現在の町内保育施設全体の保育士数は50名となる予定であり、先述の入園予定人数に対する必要な保育士数は、国が示す配置基準によると49名となりますので、1名多い状態となります。

しかしながら、この数字は基準を満たすための必要最低限の人数であり、町内各園の年齢別の定員や保育士の経験年数など、園の運営状況等により、必要とする保育士の数は49名より多くなることが考えられますので、今後、保育園長会において、入園申込状況と各園の受入れ可能状況を照らし合わせ、入園先を決定していくこととなります。

教育委員会といたしましては、共働き世帯の増加により今後も保育ニーズは増えることが予想されることから、新たな保育の受皿の整備についても検討するなど、待機児童ゼロの達成と、その継続に向けて取り組むとともに、家庭に寄り添った質の高い保育サービスを提供できるよう、保育施設事業者と一体となって子育て施策に取り組み、若い世代や子育て世代に選ばれる町となるよう一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、いつでもドクター、こども家庭センター、未来くるステーション等の運営、利用状況についてのおただしであります。まず本年10月より実施しておりますいつでもドクターは、妊娠中の方及び18歳までの子供のいる子育て世帯を対象に、病気だけでなく、生活の中で気になった心や体の悩みなどを、医師にいつでも、どこでも、何度でも、スマートフォンで無料相談できるサービスであり、12月2日現在、登録者数は209名、相談件数は84件となっております。

利用者からは、夜に相談してもすぐに回答が来てよかった、自宅で様子を見るときの注意点なども回答されるので安心できるなどの声をいただいております。初めての妊娠、子育てに不安を抱きながら頑張っているお父さん、お母さんにとって、お守りのようなツールとなっておりますので、たくさんの方に利用していただけるよう、周知に力を入れてまいります。

次に、こども家庭センターであります。全ての妊産婦、子育て世帯及び子供に対し、母子保健、児童福祉の両機能を一体的に相談支援する機関として、子供の成長支援と家庭の悩みや問題に関する支援を提供しております。次年度は、保健福祉センターに移設いたしますので、健診会場に併設した形で、より効果的に相談支援を行えるものと考えております。

本年11月末時点で、母子保健に関する相談件数は60件、児童福祉に関する相談件数は26件であり、母子保健と児童福祉の2つの機能がこども家庭センターに集約されたことにより、母子保健と児童福祉の連携及び情報共有が容易になり、広い視野からの助言を迅速に行えるようになりました。相談に来られた方からは、個別の相談室があり、プライベートな相談も保健師さんに安心して気軽に相談できるなどの声をいただいております。

最後に、複合施設KOKOTTO内の未来くるステーションにつきましては、広々としたプレイスペースとラウンジがあり、子育て中のお父さんやお母さんが子供と一緒に気軽に遊べる場所として、また、ほかのご家族と交流ができる場所として利用いただいております。また、子育てに関する情報発信や、子育ての援助をしてほしい方と援助をしたい方をマッチングするファミリーサポートセンター事業と、子育ての不安や悩みのある方の家庭を訪問し、寄り添いながら支援するホームスタート事業も行っております。運営につきましては、特定非営利活動法人ふれっしゅ・すてーじに業務を委託しており、来場者数は11月末現在で、延べ2,414名となっております。利用している保護者からは、親子で安心して遊べる場所があるのはありがたい、図書館と同じ建物なので利用しやすいなどの声をいただいております。

このように、いつでもドクター、こども家庭センター及び未来くるステーションは、いずれも本町の将来を担う子供たちが、お父さん、お母さんとともに安心して健やかに成長するためのサービスであり、引き続き多様なニーズに応じた柔軟なサービスが提供できるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、マイナンバーカードについて、まず再質問をさせていただきます。

ご答弁の中に、マイナ保険証の被保険者マイナ保険証の登録率が、マイナンバーカードは77.3%ということでご答弁いただいたんですが、その中でマイナ保険証としてどのぐらい登録されて、どのぐらいの利用率があるかということをお尋ねしたいと思います。国の公表された基準ですと、大体マイナンバーカードは、7割の方がマイナ保険証の登録をマイナンバーカードの中にされていて、その中で利用しているのは15%ぐらいというような、そういった報道がなされておりますが、矢吹町においてはどのような状況なのかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 三村議員、一問一答ですので、まず登録数ということでよろしいですか。

○8 番（三村正一君） 登録率ですね。マイナ保険証の登録率を。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 8 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

マイナ保険証の登録数でございます。まず、国保の場合につきましては66.2%、後期高齢につきましては64.3%という数字でございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） それでは、その登録された中で、どのぐらいの割合で利用しているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 8 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

マイナ保険証の利用率ということで、国保の場合ですと23.8%、これ9月現在でございます。あと、後期高齢につきましては21.6%、こちらデータとしましては8月現在の数字でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） 国の発表された数字より高いということで、大変、矢吹町においてはマイナ保険証の利用率が高いということが確認されました。その中で、まだまだ本来は、ひもづけされたマイナ保険証の登録された方が使われていないというのがなぜなのかというと、私の思いというか、テレビとかいろんなマスコミ等

の資料によりますと、便利ではない、利便性が悪いと、安全性とメリットがないというようなことが非常に言われております。保険証は月1回提示で済むんだけれども、マイナ保険証は病院、薬局で毎回提示しなくちゃならないと。

そんな中で、マイナ保険証の利用で、トラブルの発生が全国で約1万3,000件、そのうち70%がオンライントラブルと言われております。テレビのワイドショーでは、体調が悪くて病院に行ったら、マイナ保険証がトラブルで使えず、保険証を自宅に取りに戻ったら心筋梗塞で亡くなったという事例が報道されておりましたが、矢吹町民でこのマイナ保険証を使われている方が23%、21%ございますが、利用上のトラブルの発生というのはあったのかどうか、あったとすればどのような状況だったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

マイナ保険証スタートしまして、大きな混乱は生じてございませんが、12月2日から6日までに寄せられた問合せとしましては、41件ほど受け付けたというところでございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） マイナ保険証を登録された方が、12月2日以降、トラブルが起きた際に病院とかに提示して使えるような資格情報のお知らせというのが、提示すれば、マイナ保険証が使えない場合でもそれで診療ができるというようなことがあります。これらについての資格情報のお知らせは、まだ使われていない約8割の方に、町のほうからの送付は済んでいるのでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 資格確認書のことでよろしいですか。

○8番（三村正一君） いや、資格確認書は、保険証をマイナンバーカード持っていない方は資格確認書になるんですが、マイナンバーカード持っていてマイナ保険証登録されている方で、その方について資格情報のお知らせというのが届きますよというのが政府の広報でなされているんですけども、残念ながらまだ私のところには届いていないんで伺っているんですけども。そういう意味です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

資格確認書のお知らせということで、国保の場合ですと有効期限が来年の9月30日、あと後期高齢の場合ですと7月31日ですので、こちらの更新時期に送付されるものと思われ。あと、各組合に応じて送付しているようでございますので、更新時期が違いますので、それぞれで対応しているというような状況でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 資格確認書というのは、保険証が切れた場合に、今後12月2日以降発行できないんで、

切れた順番に資格確認書で、マイナ保険証を使っていない方については送付するような形になるということでございますが、マイナ保険証として使っている方については、資格情報のお知らせというのが届くというのが、そんな広報がありましたので、それについては一度、再確認をお願いしたいと思います。

それで、東京の世田谷区と新宿区では、資格確認書と資格情報のお知らせというのが、非常に管理が、2つに管理していくのが容易でないということで、資格確認書一本で、間違ったふりして出しちゃうというのは失礼なんです、そちら一本で進めるような形で進められているというような報道もございますので、その辺もできれば確認をしておいていただきたいと思います。

それで、資格情報のお知らせという関係の中で、今度この保険証が発行されなくなった場合に、保険証をなくしたときに今後どうするんだというような心配をしている方がいるんです、紛失した場合。今までは、役場のほうに行けば再交付お願いできたんだけど、発行できないようになった場合には、どのような対応をするのかをお尋ねしたいと思います。

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○8番（三村正一君） マイナンバーカードじゃなくて、一般の保険証をなくした場合、今現在使っているのをなくした場合の質問です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

紛失した場合、資格確認書というものが保険証の代わりになりますので、ぜひともこちらを利用していただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） マイナンバーカードの有効期限、これは10年になっているんですね。それで、マイナ保険証とかそういった電子証明機能の有効期限は5年となっているんですね。これ有効期限が切れる際には、通知があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 三村議員、もう一度お願いをします。

○8番（三村正一君） マイナンバーカード、今から大体七、八年前からマイナンバーカード持っている方いらっしゃるんですが、それでマイナ保険証登録が2年ぐらい前から登録できるようになったということで、今度それを使うようになったら、結局、有効期限が同時じゃないんで、マイナンバーカードの期間が先に切れたり、マイナ保険証のほう切れた場合に、マイナ保険証はどうなるのかというような形の質問です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤総合窓口課長。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） 8番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

電子証明の期限の前にはご連絡が行きますので、そのようなことで引き続きご利用いただくことが可能でござ

ざいます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） マイナンバーカードについても、期限切れの際には連絡があるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤総合窓口課長。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの更新期間につきましては、取得をした誕生日から、18歳未満の方については5年、それ以上の方については10年が更新時期となっております。その更新時期の前にはご連絡が行くようになりますので、そちらでまた更新手続きを取っていただいて、引き続き使用できるようになっております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） それで、マイナンバーカードの中にＩＣチップ入っているんですけども、ＩＣチップの電子証明機能の空き領域があって、その中の部分で、市町村等が用意した独自のものを搭載するために利用されるとされておりますけれども、町はどのようなものを考えているのかをお尋ねしたいと思います。もし使っているとすれば、それを使っている状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 通告からは外れるかと思うのですが。

○8番（三村正一君） マイナンバーカードで質問しているのに通告から外れるんなら、質問できなくなっちゃうんじゃないかい。マイナンバーカードとマイナ保険証。

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○8番（三村正一君） 後で答弁でも構わないですよ。

○議長（藤井源喜君） 現在やっているものが、まずあるかどうかという。

○8番（三村正一君） 空き領域の使用方法を考えているかということと……

○議長（藤井源喜君） 「と」は、やめてください。

答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードのＩＣチップの空き領域の利用ということですが、今現在、町ではコンビニ交付、各種証明書をコンビニで発行できるようなシステムを構築しておりますが、その部分についてＩＣチップの空き領域を活用しております。今後の対応につきましては、現在、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） マイナンバーカード記帳台のところの答弁の中に、マイナンバーカードに格納された情報を活用して住民票や戸籍証明書の取得ができるようになっているというところが今の答弁の内容だったと思うんですが、こういった情報、住民票や戸籍以外に、今現在ですと保険証としての機能で、お薬手帳、どんな薬を飲んでいるのか、それからどういう病気をした人なのかというようなことが分かるような情報、それから税金の情報とか、そういった情報が全て、戸籍というのは家族も入ると思いますが、そういった情報が全て含まれて管理されているというふうに思うんですが、私の今言った以外に、このマイナンバーカードは、私の思いだと、その情報を取り出す鍵だと、自分の情報を取り出す鍵で、あとは貸し金庫に行って、それで開けた中から自分のいろんなデータをもらうんだというような認識でいるわけなんですけど、そうだとすると、その貸し金庫の中に入っているデータって、今言ったような、自分のお薬とか健康保険の内容とか税金とか、そういったいろんなものがあると思うんですが、どんなものがマイナンバーカードで情報管理されているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 8 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードにひもづけされている主な情報ということで、答弁にもありました健康保険証のデータであったり、公金の受取口座、あとは今後、免許証のデータもマイナンバーのほうにひもづけするようなことでも国のほうでは考えているようでございます。

そのほかに、先ほど議員おっしゃるとおり、各種の情報については連携されております。この連携によりまして、窓口の添付書類が省略されたりとか、そういった手続きが簡素化されるような利便性がございます。どのような情報が連携されているのかということにつきましては、マイナポータルをご覧くださいような形、それぞれどういった情報がやり取りされているのかということからは、マイナポータルで全て各個人が参照できるような形となっておりますので、そちらをご覧くださいければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） 大体の説明で分かったんですが、最後の言葉でちょっとショックを受けました。マイナポータルに出ているから見ろと言われれば、それはそういう答弁をいただくとは思いませんでした。それで、本人がマイナンバーカードの情報を確認するのはよしとするわけですが、本人以外の行政とか、それからそのほかの情報を必要とする人がそういった利用、そういった取り出しが、どういった方が本人以外できるのかどうか、それが許されているのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

まずは、情報連携がされているというものにつきましては、全て法律で定められております。定められているもの以外の部分について勝手に情報をやり取りするということは、基本的にできないような形となっております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 法律に定められているというようなご答弁でございましたが、その法律の中でどういう方がということで質問をしているわけです。それは後で私のほうで確認しますが、一番心配なのは、ハッカーとかハッキングとか何かで情報が収奪されることが心配なんです。それで、結局は医療情報というのは、どんな治療してどのような病気にかかったとかというのは、やっぱり保険会社とかそういったところは、善良な、うそついて入るわけではないですけども、そういったところとかそういった団体が必要として取り出されると、利用者が迷惑を被るんじゃないのかなというふうに思います。

それと、マイナ保険証を使って病院に行きますと、過去の病歴みんな、別な病院にかかったやつも、今行っている医師が全部データ見られるわけですね。そうすると、私的に言うと、自分がこの医者気分が悪かったら、今度ここに行って足かけ、別のところに行ったりするのを見られるというのは、やっぱり非常にちょっと不安があるし、今かかっているお医者さんとの関係性もよくはならないんじゃないかなという思いもあります。そういったことで、あと、お薬手帳関係でも、どういう薬飲んでるのかなということで、いろいろチェックされるというのは、あまり私的にはよろしくないと思っています。

ですから、全ての人が病気とか治療の情報、それみんなに開示したいと望んでいる人はよろしいんですが、やはり個人情報として守りたいという人がいる間は、そういった不安にならないようなことを、特に町としてもそういった情報、機微情報というんですか、非常に個人の医療情報とかそういったものについてのセキュリティーというか、そういった対策、健康診断の記録とか何かというのも町でお持ちになっていますから、そういったところの情報管理については、どのように徹底なさっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 三村議員の再質問のほうにお答えいたします。

マイナンバーのセキュリティーの部分、情報管理の部分でございますが、情報については、全て一括して集約されて管理されているわけではございません。それぞれの機関でそれぞれの範囲での情報を管理をしているというところでございます。

また、病歴であったりとか、そういった部分の開示につきましては、マイナンバーカードを認証する際に、病院で出して認証する際に、病歴であったりとかそういう情報を共有していかどうかの確認の画面が出るようになっております。ですので、自分の病歴であったりとか、そういったところを共有させたくない場合には、

そこで「いいえ」を押すことによって、そこは開示はできないような形で対応できるようになっております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

ぜひ、「いいえ」という項目があるということも、PRというか広報していただきたいと思います。

続きまして、町道の舗装の関係で質問を申し上げたいと思います。

現道舗装については840万ということで、町長公約が大体1,000万でしたので、大体の目標額に、ちょっと足りませんけれども、進んだのかなというふうに思っております。それぞれなっていると思うんですが、1つは、一般町道の舗装整備率、まだまだ町道と言われていても舗装されていない部分があるものですから、舗装整備率というのは計画に対して何%ぐらいなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

一般町道の舗装整備率という再質問であります。町道の路線の区分ごとに舗装率がございますので、そちらを読み上げさせていただきます。まず、1級町道につきましては、舗装率が99.1%になってございます。2級町道につきましては95.8%、その他町道、こちらが一般町道になるかと思いますが、そちらのその他町道ですと49.5%の舗装率となっております。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 一般町道49.5、50%ちょっと欠けているくらいということで、非常に町民の皆さんからも、町道の舗装早くしてくれというような要望がかなり多うございます。ぜひ、そういったことで、今後も予算配分よろしくお願ひしたいと思うんですが、その中で、町道八幡町・善郷内線、羽鳥幹線上の水路つきの道路なんです。これの整備についても今回ご答弁いただいたところでございますが、そういった中で、側溝整備を中心に行っているんですね。150メートルとか何メートルということで二千何百万と。

八幡町・善郷内線は1,342万発注しておりますけれども、側溝整備のほうに、排水路整備というかな、そちらに力を入れてございますけれども、利用している一般の住民、それから、あそこは光南高校の通学路とか善郷小の通学路にもすぐに振り替わるような道路でございます。以前は、早く整備してほしいと言っていたんですが、どうしても駄目なら、歩行者と自転車だけが通れる現道舗装、今まで拡幅を伴わない現道舗装ありますね。それと同じような方法で、2メートルぐらいの部分で10年間ぐらいもつ舗装でやって、その間に整備進めたいかなと思うんですが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今現在、進めている状況であります。道路の構造上、道路のセンターから両側に勾配がついておりますので、その勾配によって道路排水を行っている状況であります。歩道の排水につきましても、側溝に流れ落ちるわけなものですから、まず側溝の敷設を行う改良工事を先行しております。側溝だけではなく、道路のどまん中も入れ替える工事を並行して行っております。歩道の舗装を先行することで歩行者への利便性は見込めますが、新たに排水先を流すその流末を検討する必要がありますので、今現在、排水路も併せて先行して整備しているという状況であります。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） どちらか、両脇じゃなくて真ん中舗装すれば、道路を車はまたぐと思うんで、560メートルでございますので、その辺検討いただければと思います。

それでは、子ども・子育て支援について再質問させていただきます。

いい部屋ネット、町長、今まで県内1位だということで胸張って会議のたびに言っていたんですが、2023年度は県内で1位でした。2024年は9位とダウンしました。住み続けたい町では、2023年は4位だったんですが、2024年、今年はランク外になってしまいました。これは、このことは、子育て中の大東建託のアパートの入居者が、保育園の待機児童が多く出たことも一因と考えられるのではないかなというふうに私は思います。

住みよいまちづくりのために、待機児童を発生させない体制づくりを望んでおりますけれども、今回ご答弁いただいたところ、12月1日現在で、今までの来年の4月には、今のところは待機児童が出ないというような答弁の内容だったと思います。保育士が50名確保されて、1名ちょっと余分にいるぐらいだと。ただ、まだ保育士として未熟な保育士もいると、新卒の保育士もいるから、なかなかそう簡単にはいかないだろうということありますけれども、そういった保育士に対して、町として園に対する助成とか、保育士に対して貸付金あるんですが、何年間いたれば、保育士の貸付金の返済はいいよと、免除するよというような制度にはならないかどうかお尋ねしたいと思うんですが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

小椋子育て支援課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今、三村議員がおただしいたいただいた保育士への援助というところでは、保育士就職準備金貸付ということを実施しております。こちらにつきましては、新卒者に対しては50万円、新卒ではない途中採用、そういった方には20万円ということで貸付けをしておりますけれども、2年間、町内でお勤めをすれば返済の義務を免除ということで、今も実施しております。

以上で、8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 残り20秒です。

再質問はありますか。

○8番（三村正一君） 再質問ありません。どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、8番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

再開は午後1時40分です。

（午後 零時40分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 1時40分）

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（藤井源喜君） 通告7番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します

10番。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

お忙しい中を傍聴にお越しいただいた方々におきましては、心より敬意を表し、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

細かい内容が通告書のほうには書かれていますが、概要的なもので、初めにお話をさせていただきます。

まず、大項目が3点ございまして、財政運営等に関する内容となります。

まず、1点目につきましては、行財政運営等についてということでお尋ねをいたします。

第7次矢吹町行財政改革大綱では、臨時財政対策債等の財源が縮小してきて、このままいけば非常に財政的に財政難に陥る可能性がある。そして、平時の身の丈にあった財政規模に戻さなければ、本町は極度の財政難に陥る可能性があるというふうに期しておりまして、これは、私にしてみれば、当町の財政危機を念頭に警鐘を鳴らしているものではないかという認識をする次第であります。

この20年来の財政の中にあっても、財政運営におきましても、性質別歳出の構成順位が、以前、平成15年あたりからのものを見ていきますと、人件費と公債費というのが上位を占めておりましたが、途中、震災等がありまして、投資的経費が上位を占め、そして、今現在では補助費とか物件費が上位を占めている実態でございます。このような変化、動向を踏まえて、このような財政上の変遷を見るにおきまして、どのような課題があるのか、また、それらに対してどう対応するのかという点についてお尋ねをする次第でございます。

内容としましては、①としまして、性質別歳出の構成順位の上位に関して、今申し上げましたように、最近では補助費等、物件費、人件費が上位を占め、義務的経費である扶助費が中位となって、下がってきております。指定管理者委託業務や業務委託等の事業経費が高くなっている、そういった動向を踏まえて、補助費、物件費、人件費などが構成上位の費目になっている理由、根拠等をお尋ねするというのが1点目でございます。

そして、2点目としましては、令和3年度においては、下水道事業は法非適用事業であり、繰出金からの繰

入れによって財政的補填があり、令和4、5年度では法適用事業となりまして、補助費からの繰出金によって財政的支援が行われております。同様に、上水道事業に関しましては法適用事業であることから、令和3、4、5年度と補助費より繰出金として財政支援を受けておるところでございますが、これらの運営について、決算書に記載されている内容と決算統計に記載されている内容が異なっているのではないかというふうに思われましたが、この点についてお尋ねするというのが2点目の質問となります。

そして、大項目の2点目としましては、財政規律についてお尋ねする次第でございます。

今回の第445回定例会、この12月議会後における財政調整基金の見込額は3億4,000万程度が見込まれております。従前より、この金額というのは、事業費全体、決算額といいますか、歳出予定額の5%を切る数字でないかと思ひまして、非常に危険水域との指摘をさせていただいておりますが、ほかの自治体にありましては、財政調整基金が低位となって将来的に枯渇するおそれがある場合には、財政非常事態宣言を発令する自治体もあることを申し述べたいと思っております。そこで、当町における財政規律に関してどのようにお考えでられるのかお示しいただきたく、お尋ねする次第でございます。特に財源に関しては、国から交付税措置されるとの答弁をいただくことが多くありますが、交付税措置というのは100%財源保障する万能薬なのか。そういった点についてお示しいただきたく、お願いする次第でもあります。

加えて、財政健全化判断比率の一つである実質公債費比率に関して、ほとんどの自治体、1,877ある自治体のうちの1自治体だけがこの比率に触れておりまして、それ以外は、1,876自治体においては、この数値に関してはクリアをしており、全国的に健全化判断比率の形骸化というものが言われているところが実態でございます。このような中で、当町の財政規律はどうあるべきか検証されるべきではないかとの考えの下にお尋ねしたいと思います。

細かい質問事項、3点ございます。

以前、当町には矢吹町行財政改革推進本部要綱がありましたが、廃止され、新たに矢吹町財政再建推進本部設置要綱がつくられております。どのようなものであり、財政規律等との関係性の有無等をお尋ねします。

2点目、地方交付税、交付税措置の公益性、効率性、有益性などについて、どのようなものなのかをお伺いいたします。

3点目、実質公債費比率、将来負担比率といった財政健全化比率が基準内であれば財政は健全との判断の下に財政規律の基準とするものなのか。財政規律をどのように定義しているのか等をお尋ねいたします。

そして、大項目3番目、令和7年度、翌年度の矢吹町当初予算等についてお尋ねをいたします。

財政調整基金が低位、低くなるが見込まれており、事業過多の状況からも、令和7年度以降の予算編成にあっては厳しいことと思われます。特に、今回、A I型オンデマンドバスの実証実験としての運行が計画されておりまして、来年度も行われるその事業に対する補助金等の補填財源に関しては、補助金等に関しては、今現在、11月22日は未定とのことで、補助金は当てにならないというような状況であったかと思ひます。令和7年度の事業等の実施に関して、単純に十数%の一律予算カットも余儀なくされる状況ではないのかとも心配し、考えられるところがございます。令和7年度当初予算の編成についてどのような課題があり、それに対してどう対応される、対応して臨まれるのかなどをお聞きしたいと思います。

質問項目は3点ございます。

1点目、令和7年度の予算編成に関してどのような課題があり、どう対応するのか。

2点目、本町では、A I型オンデマンドバスの実証実験での運行が令和7年度から令和9年度までの3か年計画されております。他事業との兼ね合いからも、補助金等の財政支援がない場合には、相当の財政負担を負う事業と思われます。全国の多くの自治体で同様の公共交通の取組が様々な形で行われておりますが、この財政が厳しい中であっては、状況を鑑みるに、一度立ち止まって再考してはどうかという町民の意見もありまして、これらの町民の意見にどう答えるのかお尋ねをいたします。

3点目としまして、最後になりますが、財政の基本的な3機能と財政規律、交付税等の財源環境等を考慮した財政計画に基づく予算編成をお願いしたいと思いますが、どのように捉えられるのか伺います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、補助費等、物件費、人件費が性質別歳出において構成上位の費目となっていることについてのおたしであります。

まず、補助費等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策のために支出された支援金、補助金及び給付金等が令和2年度以降含まれるようになったことや、令和4年度から下水道事業会計が特別会計から公営企業会計へ移行したことにより、繰出金から負担金へ科目が変更されたことで、令和5年度決算における補助費等の支出額は約17億円、一般会計に占める構成割合は21.1%となっております。

次に、物件費につきましては、主に委託料、需用費、役務費等が該当しますが、そのうち大きな割合を占める委託料につきましては、東日本大震災に係る支出として、道路等側溝堆積物撤去処理事業が終了したことに伴いまして、令和3年度を境に震災に関連する委託料は減少いたしました。その一方で、新型コロナウイルス感染症対策に関連した支出が令和2年度から増加したため、委託料全体としては大きな変化は見られませんでした。

また、令和4年度から令和5年度にかけては、物件費全体で約1億4,000万円増加しておりますが、この主な要因といたしましては、電気や燃料価格の値上げに伴う物価高騰の影響によるものと考えております。こうした要因により、令和5年度決算における物件費の支出額は約15億円、一般会計に占める構成割合は18.8%となっております。

最後に、人件費につきましては、令和元年度以前は年間で約11億円前後の支出額で推移しておりましたが、令和2年度以降は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、支払われる報酬が物件費である賃金から人件費である給与へと性質区分の変更があったことや、福島県人事委員会勧告により職員及び特別職等の給与改定等があったことにより、令和5年度決算における人件費の支出額は約13億円、一般会計に占める構成割合は16.4%となっております。

一般会計に占める補助費等、そして物件費、人件費の構成割合につきましては、各年度間におけるその他の経常経費及び投資的経費の増減による全体支出額の増減により総体的な影響を受けますが、補助費等、物件費、

人件費の構成割合が大きい主な要因は以上のとおりであります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、下水道事業への繰出金、補助費の額が決算書と決算統計で記載内容が異なるとのおたかしであります。

下水道事業会計は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業を実施しているため、繰出金または補助費として、令和3年度は、公共下水道事業特別会計分として2億1,408万7,000円、農業集落排水事業特別会計分として1億2,915万6,000円、合計3億4,324万3,000円、令和4年度は、下水道事業会計の公共下水道事業分として2億4,840万円、農業集落排水事業分として1億4,418万1,000円、合計3億9,258万1,000円、令和5年度は、下水道事業会計の公共下水道事業分として2億5,221万6,000円、農業集落排水事業分として1億3,451万7,000円、合計3億8,673万3,000円を繰り出しております。

議員からのおたかしを受けまして、改めて確認をいたしましたが、いずれの年度においても、決算書と決算統計で対応している金額は一致しているため、異なっている点はないものと認識しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町財政再建推進本部要綱についてのおたかしですが、当該要綱につきましては、平成19年度から平成21年度までを計画期間として取り組んだ矢吹町財政再建3カ年計画を推進するため、それまでの矢吹町行財政改革推進本部要綱に代わるものとして、平成19年3月に制定されたものであります。

財政再建3カ年計画を再策定した背景といたしましては、平成17年度決算から新たに導入された財政指標である実質公債費比率について、早期健全化基準である25%を超えた場合には財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に取り組まねばならないと、こういったところですね。実は、このとき、平成17年度決算における本町の実質公債費比率は、先ほどの25%にかなり近い24.3%と高い数値となっていたということから、その危機的状況を脱却するために、これこそまさに危機的状況でございます、を脱却するために、具体的な削減目標を掲げ、財政再建等の行財政改革に集中的に取り組んだというところであります。これが平成17年度のお話であります。

財政再建の取組により、平成21年度決算の実質公債費比率が19.6%となり、低下したわけですね。その後の東日本大震災や台風第19号災害、2度の福島県沖地震、コロナ禍等における対応により支出が大きく増える中にあっても引き続き財政健全化に努めた結果、令和5年度決算の実質公債費比率は11.2%まで改善しております。さきの危機的状況というのは、24.3%で早期健全化基準25%近い水準だったのが11.2%まで改善しているということであります。このように早期健全化基準を下回る状況が継続していることから、矢吹町財政再建推進本部設置要綱に基づく推進本部会議を招集する状況ではないというふうに認識しております。

なお、当該推進本部会議につきましては、今後、財政指標が悪化した場合には、速やかに設置し、活用してまいり所存であります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方交付税、交付税措置の公益性、効率性、有益性などについてのおたかしであります。

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を自治体に配分する地方交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方に配分されるものであります。使途の制限がないため、地方にとっては非常に重要な財源となっております。

地方交付税のうち普通交付税は、標準的な財政需要額である基準財政需要額から、標準的に見込まれる税収

額である基準財政収入額を差し引いた際に財源不足が生じる自治体に、不足額の大きさに対して交付されるものであります。

交付税措置の公益性等につきましては、例えば地方債に関しては、その元利償還金が後年度に普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されており、その算入割合はゼロ%から100%と幅広く設定されているため、算入される割合が高い地方債を活用することで、本町の一般財源の負担軽減を図ることができるものと考えております。

また、地方交付税には普通交付税のほかに特別交付税があり、特別交付税では、普通交付税の基準財政需要額で補足されない災害に関する経費や、地域の交通確保、産業の振興等の特別な財政需要がある場合や、国の補助事業を受けた際に町が負担しなければならない支出について一定の割合で措置されることから、非常に有益なものであります。

そのため、事業の検討を行う際は、このような有利な、町の財政にとって有利な地方債や国の補助事業等を活用し、交付税措置を受けることで、町の財政負担を可能な限り減らし、財政の健全化に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政規律の定義についてのおただしであります。

財政規律とは、国や地方自治体の財政運営を放漫にするのではなく、秩序正しく運営するための概念、あるいは規範であります。平成19年6月22日に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきまして、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標が定められました。

本町におきましては、これら4つの指標いずれについても早期健全化の基準に達しているものはない、健全な状況ということであります。

議員おただしのとおり、これらの4つの指標については、一部の自治体を除き、全国ほとんどの自治体において現状定められた基準値を達成しているという状況であります。それは、単に容易に達成できる基準だからということを示しているわけではないと。3割自治ともやゆされる自主財源の乏しい財政状況の中、各自治体が地域課題の解決や地方創生に果敢に取り組みながらも、財政健全化と両立できるよう不断の努力を重ねた結果、一定の基準をクリアしているものというふうに考えております。

これらの指標につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づきまして、毎年度、決算に基づく健全化判断比率として、基礎資料とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられるなど、非常に重要かつ客観的な指標であると認識しております。法律に基づく全国統一の指標により、財政構造や規模が異なる自治体の状況を客観的に表し比較できることは、自治体内部からだけでなく、外部からも財政状況の確認ができるため、非常に有益な情報であると考えております。

福島県では、これらの指標において、いずれか一つでも県が定める財政指標水準を超える場合には、市町村に対して市町村財政計画を提出できるよう定めておりまして、早期健全化団体に陥る市町村がないよう指導、助言をしているところであります。

国からの財源が縮小される中、これらの指標が早期健全化基準以下であるからと慢心することなく、健全で安定的な財政運営を行うことができるよう、自主財源の確保や公共施設の適正管理等、課題を一つ一つクリア

しながら、より安定した公共サービスを提供していく考えでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和7年度予算編成に関する課題についてのおたしであります。

これまで、本町では、平成23年3月の東日本大震災や令和元年東日本台風による豪雨災害、令和3年及び令和4年の福島県沖地震等の災害対応、そして新型コロナウイルスの感染症対策など、言わば有事の事態が長く続いたため、町民の安全・安心を最優先として、国や福島県からの補助金、交付金を活用し、積極的に事業を実施してきたところであります。

しかし、その後、徐々に平時に戻ってきたことで、これらの補助金、交付金が縮小されている状況にあります。

その一方で、物価高騰や大幅な労務単価の上昇という別の要因による困難性が増しております。物件費の増加や少子高齢化による社会保障費の増加、デジタル化への対応など、ここ数年で社会経済情勢が大きく変化したことによる新たな問題が浮き彫りとなっておりまして、これらの問題への対策が必要な状況となっております。

また、地方交付税の財源不足を補うために発行されてきた臨時財政対策債が令和4年度以降大幅に減額されるなど、これまでと同様に国や県からの交付金等を財源として見込んでいくことは難しくなるものと認識しております。

こうした状況下において、令和7年度当初予算編成においてどのように対応するかのおたしですが、まずは、第7次矢吹町行財政改革大綱でもお示ししたとおり、財政調整基金の積み増しをすることが一つの大きな目標であると、安定した財政のための大きな目標であると考えております。

そのためにも、限られた財源を効率的、効果的に活用し、単に事業をカットするのではなくて、将来を見据えた未来への投資も十分に行うため、入るを量りていずるを制すと言いますが、まさに量入制出の考えの下、事業の必要性、費用対効果等を十分に検討し、職員の知恵と工夫で財政収支の均衡を図り、持続可能な自治体経営に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I活用型オンデマンドバスの再考についてのおたしであります。

白河警察署からの情報によりますと、本町における高齢者の免許返納者数は年間40名から50名と見込まれており、10年後には延べ400名から500名もの高齢者が車での移動手段を失うこととなります。多くの高齢者が出歩く機会を減らす、地域社会とのつながり、交流が途絶え、また足腰が衰え、そこからけがや病気をしたり寝たきりになったりするリスクが増加し、また、そのケースも増加していくのではないかとこのように懸念しております。けがや病氣、寝たきりになりますと、本人が一番大変ではありますが、ご家族なども大変な苦勞をされますし、これまで培われてきた地域のコミュニティも失われてしまいます。このような事態はできる限り避けなければ、減らさなければならないとの強い思いを持っております。

また、児童生徒等の通学はもとより、学習塾や地域クラブ活動、あるいは習い事等でしょうか、への移動手段を用意することで、送迎している高齢者やご家族の負担軽減が図られ、交通事故のリスクも減少すると考えております。

こうしたことから、第7次矢吹町まちづくり総合計画では、地域公共交通の整備を町の重点方針と位置づけ

ており、町民が安全で安心に町内を自由に自らの意のままに移動できるということの手段を確保するため、将来を見据え、積極的に事業を推進してまいりたいと考えております。

令和4年12月より実施しているコミュニティバスの実証運行につきましては、利用されている方などから「大変ありがたく、継続的に利用したい」などの意見がある一方で、「自宅からバス停まで遠い」、これは足が悪い方が大変多くなっているということ、高齢者が多いということもあります。「自分の利用したいときに利用できない」、現在は免許返納していたりとか、あるいは、自由に移動できるために家族がいろいろやってくれるということもあって、やはり自分が利用したいときに利用できるということは大変大きな要素だというふうに思います。

利用者が伸び悩んでおりましたが、今年度実施いたしますA I活用型オンデマンドバス事業により、自分の庭先、玄関先から行きたいところまで行くことができると。本人の望む時間に利用ができるなど、コミュニティバスの実証運行で明らかになった課題、この大きな課題を解決し、より町民のニーズに沿った地域公共交通の整備を進めることができると考えております。

次に、今年度のA I活用型オンデマンドバスに係る事業費につきましては、1月から3月までの3か月間の運行で、システム等の導入に係る委託上限費が1,862万2,000円に対し契約額1,850万2,000円、バスの運行及び電話受付等に係る委託上限額が1,715万6,000円に対し契約額773万9,000円となっており、委託上限の総額3,577万8,000円に対し契約総額は2,624万1,000円と、953万7,000円の、1,000万弱の経費削減が図られました。

なお、令和7年度の事業費につきましては、1年間のシステム保守業務委託料として約950万円、バス運行及び保守業務委託料として約3,600万円、広報資材等作成業務委託料として約110万円、総額で4,660万円を見込んでおります。

これらの財源についてであります。国土交通省所管の補助金である共創モデル実証運行事業の申請を予定しておりまして、補助率は、補助対象経費500万円以下の部分について定額500万円、500万円を超える部分は補助率3分の2の補助金を受けられますので、補助金額としては2,545万円を見込んでおります。加えて、福島県地域公共交通活性化補助金について県へ申請を行い、250万円の補助を見込んでおります。

これら2つの補助金を合わせまして、合計2,795万円を財源として充当することで、町の実質負担額としては、1,865万円で当該事業を実施できるものと試算しております。

町といたしましては、引き続き国及び県と相談を重ねまして財源確保に努めるとともに、町民の意見や課題等を十分に把握しながら、将来を見据えた、そして持続可能な公共交通の構築に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、財政計画等に基づく予算編成についてのおたかしであります。現段階において国の令和7年度地方財政計画が示されていない。示されていないと、令和7年度の地方交付税の動向が不透明であります。

昨今の物価上昇による法人町民税や個人住民税等の歳入面への影響、社会保障関係費や労務費等の増加による歳出面への影響が少なからず考えられますので、令和7年度は例年にない厳しい予算編成となることが予想されます。

このような中であって最も重要なことは、限られた財源を効率的、効果的に配分し、第7次矢吹町まちづくり総合計画で示した事業を着実に前へ進めていくことであると考えております。これまで提供してきた住民サ

ービス等、真に必要な事業については、その質を維持していくため十分な予算配分を行わなければなりません
が、既存事業につきましては、改めてその緊急性、重要性等を検証し、場合によっては事業の縮小、統合、一
時休止や実施時期を延伸する、要するに先延ばしするという平準化等を、負担の平準化でありますね、平準化
等を検討しなければならないものと考えております。

一方で、新規事業については、既成概念にとらわれず、本町の地域活性化、地方創生につながるものを中心
に地方を盛り上げていくと、町を盛り上げていく、地域を盛り上げていくということ、これにつながるものを
中心にし、国や福島県の補助金等により十分な財源が確保されることを原則として企画立案してまいります。

また、現在、財政計画の策定に着手したところではありますが、中長期的な視点として、公共施設等の老朽
化問題、そして年々激甚化する自然災害等の発生が懸念されることから、それらに適切に対応するためにも、
十分な財政調整基金を確保していくことが必要と考えております。

コロナ禍前、コロナ禍、そしてアフターコロナと社会経済情勢が急激に変化する中、令和5年度及び令和6
年度においては、財政調整基金の財源調整機能、言わばそれぞれの年度の負担を蓄えによってならしていく
ということですが、これを活用し対応してまいりましたが、平時となる、先ほどの有事から平時、普通の
ときになってくる令和7年度以降は、この間に減少した財政調整基金を、蓄えを着実に積み立てる、復活させ
るという必要があります。

そのため、令和7年度においては、確実な税収の確保はもとより、ふるさと納税をはじめとした様々な自主
財源の確保に向けた取組の検討、実施をしながら、歳入に合わせた歳出の抑制に努め、第7次矢吹町行財政改
革大綱で目標として掲げました年間5億円の財政調整基金の積み増しを行いながら、第7次矢吹町まちづくり
……

〔発言する者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 年間です。失礼しました。目標が5億ですね。年間で5,000万です。失礼しました。大
きな違い、年間5,000万、目標が5億でございまして、財政調整基金の積み増しを行いながら、第7次矢吹町
まちづくり総合計画に基づく予算編成を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いい
たします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 再質問の前に、ちょっと資料を取りに戻ってよろしいですか、議長。資料をちょっと。

○議長（藤井源喜君） どうぞ。

10番。

○10番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

まず、行財政運営等についてのその性質別歳出等の従来の、過年度からの変更について、動向の変動とい
いますか、変化についてお尋ねいたします。

ご答弁いただきました数値等に関しましては、コロナウイルス禍とか、あるいは震災等の道路等の側溝の堆
積除去とか、ある意味で国の事業とかそういう、町でいえば特定財源の部分なんですね。財政的なものを見た

場合には、やはりそういう特定、臨時的なものではなく、いわゆる経常の中での、日常、ふだんの行財政運営がどういうふうに変化してきているかというところをやはり捉えないと、これから先の財政運営においても、臨時的なところよりはやはり日常、経常的なもので図っていかないといけないというようなことが重要かと思います。そういう意味におきましては、総務課さんのほうにはちょっと資料を渡した経緯もございますけれども、経常的なものでのその変化の状況というものは捉えておられるのかどうかお尋ねをいたします。補足しますと、経常一般財源等です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

経常経費的な一般財源の分析のお話だったかと思いますが、私どもで出しているのは総計予算の中での分析ですので、個別に経常経費の一般財源等での分析は出しておりません。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） ただいまの町長答弁の中でも、複数回におきまして、財政が非常に、収入が厳しくなってくるというようなお話で、まずは財政が厳しいんだというようなこと、また、国からの財源が縮小されるとか、そういう状況がたくさん出てきております。臨時財政対策債も減らされてきておりまして、一般財源として使えるものが少なくなっている。

当然、そうなってくれば、決算額ではなくて、やはり経常経費充当一般財源等の費用というものが非常に、これ、固定的な財政の指標なんですね。指標といいますか数値、財源なんですよ。それを見ていきますと、人件費に関しましては、令和4年から令和5年度におきましては、お幾らでしょうかね。結構増えてきている

1億円近く、9,000万ですか。令和3年から令和5年度までには、3年間で人件費は経常経費として1億円ほど上がってきている。

そして、補助費に関しましても、これは法適用になりましたから増えてきて当然なんですけれども、それでも令和4年、5年度におきましては6,000万円ほど増えてきている。補助費の中には一部事務組合というものがあまして、この一部事務組合に関しましては、10年ほど前には4億2,000万円ぐらいだったものが、今、令和5年度で4億9,000万、7,000万上がっているんですね。これ、経常的なものだと思います。

そして、なおかつ、今回の西郡の他市町村、西郷さんのほうからちょっとお聞きしたんですけれども、来年度の一部事務組合のごみ処理費がまた上がってくると、そういうお話を聞きまして、矢吹もそうだろうと。まだ知らされてはいないかもしれませんが、矢吹に換算すれば恐らく七、八千万円ぐらいの負担が増えてくるだろうと。そういったものを考えていきますと、ましてや物件費に関しましても、この1年間でもって2億3,000万ほど増えてきている。これ、経常経費です。臨時的な経費ではございません。

繰出金も、補助金のほうに、法適用企業に上下水道がありますから、そちらに回ったとして、下がりましたけれども、今、この1年間では9,000万円ほど上がってきている。

そして、扶助費に関しては、この1年間でもって7,000万ほどダウン、少なくなってきた。

こういう変化を見ていて、なおかつ、今後の財政におきまして、国から入ってくるお金が、答弁にもありましたように縮小してきますよといったときに、さてこれからの財政どうするんだという、こういった動向等を捉えたときにはどう対応するのかということに関しては、具体的な方策というものはお考えなのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

まず、物件費、一部事務組合の負担金の件でございますが、私どもにも、内々のというか、まだ査定前ですよという内容での情報は一部入っております。その内容は、やはり施設改修費であったり、やはり課題はどこかの行政も同じということで、施設の老朽化に伴う改修ということで大胆な予算が組まれているのは拝見しました。

ただし、これ、広域全体の話でございますので、一気にその改修をやるのか。先ほど町長答弁にもありましたように、本町での考えのような、やはり負担の平準化というところで、時期を見るとか圧縮するとか、そういった工夫を、今後の協議する場があれば、それを求めてまいりたいというふうに考えております。

歳入が減ってくるという部分でございますが、令和3年度と比較しまして、臨時財政対策債、3億減っております。臨時財政対策債の目的は交付税措置がなされない部分の補完という部分でございますので、その減った分を交付税措置されるのが一番いいんですが、そこを完全に補完されるわけではないと思われまして、やはり歳入が減ってくるということは、町民の皆さんとともに認識しておく必要があるんだろうなというふうに考えております。

その上で、やはり選択と集中による事業の選択、圧縮というところ、先ほど申し上げたように、量入制出を基本として、ただし、ただ切るわけではなくて、必要なものを最優先という順番をつけて、時期を見ながら行っていくという工夫が必要だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 結論的には、工夫が必要だということで承りましたが、先ほどから申し上げていますように、私がお尋ねしたのは、性質別歳出の経常経費充当一般財源等、いわゆる固定費で、毎年毎年これだけのお金は最低限度かかるんですよ。台風が来た、災害があった、だからこのお金が必要だとかそういったものは特定財源として国からの補助金が来て、少ない部分に関しては臨時一般財源等を充当しますけれども、そういったものには国からの補助金等もついてきます。そうじゃなくて、日常の経常的な、普通の財政運営を、事業等をしていく中にあって、継続的に、固定的にかかってくるというお金が経常経費充当一般財源等でございまして、これが、このところ、ちょっと乱高下もありましたけれども、今上がってきている状況にあると。こういった動向をどう捉えて、これから先もこういった傾向は続くのか続かないのか。そういったものに対して

の対応はどうされるのかということをお聞きしたかったので、合わせ技でいくわけにはいきません。一問一答ということでまた言われてしまいますので、この傾向、人件費、補助費、物件費、繰出金とも上がり、補助費が下がっていく。この傾向は今後続くのかどうか。どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

扶助費、人件費、補助費の今後の動向、経常一般財源の部分ということで、まず扶助費でございますが、社会保障費が国全体で伸びておりますので、こちらのほうも上昇していくものと見込んでおります。

人件費につきましても、民間給与との格差というところで、最低賃金が上がっていますので、公務員のほうも人件費も増額、増加傾向でございます。

補助費につきましては、先ほどお話ありましたように、様々な負担金というの、物価高騰、燃料費高騰等々で影響を受け、上がっていくものと想定はします。

しかし、今現在、細かな分析はしておりませんので、議員ご指摘のように、決算統計への、経常一般財源というところを今後分析してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） ありがとうございます。

経常経費充当一般財源等のほうを注視していくという前向きなお話をいただきまして、それはぜひお願いしていきたいと。ある意味そこが心臓部であり、これが弱ってしまったら町も大変なことになりますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、加えて、今、補助費等についてもちょっとお話がありましたけれども、中身を見ていきますと、補助費と物件費等が上がっていく。物件費等が上がっていくというのは、これ、いわゆる人件費の賃金が、賃金がなくなったので、その分下がった時期がありましたが、令和3年、令和4年ですね。今また上がってきているということがあるんですね。補助費等、物件費等に関しては、これが上がっていく原因というのは今出てこなかったんですけれども、業務委託費が、それが押し上げているんじゃないかと私は思うんですが、担当課としましては、財政上、補助費等が押し上げているという印象、考え、そういう認識はあるかないかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 補助費が増えているということでいいですか。補助費。

○10番（青山英樹君） 補助費、物件費ともに上がってくる。簡単に言えば、物件費の中の委託料が、業務委託その他、指定管理等の委託料が増えているがゆえに上がってきているのではないかと。いわゆる物件費におきましては、賃金というのがありましたが、それがもうなくなってしまったので、本来下がるべきですが、物件費が今上がってきているというのは、いわゆる業務委託等の委託業務が多いがために物件費が上がってきているのではないかという認識があるかどうかお話を聞きたいということです。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

物件費の上昇の要因というところで認識しておりますが、まず、物件費の中で、やはり委託料というところ、決算ベースで見ますと、伸びている部分はございます。

その要因ですが、まず、先ほど申しましたような物価高騰であったり、その部分が転嫁されている部分もありますし、ここ数年増えているのは、国の施策であります非課税世帯給付金であったり重点支援の各種交付金、臨時交付金であったりに伴うシステム改修の委託料等々が含まれるものと分析しております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 私のほうで物件費についての内訳等を精査しましたが、今の答弁でありました物価等の高騰とかございましたが、それは需用費のほうの分野で出てきている部分がございますが、そんなに需用費に関しては、上がってはいますけれども、そんな極端に伸びているわけではございません。

そして、物件費の決算額とその委託料の関係をグラフで示しますと、こういうふうに平行なんです。決算額が上がり、上がれば委託料も上がり、物件費が下がれば委託料も下がるんですね。これ、平行なんです。つまり、物件費の大まかな中身というのは、委託料によって物件費全体の総額も変わってきている。つまり委託料なんです。つまり、委託料が大きな要因を占めておりまして、業務委託とか指定管理とかそういったものをそちらに移行してきた。いわゆる投資的経費が替わってきて、物件費でもってそういった業務委託料が多くなっている。そういう町の姿勢が、財政上、この数値から見え見えなんですね。

当然、これから歳入が減ってくるとか、財政がほかの分野、先ほど、扶助費も上昇してくるとかといった場合、そこにおいて対処していく、対応していくというのは、物件費においては委託料なんです。委託料を何とかしていかなければいけない。つまり、今までの業務、発注していく、そういう運営方法が結局財政を圧迫してきているということが、このグラフからも数値上からも明らかになってきているんですね。こういったことをどう対応していくのかということ踏まえて、第7次財政計画とかそういったものに反映されているのかどうかというのは、私は、ちょっとされていないのではないかと思います。そういったものに対してどう対応していくのか、この物件費の上昇等に対して。いわゆる委託料が増えているがために経常的な財政を圧迫してきている、上昇しているということはどう対応していくのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

業務委託が物件費の主なところというのはご指摘あったとおりにと思いますが、業務委託、これまでの経過で、平成18年あたり以降の集中改革プラン、国の集中改革プラン以降、行財政改革に基づきまして業務委託を

推進したのは、国全体がそのような流れであったかをご承知されていると思います。

民間委託、業務委託もやはりメリット、デメリットございまして、やはり公務員でなければならない業務、公務員じゃなきゃできない業務と民間に出せる業務というのを分けて、職員はコアな業務に集中するという部分では、業務委託というところのメリットが一つあるかと思います。

一方で、人件費も上がってまいりまして、物件費、社会経済情勢の変化で委託費も上がってきているというところで、財政的視点で見ると、特に金額的なところで見ると差がなくなってきているというところが、恐らく青山議員さん、おっしゃりたいところもあるかと思います。

ですので、人件費、物件費、業務委託は、それぞれのメリット、デメリットをいま一度考えて、適切な人員配置、人事配置及び適切な業務委託というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 確かに、第5次行財政改革におきましても、当時ですけれども、いわゆる民間にできることは民間にということで、民間に業務委託をする流れができました。

しかしながら、それが実施されてきて、今は逆に見直しをしていくような状況になってきております、他の自治体におきましては。特に、今申しあげました物件費の中の委託料、委託料の中にも人件費があるわけですから、当然、本来その業務を町がやっていたとしたらば、町の人件費は膨大に膨れ上がってきているわけなんですね。だから、それを考えると、昔と今を考えてのサービスを考えたときに、どちらが得であったのかということ、今、他自治体では見直しをかけてきているんですよ。

そういった動きがあるものですから、当町におきましても、今回の性質別歳出の経常経費充当一般財源等の固定的な部分でのデータを見たらば、そこが大分上がってきているということに関しては、これは、これからちょっと対応を考えなければならぬんじゃないかと思ったものですから、そのような質問をさせていただきました。ぜひとも今私が申しあげた材料をもう一度精査していただきまして、ぜひとも対応をお考えいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

そして、もう一点、今申しあげましたことを、いまだ出てこない第7次行財政実施計画、ぜひそこに盛り込んでいただきたいと思います。そこは、今回の私の一般質問を踏まえてご考慮いただけるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今回ご指摘いただいた部分、参考とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君）　そして、次に、財政規律についてお尋ねをいたします。

町長の答弁にもありましたけれども、矢吹町行財政改革推進本部が廃止されて、新たに矢吹町財政再建推進本部設置要綱というものがございます。その要綱は、施行期日が令和5年4月1日から施行するというふうになっておりまして、この本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となるということでございます。これは、過去におきまして答弁ございましたように、平成17年、18年、19年の当時の財政的な、財政危機といえますか、非常に財政が悪い状況であったがためにつくられた要綱かと思います。この要綱に関しては、この推進本部、そうですね。これって何をするのがちょっと分からないのですが、どういう、何をするところなのかご説明願います。

○議長（藤井源喜君）　答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長　正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君）　10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

矢吹町財政再建推進本部設置要綱でございますが、第2条に所掌事務が規定されておりまして、まず1つ目が行財政改革大綱及び財政再建計画の策定及び推進に関すること、2つ目がその他財政再建に係る重要事項に関することということで、行財政改革大綱及び財政再建ですから、3カ年計画とか全庁的な計画を策定する場合に開催するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君）　再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君）　そのような目的の下に設置されると思いますが、どういうとき、どういう条件下でこの招集がかけられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君）　答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長　正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君）　10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

どういった場合に開催されるのかというご質問だったかと思いますが、明確な基準はございません。財政再建3カ年計画当時を参考に、財政指標が悪化した場合には適時、的確に開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君）　再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君）　そうしますと、当町におきまして、明確な基準がないということですから、どういうときに招集されるか分かりませんということの答弁かなというふうに私は受け止めるんですけども、じゃ、どういうときなのかということで、改めてちょっとご説明、基準がないということですけども、基準がないんでは、じゃ、開かれないんだらうということで、非常に曖昧なので、そうでないというふうに今、首を横に振りましたので、ちょっとご説明ください。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

基準はございませんと申し上げましたが、要綱にありますように、本部は本部長が必要と認めたときに招集するとなっております。明確な基準、じゃ、さっき、多分おっしゃると思うんですけども、明確な基準、じゃ、幾つなんですかという話であろうと思いますので、悪化したときです。その悪化というのは、先ほど申しましたように、財政再建3カ年計画当時を参考にと申し上げましたとおり、その水準的には23%、24%のあたりだろうというところで答弁申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） いわゆる財政健全化指標に触れたときということになるのでしょうか。ちょっと確認したいんですが、例えば実質公債費比率であれば、18%なのか25%なのか、どちらになるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 青山議員の質問にお答えします。

あまり明確に、手足を縛られるようなことでは、危機的な状況で、大綱は対処できませんので、そこは、やはり本部長が総合的な状況を勘案して、危機的な状況に至ると思ったときに、そういうふうにと取っていただければと思います。恐らく具体的な内容はそのときにになれば皆さんにお示しできるかと思いますが、今はまだあまりにも時期が早いと思っております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 身を縛るようなことは申し上げてはおりませんでして、ですから、危機的な状況になった、そう思ったときというような答弁ですけれども、やっぱりそれが、財政規律としてやはりある程度具体的な数値指標がないと困るんですね。

ですから、実質公債費比率であれば、私、今質問したのが18%あるいは25%、どちらの場合なのかなというのがちょっと分からなかったものですからお聞きしたんですけども、参考までにお知らせいただけませんか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 今、世界経済はちょっと大きく言い過ぎですが、日本も失われた30年から大きく変わっ

てきて、賃金も含めて大きな変動期にありますので、数的なものであるとか、例えば金利ががらがん上がっているときには借金をしていたら大変なことになるし、恐らく危機と思うような指標も変わってくると私は思っています。ですから、今の時点ではまだ申し上げることは控えたいと思っていますということです。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 数字的には、今のところは申し上げられないという答弁だったかと思いますが、それでどこまで町民の皆さん納得するのか分かりませんが、やはり、ある程度の数値とかというのはやっぱり出していただかないと、何とも言えない部分がありますね。

そして、社会情勢からいって、金利が上がるとかという話も今ちょっと出ましたけれども、当然、金利が上がれば公債費も増えていくわけですから、町の負担は増えていくわけです。ですから、そういったものも踏まえて、やはりある程度の危機的な状況というものをお示しいただきたいなというふうに思います。それはぜひともご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、時間がなくなってきましたので申し上げますけれども、地方交付税に関して。

地方交付税に関しましては、その内容は、答弁ありましたように、基準財政需要額から基準財政収入額を引いて算出されます。これは、例えば公債費、借金等に対して交付税措置されるという場合でも、その借金した部分を別枠でちゃんと現金で持って、その金額をもらっていけばいいんですけれども、基準財政需要額に算入されるわけですね。なおかつ、算入された上で基準財政収入額で引かれるわけなんです。引かれてしまったら、結局、町でもって立替えというような形で、借金したものが丸々もらえるわけじゃなくて、少なくもらってしまうわけなんです。

そして、なおかつ、基準財政需要額、これ自体がずっともう減らされてきている。平成22年、あの辺を、いつだったか、過去においては22億あった地方交付税が、今や、少ないときで16億、普通交付税、今でちょっと増えましたけれども、そういうふうに、普通交付税自体が万能薬とは私は思えないんですが、そこはどういうふうに捉えられるのか。交付税措置があるから大丈夫だみたいな印象づけていますけれども、交付税措置、いわゆる公債費の交付税措置は万能薬なのかどうか。どうお考えなのかお示してください。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

地方交付税制度の仕組みの中身の話でございますので、私がどうこう言う話ではないということを前提として、答弁させていただきます。

基準財政収入額を端的に申し上げますと、税収の75%と地方譲与税の合計額で、25%は留保財源ということで残すと。それは、自治体の独自性、自主性を維持するために25%は除いて計算するわけではありますが、財源不足額、基準財政需要額から財政収入額を引いた不足額が交付税、地方交付税として94%が普通交付税、6%が特別交付税というふうに来るという、ざっくりとしたお話ではそういうふうになるわけですが、財源不足額の

補填というイメージがございしますが、そうではなくて、国のほうで地方財政計画の中で全国的に配分する財源をまず決めてから、こういった割当てする部分の計算をしていくわけでございますので、赤字になっている部分を全額補填してくれるという、100%財源を保障する万能薬ではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） あと30秒です。再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 30秒ですが、1つだけ聞きます。

オンデマンドバスについて、共創モデル実証運行事業の補助金です、共創モデル。これは3年間補助されるのか、1年度、単年度なのか。その内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

共創モデル実証運行事業、こちらの補助金でございますが、実証期間中、単年度ごとに申請するものであります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） じゃ、1年で打ち切りという場合もあるのかどうかお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

この補助金がある限り、町として、実証実験、継続する限りは毎年チャレンジしていきたいと考えてございます。

以上です。

〔「質問に答えていないよ。1年で終わる場合もあるのかということです」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 1年で終わることのないように、また……

〔「いや、じゃ、あるのかないのか聞いているんです。ある、ない、どっちですか」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 可能性としてはゼロではございません。

〔「じゃ、あるのね」「あります」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） すみません。

〔「私が代弁します。あります」「申請することができる」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 申請していきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はありますか。

○10番（青山英樹君） ごさいません。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより議案及び陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第46号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第47号、第48号、第49号、第50号及び第51号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第445回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第42号、第43号、第44号及び第45号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、11月27日までに受理した陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、引き続き、3時15分より議員控室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午後 3時04分)

令和6年12月16日（月曜日）

（第 4 号）

令和6年第445回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和6年12月16日(月曜日) 午前10時開議

日程第 1 議案第42号・第43号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第44号・第45号

陳情第 5号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第46号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第47号・第48号・第49号・第50号・第51号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 同意第 6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第53号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 発議第 9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

日程第10 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例(案)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源喜	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭 君	副 町 長 鈴 木 一 史 君
教 育 長 大 杉 和 規 君	総 務 課 長 正 木 孝 也 君
企画・デジタル推進課長 国 井 淳 一 君	まちづくり推進課長 神 山 義 久 君
会計管理者兼総合窓口課長 佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長 小 磯 剛 君
保健福祉課長 山 野 辺 幸 徳 君	農業振興課長 兼農業委員会事務局 長 鈴 木 辰 美 君
商工観光課長 柏 村 秀 一 君	都市整備課長 有 松 泰 史 君
上下水道課長 西 山 貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監 阿 部 正 人 君
教育次長兼教育振興課長 佐 藤 豊 君	生涯学習課長 渡 辺 憲 二 君
子育て支援課 長 小 椋 勲 君	

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝	次 長 鈴 木 直 人
----------------	-------------

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜君） それでは、去る12月10日の本会議において、各常任委員会、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第42号、第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第1、これより議案第42号及び第43号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴にお越しの方、ありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、総務教育常任委員会審査報告書。

第445回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第42号、第43号の審査結果は次のとおりであります。

議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、官民給与の調査の結果、職員給与が民間の給与水準を下回ったことにより、10月の福島県人事委員会勧告において、民間の支給割合に見合うよう、職員給与を引き上げる旨の勧告が行われたため、給料月額及び期末手当並びに勤勉手当を引き上げるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育所等における職員配置の最低基準について見直しが行われたことから、改正府令に準じて条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第42号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第44号、第45号、陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第2、これより議案第44号、第45号及び陳情第5号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴においでの方の皆さん、朝早くからありがとうございます。

それでは、産業民生常任委員会の審査報告をいたします。

第445回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第44号、第45号及び陳情第5号の審査結果は次のとおりであります。

議案第44号 矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例。

本案は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、町民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的に、新たに条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について。

本案は、令和7年3月末をもって現指定管理者との指定管理期間が満了するため、選定委員会による審査の結果、矢吹町八幡町251番地、矢吹町バンド連合会を令和7年度から指定管理者へ指定することについての提案するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第5号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について。

本件は、国に対して最低賃金法を全国一律制度に改正し、地域間格差の是正を図ることについて意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

9番。

○9番（鈴木隆司君） 議案45号 大正ロマンの館の指定管理の指定について質問をいたします。

今般、指定管理が5年に新たに延長されるわけですが、この指定管理に関して、まだ議会でどのような方針で運営されるのかということが聞いておりません。

さきの全員協議会の席上で、私はこのような質問をした結果、それは企業的な秘密の部分もあるので、なかなか言えないということでありましたが、こうして議案として我々がここで決定するに当たって、どのような方針というのは、決して秘密ではなくて、町民の方も新たな指定管理者はどのような方向性を持ってやるかというのはこれは当然でありまして、まして指定管理の1つの意味というのは、民間の発想とか民間活力によってそのものを活性化させようという意味もあるわけですから、新たな指定管理者、先はこの指定管理によって、若者、それからいろんな方に、この指定管理の場をもっていろんなことを発信するんだということで報告がありましたのに、今回は全くそういう方向性が示されないままにこうして議案として上がるのはいかがかなと思いますので、そういった議論が委員会の中であったかどうかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 大正ロマンの館の指定管理者について、この新たな矢吹町バンド連合会の指定管理の指

定についての際に、どのような今後の契約に お持ちなのかということの質問でございますが、委員会の中では、それらについての質問がございました。

1つは、議会の会議室をもっと高校生等に開放して利用の拡大を図っていくというような質疑がございました。

それから、もう一点は、指定管理料についても、現在の指定管理料からかなり削減された管理料になるというような、そういった質疑がございました。

以上でございました。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

○9番（鈴木隆司君） ただいまの議論ありがとうございます。

何か具体的な方向性ということでは、答弁ではないんですけども、どのような方向性、どのような目的を持って運営するということに関してはなかったのですか、ちょっと再度質問します。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） まちのにぎわいを確保するためにも、あそこの活用、町民の活用、学生の活用を多くしていくというような方向性を持って行っていくというようなことで質疑がございました。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

○9番（鈴木隆司君） ありません。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

9番。

○9番（鈴木隆司君） 陳情第5号 最低賃金の改正と中小企業支援の拡大を求める意見書について質問をいたします。

近年の物価高によって、賃金を上げるということは、大変今世の中で言われていることであります。

ただ、そのためには、いわゆる日本でこの1%が大手と言われて、99%が中小企業、零細企業だと言われております。この中でこの中小企業の支援というのはとても重要なポジションにあると思います。

委員会の中で、この中小企業支援に対して、今までどのようなことをやって、これからどのような方向性で支援をしていくんだというような意見、議論はあったかどうかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

中小企業の支援に対する質疑でございますが、その点についての質疑はございませんでした。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

○9番（鈴木隆司君） ありません。

○議長（藤井源喜君） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第44号 矢吹町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第5号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより議案第46号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、7番、富永創造議員。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、どうもありがとうございます。

それでは、第一予算特別委員会審査結果報告書。

第445回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第46号の審査結果は次のとおりです。

議案第46号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億2,749万8,000円を追加し、総額を92億2,661万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町税3,709万円、国庫支出金1,735万5,000円、県支出金2億2,401万9,000円、繰入金1億2,232万4,000円をそれぞれ増額し、町債を3,430万円減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をふるさと思いやり基金への積立金等により6,968万8,000円の増額、民生費を児童手当等により1億2,296万6,000円の増額、農林水産業費を産地パワーアップ事業補助金等により2億1,455万3,000円の増額、教育費を小中学校の光熱水費等により5,372万1,000円の増額、土木費を町道整備工事等により3,723万8,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番、青山英樹議員。

○10番（青山英樹君） 議案第46号、第一予算特別委員会におきまして審議されました議案第46号につきまして質疑をさせていただきます。

今般、非常に財政難の折、補正予算として上程された議案であります。来年度予算等に関しましては8億円の不足があり、そして一律12%のカットを余儀なくされるような状況の中で、今補正予算におきまして財政難に対応するような事業等の減額見直し等の予算措置は行われたのかどうか、その有無について、ご質疑等があったかどうかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

第一予算特別委員会委員長、7番、富永創造議員。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 青山議員に答弁いたします。

そういった内容のものはございませんでした。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第46号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第47号、第48号、第49号、第50号、第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第4、これより議案第47号、第48号、第49号、第50号及び第51号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、6番、鈴木浩一議員。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、おはようございます。

また傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

それでは、第二予算特別委員会審査結果報告書を報告させていただきます。

第445回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第47号、第48号、第49号、第50号及び第51号の審査結果は次のとおりであります。

議案第47号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ20万4,000円を減額し、総額を16億1,748万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金113万8,000円、繰入金3,749万3,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税3,883万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費20万4,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,542万1,000円を追加し、総額を17億352万2,000円とするものであります。

歳入の内容は保険料1,769万5,000円、国庫支出金839万4,000円、支払基金交付金1,501万3,000円、県支出金

1,038万円、繰入金1,393万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費542万7,000円、保険給付費4,991万2,000円、地域支援事業費219万5,000円、諸支出金1,343万8,000円をそれぞれ増額し、基金積立金を555万1,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ774万6,000円を追加し、総額を2億2,680万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料711万1,000円、繰入金48万2,000円、繰越金15万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費48万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金726万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的収入につきましては、既定の額に330万円を増額し、総額を4億3,552万3,000円とするものであります。

収益的支出につきましては、既定の額に125万6,000円を増額し、支出予算総額4億4,729万3,000円とするものであり、内容は営業費用を125万6,000円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額に455万4,000円を増額し、総額を4億3,734万7,000円とするものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に81万円を増額し、総額1億7,296万7,000円とするものであります。

基本的収入につきましては、公共下水道事業については、既定の額に250万円を増額し、総額2億1,033万2,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額に258万9,000円を増額し、総額3億2,854万4,000円とするものであります。

次に、企業債の補正につきましては、流域下水道事業債を250万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告申し上げます。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第47号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議の提出がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を10時45分から、そして引き続きその取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午前10時36分)

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

(午前11時00分)

◎日程の追加

○議長（藤井源喜君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

また傍聴席にお越しの町民の皆様、衷心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、議会運営委員会から報告させていただきます。

会期中に、町長から提出のありました同意2件、議案2件、議員発議2件の追加議案が提出されました。

企画・デジタル推進課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議することに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第6号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第5、これより同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴に来られた皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

それでは説明をいたします。

日程第5、同意第6号 教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和6年12月23日をもって任期が満了となります教育委員の矢吹町八幡町579番地3、星直樹氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

星氏は、令和2年12月24日から1期4年間、教育委員を務められ、家業の傍ら矢吹町消防団としての積極的な地域振興活動や矢吹町商工会青年部として今年度開催された矢吹町SDGSフェスをはじめ、子供たちのための活動にも活発に取り組むなど、町行政、教育行政各般の振興と発展にご尽力をいただいております。

今後も引き続き、町教育行政の進展に寄与していただきたく、本提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第6号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（藤井源喜君） 起立多数であります。

よって、同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

◎同意第7号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第6、これより同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第6、同意第7号 教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和6年12月23日をもって、現教育委員の任期が満了となることから、矢吹町一本木107番地2、大塚桜氏を新たに任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

大塚氏は、教育免許を有しており、明朗快活で高潔な人格を有する方であります。小学校での奉仕勤務の経験を生かし、矢吹町地域学校協働推進委員、矢吹町学校規模適正化検討委員として、学校、社会教育の推進にご尽力をいただいております。

また、保護者でもあることから、教育、子育てへの関心がとても深い方でもあり、保護者の目線から豊富な識見と教育、子育てに対する強い思いを遺憾なく発揮していただき、町教育行政のさらなる進展に寄与していただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第7号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜君） 起立全員であります。

よって、同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで同意されました星直樹様、大塚桜様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午前11時08分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第7、これより議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本年10月の福島県人事委員会において、民間の支給割合に見合うよう、一般職の期末手当及び勤勉手当を引き上げる旨の勧告が行われたところであり、県の特別職の期末手当の引上げを踏まえ、議会議員の期末手当について、本年12月の支給月数を1.7月から1.8月とし、合計の年間支給割合を3.4月から3.5月に引き上げるものです。

なお、令和7年度以降の期末手当につきましては、年間0.1月分の引上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.75月とし、令和7年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第8、これより議案第53号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第8、議案第53号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本年10月の福島県人事委員会において、民間の支給割合に見合うよう、一般職の期末手当及び勤勉手当を引き上げる旨の勧告が行われたところであり、県の特別職の期末手当の引上げを踏まえ、矢吹町長等の期末手当について本年12月の支給月数を1.7月から1.8月とし、合計の年間支給割合を3.4月から3.5月に引き上げるものであります。

なお、令和7年度以降の期末手当につきましては、年間0.1月分の引上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.75月とし、令和7年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第53号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第9、これより発議第9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） それでは、発議第9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）。

朗読は抜粋させていただきます。

物価高騰は国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済を回復するためには、賃金引上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。

そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。全国一律最低賃金引上げを実現させるためには、中小企業・小規模事業所への抜本的な支援強化が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。

また、下請企業への単価削減、賃下げが押しつけられないように、公正取引ルールが実施される指導が必要である。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記。

1、最低賃金法の全国一律制度に改正すること。

2、労働者の生活を支えるため、最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること。

3、最低賃金の引上げができ、経営が継続するよう、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月16日、福島県矢吹町議会議長、藤井源喜。

相手先は内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、中央最低賃金審議会会長様でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第9号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第10、これより発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）について提案理由の説明をいたします。

本案は、現下の厳しい町の財政状況を鑑みるとともに、少子高齢化、人口減少等の影響による地方交付税の減額等も予想される地方自治体の将来を見据え、本町の財政健全化の一助となれるよう、また、町民の皆様の福祉向上、サービス向上、町振興発展に寄与すべきであるとの考えから、町政に貢献するという議員本来の存在意義を実現すべく、多くの議員の賛同を得て、矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止するものです。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行し、施行日前に行った申請、その他の行為につきましては、これまでどおり手続を行うものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

○8番（三村正一君） 発議第10号について質疑をさせていただきます。

提案理由にございました現下の厳しい町の財政状況という理由でございますが、現下の厳しい町の財政状況

というのは、どのように把握をなさっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

4 番、関根貴将議員。

〔4 番 関根貴将君登壇〕

○4 番（関根貴将君） 三村議員の質疑にお答えいたします。

現下の厳しい町の財政状況という文言についてでございますが、この間の全員協議会で、議員間でお話ししたとおり、お話の中で、やはりこちらの政務活動費の案に対して、町の財政は問題ないと今までは説明を受けてきたなどの意見がありましたが、先ほどの説明のとおり、少子高齢化、人口減少等の影響による、今後地方交付税の減額等も予想されるということで、現在というよりは、今後を見据えた政策という形で捉えております。

以上となります。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

前回の全員協議会の中で、質疑の中でありました12%の削減を目指すというような説明ございましたが、この12%の根拠なるもの、なぜ削減しなければならないかというところの根拠はどのようなものなのでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

4 番、関根貴将議員。

〔4 番 関根貴将君登壇〕

○4 番（関根貴将君） 三村議員の質疑にお答えさせていただきます。

12%という数字が今出てきたのですが、この間の全員協議会の中で12%の根拠というものは示されておりました。

以上となります。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一君） 第1回目のご答弁では、将来を見据えたものとして削減していくんだというようなご答弁いただきました。

そして、今回は、また12%は、中身は説明がなかったというようなことのお話でございました。

それで、やはりパーセントを提案して、削減のパーセントを出したからには、ある程度、そのパーセントの内容は把握すべきと思うんですが、と私は考えております。

それで、質問3つ目ですが、行財政改革の実施計画というものは、提案されていると思うんですが、その辺のご提案の内容についてはご存じかどうか、どのように把握されているかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

4 番、関根貴将議員。

〔4 番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 三村議員の質疑にお答えいたします。

まず、最初に12%ということと言われたんですが、それに関して、そちらは実施計画はありませんでした。

それと、あと執行部側からの要請で12%受けたということもございません。今回の発議に関しては、あくまでも議員からの発議であるので、執行部、行政側から何か依頼を受けてという形ではなく、私たち議員の中で率先して矢吹町のことを考え、町民のことを考え、このような発議とさせていただいていると私は認識しております。

以上となります。

○議長（藤井源喜君） 終了です。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

10番、青山英樹議員。

○10番（青山英樹君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）にしまして質疑をさせていただきます。

まず、ただいま同僚議員から質疑もございましたが、現下の厳しい町の財政状況ということでございまして、これは今後の推測の下にという答弁でございましたが、具体的にどのような状況なのかが見えないのですが、そこはちょっと教えていただきたいなと思います。お願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 青山議員の質疑にお答えさせていただきます。

そうしますと、私個人の意見とはなりますが、今回、青山議員も一般質問でおっしゃられたように、財政調整基金等の額が、ちょっと災害時などが起きた場合には、少ないように思えると私たちは感じておるという青山議員の一般質問にあったように、今後、財政調整基金等も踏まえて、矢吹町の財政を健全化させていくためには、議員自らこのような改革を行っていくべきではないかということでございます。

以上となります。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 現下の厳しい町の財政状況ということでの説明で、今いただきましたけれども、なぜこの状態が起きたのかということに関しては、どのように捉えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 青山議員の質疑にお答えさせていただきます。

こちら発議第10号にしましての提案理由でございますので、そちらは首長の答弁となりますので、私個人

の意見は控えさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

10番。

○10番（青山英樹君） 質疑3回目しかないので、3度目の質疑をさせていただきます。

議員の中での率先して政務活動費の廃止をしたということでございますが、これが財政難と言われた、いわゆる令和7年度予算におきまして8億円ほど不足し、12%の一律カットを行うということに関してのこの政務活動費336万円でございますが、この関係性というものはどのように捉えておられるのかご説明願います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） すみません。

もう一度よろしいですか、質疑のほうの内容。

○10番（青山英樹君） 矢吹町議会政務活動費を336万でございますが、これを廃止するということでございまして、それがいわゆる厳しい財政状況下での対応としてどういう関係性があるのかということです。

つまり財政が厳しいという中であって、政務活動費336万円を廃止するというのが、その財政再建とどういう関係性があるかということをお尋ねしております。

○議長（藤井源喜君） 4番、関根貴将議員、よろしいですか。

4番。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 青山議員の質疑にお答えさせていただきます。

財政状況との関係性ということでありますが、一応資料といたしまして、福島県下46町村の中で、この政務活動費が出ているのは、僅か5町村のみとなっております。

矢吹町、西郷村は月々2万円という形で、ほかのところは5,000円という形になっているので、財政との関係性というよりは、政務活動費がなくても我々は議員報酬という形を取らせていただいておりますので、その中で政務活動、研究、研修などを行っていければということを考えております。

また、ちょっと全協の中でも私、言わせていただいたことなんですけれども、やはり町民の方々の意見等も踏まえ、そうですね、町民、我々、先ほど言いましたように24万円という額を頂いておりますが、この24万円という額は、先ほど最低賃金とありましたが、時給1,000円と換算しますと、1日8時間で8,000円です。1か月30日間、8時間を30日間、毎日休みなく働いて24万円という額を我々議員は頂いておりますので、そちらを政務活動費に充てて、十分対応できるのではないかと、そのようなことで発議とさせていただいておりますので、皆様のご賛同は全員のご賛同をいただきたいと切に願っております。

以上となります。

○議長（藤井源喜君） 質疑は3回です。終了です。

○10番（青山英樹君） ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

2番、小島紀子議員。

○2番（小島紀子君） 質問とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） マスクを取ってもらっていいですか。

○2番（小島紀子君） 町側からの依頼ではなく、議会が率先してやるのはなぜでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 小島議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほども提案理由の中で述べさせていただきましたけれども、やはり我々議員、町政に貢献するという議員本来の存在意義を実現すべく、そのような思いで提案させていただきました。

以上となります。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 町の広報では、いつも赤字と、赤字ではなくて黒字と書いてあります。

なぜ、現下の厳しい町の財政状況に鑑みとあるんですが、それを黒字、黒字、町民は黒字なんだろう、安心しています。

それで今になって赤字というのはどういうことなのでしょう。その根拠は何でしょうか。

○議長（藤井源喜君） 赤字とは言っておりません。

○2番（小島紀子君） 赤字ではなくて黒字と言っているんですね。広報では毎年黒字です、黒字ですと書いてあります、町の広報では。

それで、今なぜ現下の厳しい町の情勢、町民は黒字で大丈夫なんだと思っていると思います。

現下の厳しい町の情勢に鑑みというのは、どういうところが根拠となって、そういうことは言われているのでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 小島議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほどから現下の厳しい町の財政状況という文言に関してのお尋ねがあるのですが、こちらは、決して矢吹町の財政状況が、今、赤字ということではなく、実際、黒字のまま決算とかは終えておりますので、これ、今後の状況ですよね、日本、そして、世界情勢も踏まえ、今後のことを考え、今、我々議員は率先して動くべきではないのか、そのような思いで提案させていただきますので、この現下の厳しいという形は、私たち矢吹町だけではなく、他自治体、市町村、そのようなところも踏まえ、この文言を使わせていただいております。

決して矢吹町というに限ったということではございませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 政務活動費の削減というか、カットしようということなんですけれども、その根拠となりまして、私たちは1人当たり2万円、12か月ですから1人当たり24万。合計で14名ですから336万円となります。

これを町民1人当たりは議員を幾らで雇用しているのかという計算があります。そうしますと、1人当たり24万を頂きます。それでその中で勉強します。それで1万7,000人で割りますと、年間で14円ということになります。14円で議員さんがお勉強して頭がよくなればいいんじゃないかと思います。

その分、14円の中でも、使わないで返却部分が平成5年度114万あります。ですので、使った分というのは222万にしか相違しません。

そうしますと、町民1人当たり10円、10円出すことによって、議員が勉強して、それだけ向上する、それに対する資金としての10円というのは高いと考えるんですか、それをお聞きます。

〔「発言する者あり」〕

○2番（小島紀子君） 先ほど関根議員は24万は高過ぎるとおっしゃっていたんですね。それに対してです。

○議長（藤井源喜君） 発議の内容についての質疑としてください。

○2番（小島紀子君） 先ほど関根議員は24万円のことをお話しましたが、実際に使われているのは、私たちは、町民1人当たり10円しか出資して、住民だけ出資していただいて、自分たちの向上させているわけなんです。

それに対して高いと考えるか、安いと考えるか。

〔「個人の話になっちゃう」と呼ぶ者あり〕

○2番（小島紀子君） 個人の話ですかそれ。

〔「に対する質疑ではないと思うよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（小島紀子君） 分かりました。じゃ します。

以上です。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番。

〔5番 高久美秋君登壇〕

○5番（高久美秋君） 議長、そして同僚の皆様、本日、私は、政務活動費を廃止しようとする発議第10号に反対する立場から発言させていただきます。

財政健全化の必要性については私も理解しておりますが、本条例がもたらす結果を慎重に考えるべきです。

地方自治法第100条第14項では、地方議会が条例を定めることで議員の調査研究に必要な経費を政務調査費として交付することができると規定されています。

まず、政務調査費の意義について再確認させていただきます。

政務調査費は、議員の専門的な調査や研究、他地域への成功事例の視察を行い、政策の裏づけを取るために使われます。

〔「政務調査費は国じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 発言を控えてください。

○5番（高久美秋君） この資金を適切に活用することで、町民の皆様の抱える課題を深く理解し、効果的な政策を策定することが可能になります。

次に、政務調査費を廃止することで生じる問題について触れます。

議員活動には一定のコストがかかることは事実ですが、調査費を自己負担すればどうなるでしょうか。

一部の議員にとって経済的負担が重くのしかかり、十分な調査や視察が行えなくなるおそれがあります。その結果、地方自治が形骸化し、多様な意見を反映する力が失われるおそれがあります。

議員には多様な背景を持つ人がいます。経済的に余裕のある人だけが活動を充実させられる状況では、多様な価値観が反映された政策が生まれにくくなります。政務活動費があることで、経済的な負担を軽減し、多様な人々が平等に活動できる環境が整います。

さらに、政務調査費がなくなると行政指導の政策がさらに強まる可能性があります。本来、議会は行政をチェックし、地域の声を反映させる役割を果たすべき存在です。しかし、調査や能力が弱体化すれば、行政の一方的な施策に歯止めをかけられる力が失われてしまいます。

発議第10号を賛成することは、私たちの本来の使命を放棄することに等しいと考えます。どうか皆様の良識ある判断をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 反対討論が出ましたので、賛成討論はありますか。

3番。

〔3番 芳賀慎也君登壇〕

○3番（芳賀慎也君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）について賛成の立場で討論させていただきます。

私は、先ほども提出者よりありましたように、今後、少子高齢化、人口減少が影響から地方交付税等の減額が予想されます。ここで、我々議員として町民の皆様のために、福祉の向上、サービスの向上、町の振興発展に少しでも寄与できればという思いがございますので、我々議会から率先して議員自ら身を切る改革が必要であると考えます。

以上でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（藤井源喜君） ほかに討論はございますか。

2番。

〔2番 小島紀子君登壇〕

○2番（小島紀子君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）に反対して発言させていただきます。

まず、新人議員の立場として発言させていただきます。

政務活動費とは、議員が町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付されるものとあり、矢吹町では月2万円、1人当たり月2万円、12か月ですので24万円支給されております。合計14名ですので336万円となります。

しかし、返納額が、使われなかった分は返納ということで114万円あり、使われた分は約222万円が使われております。これは令和5年度の例であります。

私、新人議員の立場としまして、先輩議員に追いつくべく政務活動費を多かった研修費に使わせていただいております。地方自治に関する研修に明治大学1回、地方財政に関する研修、基礎と応用行ってまいりました。それで2回、政務活動費があるからこそ研究、勉強ができます。それでようやくスタートラインに立てたところと思っています。

また、他都道府県の議員さんたちの意見交流、意見交換など有意義な研修は、特に新人議員は必須であると考えております。ですのてなくされては困るのです。

先ほど、ちょっと質問のところで、質疑のところで言いそびれてしまいましたが、町民1人は議員1人当りに幾ら払って雇っているのかという計算があります。

議員14人でも、先ほど1人当たり年間14円なんですけれども、支払わなかった分もありますので、年間10円を政務活動費として私たちが頂いて、それで勉強させてもらっているわけなんです。10円のために1万7,000人の住民の方たちが払ってくださったおかげで私たちは勉強させて向上させることができます。

そういうことで、勉強したい方は大いに勉強すべきであり、使わなくて返納してもいいですよという方は返納して当然だと思います。でも勉強の機会をなくさせないでください。それが反対する理由であります。よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 賛成討論はありますか。

11番。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 私は、発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）に対して賛成の立場で討論させていただきます。

政務活動費、多分導入されて8年、9年目かと思います。私が議員に出た頃はありませんでした。その頃は、議員報酬は変わらず月額24万円でした。ですが、それで活動をしておりました。

なぜならば、議員給与ではなく議員報酬という名称です。報酬ということは、働いたことによって、それに対する対価です。ですから、もし、考え方の中に政務活動費がなかったら研究できない、勉強できないという考え方がもしあるとしたら、それは、当てはまりません。24万全額使っても、自分の収入ほかは全部導入しても何ら問題はありません。

それで、もし政務活動費が全くないところは、能力ない、議会のチェック機能がないという議論がもしあるとすれば、それも当てはまらないというふうに思います。なぜなら、議員報酬だからです。

それでなぜ議会が率先して減らすのかと。

ふだん執行部に対して、あれを下げろ、これを増やせ、どうだこうだというふうに一般質問、常任委員会、予算委員会で質疑をします。

であるならば、人に人様にものを言うんであれば、率先垂範して自分が模範を示すというのは、議員として当たり前ではないでしょうか。

それで様々な財政悪化の理由はあると思います。地方交付税は年々年々減ってきております。

一般質問にもありましたが、交付税措置という名称の魔法のお金があり、なかなか目に見えないお金があつて、財源はあるようでないというところが実際でありますし、同僚議員が長年一般質問で指摘されているように、財調、財調と財政調整基金が大事であるというふうにあります。

今議会が終われば3億5,000万ぐらいになってしまうと。当町の財政規模からすれば8億ぐらいは必要だと、4億5,000万ぐらい不足していると。そのために何をすべきか。これから議会において私たちが執行部に対し、ああしろ、こうしろと言い出すと思います。過去の財政改革の当時にもありました。

であれば、今議会ができること、1億余りの議会の予算でできること、微々たることだと思います。ですが、それをやってから、それをやってから執行部に物を申すというのが順序だというふうに思います。

よって発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）に賛成いたします。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜君） ほかに討論はありますか。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について反対の立場で討論をいたします。

令和6年12月10日に開催された全員協議会において、令和7年度当初予算について議会費の12%の削減が事務局より提案され、議員間討議がなされました。

私は、本年9月の議会の一般質問で、まちづくり総合計画と行財政改革大綱について質疑をいたしました。

総合計画に掲げた第1期大規模事業を実施すると令和6年度以降赤字になるシミュレーションとなっている、計画策定前に財政シミュレーションを行い、実施する事業の選択と集中を図るべきである。計画倒れにならないかについて質問をいたしました。

町長の答弁は、赤字シミュレーションは行財政改革の実施しない場合を想定したものである、行財政改革に取り組むことで財政の健全化を図っていきたいというご答弁をいただいたところでございます。

行財政改革大綱の実施計画については現在策定中であり、重点事項を反映させた取組を具体的に記載すると実施計画の策定についてのご答弁もいただいております。

ところが先ほどの質疑の中でも質疑をいたしましたが、行財政対策大綱の実施計画書が示されておられません。

2つ目でございますが、令和5年度の決算認定において財政調整基金の取崩しによる決算であり、単年度収支が赤字、実質単年度収支も赤字となって財政健全化を図られていない、そして将来負担比率は、全国の類似団体、31町の町の中で30番目であると反対をしてきました。

しかしながら、広報やぶき10月号、11月号では、全ての会計で黒字決算であり、財政状況は年々健全化が図られている。基金残高15.7億円、財政調整基金残高10.3億円と町民に報告されております。黒字決算と削減、矛盾していませんか。

今ほど、一部の話では財政調整基金3.5億円、3億円台の数字がというようなことが話されましたが、広報やぶきでは財政調整金10.3億円あるよということで町民には報告がなされておる現状です。矛盾していませんか。本当に財政は健全なのでしょうか。黒字決算で健全ならば、削減の必要の説明はありません。

4つ目でございますが、財政悪化の原因分析、財務分析と改善計画が示されておりません。また一律12%の削減の根拠が示されていません。

7年度費用の削減について、事務局サイドからの説明でなく、町執行部から詳細な説明がなされていない。議会側から率先垂範してやっていくんだというような、この今回の議員提案だというふうに認識しておりますし、行財政改革大綱の実施計画書を示して、財政健全化計画または財政非常事態宣言を発して、議会、町執行部、町民が一体となって町ぐるみで財政健全化を図るべきであるということだと私は考えておりますが、協議がなされておりません。

政務調査費の廃止について、私は、令和5年度政務調査活動で研修費、広報費、図書費として42万5,000円を使い、政務調査費で24万円を活用し、18万5,000円は私のほうで出しております。非常に議員としての政務活動や実施の研修に役立っておると認識しております。

政務調査費の成立した経過等を十分に検証して、廃止でなく減額も検討すべきであることから、反対をいたします。

以上、議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 三村議員。

議長席によりしくお願いします。

○8番（三村正一君） もう一回やり直します。

○議長（藤井源喜君） 暫時休議します。

（午後 零時06分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 零時08分）

○議長（藤井源喜君） ほかに、賛成討論はありますか。

1番。

〔1番 梅宮美和子君登壇〕

○1番（梅宮美和子君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）について賛成の意見を述べさせていただきます。

町民の皆様の国民年金の平均は、約5万4,000円前後だと思います。厚生年金の平均は、収入によってそれぞれ違いますが、大体、これは言うところちょっと怒られるかもしれませんが、10万から20万ぐらいの間だと思います。

パート収入、今103万の壁、130万の壁、ニュースで騒いでおりますが、嘱託で民間の方は一生懸命毎日働いて15万前後だと思います。

その中で、議員の報酬は1か月24万と、日割りに計算しますと、毎日毎日朝から晩まで、日割り計算したら、私は高い報酬ではないかと思っております。

町の財政が赤字ではなく、厳しい状況、今後、人口も減少に行きます。議員自らそういう町民のために身を削って示すことが大事ではないかと私は考えております。

それで関根議員、芳賀議員ともに同じ考えで賛成意見を述べたいと思います。

また、地方、全国の市町村議会の研修にも行かせていただきました。確かに新人議員で大変勉強にはなりましたが、ですが、地方によって、地域によって特性がありまして、矢吹町とはちょっとかけ離れているような感じが、私は思いがありました。

ほかの地域ではこういうことが考えられて、こういうふうに動くんだな、確かに取り入れる部分はありませんが、やはり地域に沿った考え方、全国とはまたレベルが違いますので、そこを考慮しながら、皆さん、町民の皆様と一緒に考えていかなければならないと私は感じております。

以上で終わります。

○議長（藤井源喜君） ほかに討論はありますか。

10番。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）に反対の立場で討論をいたします。

政務活動費の廃止ということですが、議員報酬のお話も皆様のほうでは関連しているような討論が聞かれますけれども、まず報酬に関しましてということで、財政の面から今回こういうふうに、政務活動費を廃止するというような発議に関しましての補完するものとして、議員報酬もあるかと思えますけれども、地方自治法の203条第1項第4項では、地方公共団体は、その議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならないとなり、中略ですけれども、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないというふうに規定されております。

そして、例えばその報酬の額に関してであります、会津若松市等におきましては、様々な分析方法がありまして、特に原価方式、比較方式等、そして収益方式という、そういう手法によって再分割しながら科学的な根拠の下に議員報酬を出しているところもございます。

そして、それは矢吹においてはそういうレベルではないと言われればそれまででございますが、少なくとも生活できなければという中にあっては、現在、全国での社会問題として議員の成り手がない、いわゆる自営業とかそういう方々、収入が一定の額を保持している方でなければ議員になれない。そういう制限的なものにあつては、本来あるべき時事を守っていく議員の成り手という問題からも、これは一方的な発言としまして、議員報酬というものに関する考え方、それがいわゆるその議員報酬を削ってまでもというのは当てはまらないところでございます。

そして、ただいま私のほうで申し上げたいのは、政務活動費廃止に関する条例案に反対の立場ということで、地方自治体では、ともに住民から選出された代表である市長と地方議会が車の両輪となって地方自治を推進するという二元代表制の仕組みが採用されています。

日本国憲法93条では、地方議会は地方自治体の意思を決定する議事機関として位置づけられ、同94条では、地方の自主立法である条例の制定権を地方議会に付与しております。

これらの規定が持つ意味はとても重いものであります。地方自治体の意思を決定する最終責任は首長ではなく、地方議会にあります。

憲法が定める議事機関としての具体的役割は、監視機能と立法機能に分けられるとされています。

監視機能は、執行機関の不正や不適切な行政運営をチェックし、いわゆる運営の改革全般の是非そのものも対象とするものであります。

また、立法機関としては住民の意見を吸い上げ、それを地域の課題として政策にまとめ、条例制定などによって課題解決を図っていくことが求められております。

2012年の地方自治法改正により、これまでの政務調査費から調査研究以外の用途にも使用でき、議員が議会以外で行う様々な活動にも支出できる政務活動費へと制度が変わり、この制度改定は、使い勝手をよくするためだけではなく、地方分権を推進する流れの中で、議員の立案能力や監視能力を高めるために行ったという点を改めて認識すべきであります。

全国には2017年度時点では政務活動費の支給なしが24%、月に2万円以内の支給が42%、34%は2万円以上の支給というふうになっており、多くの議会では一般的なイメージとは異なり、多額の政務活動費が支払われているわけではなく、議員が上手にやりくりをして使っているのが現状です。

今般、矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）が発議されたわけではありますが、第1に、ただいま述べた内容を踏まえるに、政務活動費は、二元代表制において議会に付与されている政策立案能力と監視機能をつかさどる機能をより充実させ、自治機能を増進させる制度の下に創設されたものであります。

この政務活動費を廃止することは、まさしく議員としての能力を低下させ、地方議会の停滞を招くものとなります。

第2に、今回の政務活動費を廃止する根拠となった事由、原因は、来年度の当初予算が組めない、来年度の予算編成において8億円の資金不足が生じる、各課での事業費12%カットをしなければ、町財政運営が不可能となる、ひいては住民サービスが行き届かなくなるという財政難がそもそもの要因であります。

議会には、議事決定権があることは先ほど述べたとおり、予算決算の議決権もあります。当然監視機能が付与されていることも皆さんご承知かと存じます。

つまりは、このような財政難を招いた責任は、今後のことに関しての財政難という意見もございしますが、私が一般質問で従前より行ってきた内容におきましては、今回の一般質問でもありましたが、令和3年度におきまして、財政内容におきまして、性質別歳出におきましては、人件費物件費、補助費等が上がってきている。つまり過去においてそういうことが、もう予兆があったわけなんです。

いわゆる業務委託を切るわけにはいきませんから、継続していく中であっては、今後、以前よりのいわゆる行ってきた財政運営での例えば出費の多い部分が今後も続いていくというような予兆があったわけでありまして、ただ単に財政難が今後の課題という、そこで分岐点をつくるようなそういう内容ではございません。

そういうことを考えていきますと、改めてこのような財政難を招いた責任は議会にあるということが言える

わけでございます。

特に、1期、2期という期数の短い議員が議員の半数を超える昨今の議会にありまして、また、過去の定例会などでの決算予算認定においても、—————（議長が取消を命じた発言）—————賛成票を投じてきた議員による過半数超えの議決がこの結果を招いたとも言えるわけであります。

正直申し上げまして、どれだけの議員が財政について理解しているのか疑問でもあります。学ぼうとしない議員が多いんじゃないでしょうかという町民からの意見も聞かれます。

歳入に関して7大案件で内訳を言えますし、一般財源と特定財源の区別というものがついているのかどうか、歳入では、経常一般財源等の意味等、その額が幾らあるのか、そういったことを踏まえていくことを考え、また80億円という予算、これらをいわゆる一般企業であれば、これらを監査するには、日々日々、毎日毎日の仕事量は議会にはついて回るものでございます。

そういう意味におきましては、政務活動費等によりまして、そういうものを資料を取り、精査していくことが議員の仕事として与えられ、80億という中にあっては、かなりの日数を要するものでございます。

このような中にありまして、また普通交付税台帳というものに関しても見たことがないという方もおられるかと思います。当然自己研鑽をしながら、財政に強くならなければ、今後の町の財政、町民サービスに関しても、やはり議員としての責務を果たすことはできない状況でございます。

議会が率先して事業を予算の削減をするということではありますけれども、それが功を奏すのかどうか、336万という金額が本当に有意義なものとして財政の再建、健全化に役に立つのかは分かりません。

専ら議員が今後財政運営に関して、より建設的な、特に公的関与に関してどういうふうにあるべきかということも踏まえて研究し、切磋琢磨していくこと、そういうものに政務活動費を使っていくべきではないのかというふうにも思われます。

以上、そのような観点から今回の議案発議に関しましては反対をいたす次第でございます。

皆様の賢明なご判断のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜君） ただいまの青山議員の発言の中で、盲目的にということと、のうのうという言葉が出ておりました。これについては不適切であると思いますが、取消しをしますか。

10番。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 別に誹謗中傷、冒瀆しているわけではございませんので、何ら問題ない発言との認識であります。特に、ほかの議会におけるものに関しましても、この程度の発言は許容範囲であるというふうに思っております。

○議長（藤井源喜君） 暫時休議します。

（午後 零時25分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 1時16分）

○議長（藤井源喜君） 先ほど、発議第10号の討論における青山英樹議員の発言において議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会より結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 大変お待たせして申し訳ありません。

先ほど開催いたしました議会運営委員会において、発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）に対する青山議員の討論について協議をいたしました。

初めに、発言箇所の音声を聞き確認をしました。次に、各委員から意見をお聞きしました。

協議の結果、もろ手を挙げて盲目的にという発言が不適切であるということを確認いたしました。

その結果、議長において当該発言を取り消すことで調整が整いました。

参考までに発言の取消しにつきましては、まず本人からの申出、そして議長における取消しとありますが、本人がこの議場においても取消しをされませんでしたし、議会運営委員会においても取消しをされませんでした。ですので、こういう結果になりました。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（藤井源喜君） 発議第10号 矢吹町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例（案）の討論で青山英樹議員の発言のもろ手を挙げて盲目的には不穏当発言でありますので、発言の取消しを命じます。

討論に戻ります。

発議第10号について、ほかに討論はありますか。

9番。

〔9番 鈴木隆司君登壇〕

○9番（鈴木隆司君） 私は、発議第10号に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○議長（藤井源喜君） 暫時休議します。

（午後 1時20分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 2時40分）

○議長（藤井源喜君） 先ほど発議第10号で賛成署名した鈴木隆司議員、鈴木浩一議員から提出者の関根貴将議員に、当該発議に反対したい旨の申出があり、私、議長に対し、関根議員よりお手元の事件の訂正請求書が提出されました。

お諮りいたします。発議第10号について、提出者、関根貴将議員から提出された訂正請求書のとおり、発議第10号を別紙の案のとおり訂正することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 異議なしと認め、これを訂正いたします。

それでは、発議第10号の討論を再開いたします。

討論はありますか。

9番。

〔9番 鈴木隆司君登壇〕

○9番（鈴木隆司君） いろいろと申し訳ありません。

私は、発議第10号に反対の立場で討論をさせていただきます。

町の財政が大変なとき、あるいは財政再建を考えると、議会では何ができるか、どういった行動ができるかというのはとても大事なことです。この件に関しましては、私も全く異論はありません。議会自ら積極的にこの財政問題に協力するということはすばらしいことです。

ただ、よく枝木を見て森を見ずという言葉があります。今、矢吹町議会で真っ先に財政再建、財政の大変なときに協力するに当たって、この視察をしたり、勉強したり、人材育成に関するこういったお金に真っ先にメスを入れるのはいかがなものかなという思いで反対討論に立ちました。

幕末の越後長岡藩の話は皆さんもよく知っていると思います。戊辰戦争に敗れ、藩内が焼け野原になった長岡藩に対し、周り、近隣の諸藩から米の支援がありました。長岡藩は、この米を食べてしまっただけで終わる、この藩を立て直す、この地域を立て直す、ここの財政を立て直すためには、教育、人材育成が大事だと考えた話、有名な米百俵の話であります。

今、議会ではこういった研修、教育、人材育成の場に真っ先にメスを入れることが矢吹町の財政再建の一助になるでしょうか。もっと時間をかけて議会では何ができるか、町に対してどういった財政再建の協力ができるかといった熟慮の時間が必要だと思います。あまりにも短期間に、この予算を削ればいいという話ではないと思います。

それから、この今回の案件に関しましては、条例の廃止であります。例えば減額のことだってあるし、使わない人だって、そういう手もありますし、条例そのものを廃止するということは、後進にとっても、私は、今後出てくる新しい議員、財政が直ったときに、また勉強して町のために様々な提案、いいまちづくりをしようといった後進のためにも条例は残しておくべきではないかという考えもあります。

こういった考えから、もう少し議会として、どうやったら町に協力できるか、どうしたら町の財政再建に寄与できるかということ、もうちょっと1度立ち止まって熟慮する必要があるということから、私はこの発議に対して反対をするものであります。

議場の皆さんのご協力、よろしくお願い申し上げます。私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（藤井源喜君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（藤井源喜君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、2時50分より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第445回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後 2時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 13 日

議 長 藤井源喜

署 名 議 員 富永創造

署 名 議 員 三村正一